2019
年度版

# 福祉のしごとガイド

資格・職種編

編著 川村匡由
Kawamura Masayoshi

# 目次

序―― 福祉のしごとが
ますます注目されるワケ ……1

## 3つの福祉士

[資格・職種]
社会福祉士……7
介護福祉士……20
精神保健福祉士……30

## 高齢者にかかわるしごと

[資格・職種]
介護職員……36
生活相談員……40
訪問介護員・ホームヘルパー
（介護職員初任者研修修了者）……42
介護支援専門員（ケアマネジャー）……45
介護事務管理士……49

## 子ども・女性にかかわるしごと

[資格・職種]
保育士……52
幼稚園教諭……56
児童指導員……59
児童自立支援専門員・児童生活支援員……63
児童の遊びを指導する者（児童厚生員）……66
ベビーシッター……70
家庭相談員……72
養護教諭……74
特別支援学校教諭……77

## 障害者にかかわるしごと

[資格・職種]
障害者支援施設職員……81
相談支援専門員……83
障害児者居宅介護従業者
（ホームヘルパー）……85
ガイドヘルパー……88
生活支援員……90
手話通訳士……93
義肢装具士……96

## 地域福祉にかかわるしごと

[資格・職種]
コミュニティソーシャルワーカー（CSW）101
民生委員・児童委員……104
日常生活自立支援事業専門員……107
福祉活動専門員……110
地域福祉活動コーディネーター……112
ボランティアコーディネーター……115

## 行政等にかかわるしごと

[資格・職種]
福祉事務所職員……120
一般行政職……123
福祉公社・社会福祉事業団職員……126
身体障害者相談員……128
知的障害者相談員……130
家庭裁判所調査官……132
保護観察官……135
法務教官……137
成年後見人（専門職・市民後見人）……140

## そのほかの専門職・職場

[資格・職種]
保健師……143
看護師……147
准看護師……152
理学療法士（PT）……157
作業療法士（OT）……161

# 目次

言語聴覚士（ST） …… 165
医療ソーシャルワーカー（MSW）…… 170
栄養士・管理栄養士…… 173
視能訓練士…… 176
盲導犬訓練士…… 179
歩行訓練士
（視覚障害生活訓練等指導者） … 181
生きがい情報士…… 183
福祉レクリエーション・ワーカー …… 186
福祉用具専門相談員…… 188
福祉住環境コーディネーター …… 190
音楽療法士…… 192
健康運動指導士…… 195
公認心理師…… 198
臨床心理士…… 202
カウンセラー …… 206
スクールソーシャルワーカー（SSW） 209
司法ソーシャルワーカー …… 212
児童心理司…… 215
職能判定員…… 217
救急救命士…… 219
高等学校福祉科教諭…… 225

# 序――福祉のしごとがますます注目されるワケ

## 今後、さらに拡充が必要な社会保障や福祉サービス

周知のように、日本は戦後、短期間のうちに戦災復興と高度経済成長を遂げ、GDP（国内総生産）がアメリカに次いで世界第二位となり、国際社会から奇跡といわれました。

しかし、その後、石油危機やバブル崩壊、リーマンショック、経済のグローバル化、デフレ不況に伴い、２０１０（平成22）年、GDPは中国に追い越されて世界第三位となりました。同時に、本格的な少子高齢社会と人口減少を迎え、今後、社会保障や福祉サービスを必要とする人たちがさらに増えると予想されています。

現に、総人口は２０１７（平成２９）年１０月現在、１億２，６７１万人で、このうち、６５歳以上の高齢者は３，５１５万人となっており、高齢化率は２７．７％です。しかも、高齢者は今後、２０４５年まで微増するのに対し、総人口は２０５５年に９，７４４万人と１億人を切り、２０６５年には８，８０８万人に減少し、高齢化率は２０５５年に３８．０％、２０６５年には３８．４％に上昇すると見込まれています。

これに対し、高齢者を支えていくべき１５～６４歳の生産年齢人口は２０２９年に６，９５１万人と７，０００万人を割り、２０６５年には４，５２９万人、また、次代を担う０～１４歳の年少人口は２０５５年、１，０１２万人、２０６５年には８９８万人に減少すると推計されています（図表）。

図表　高齢化の推移と将来推計

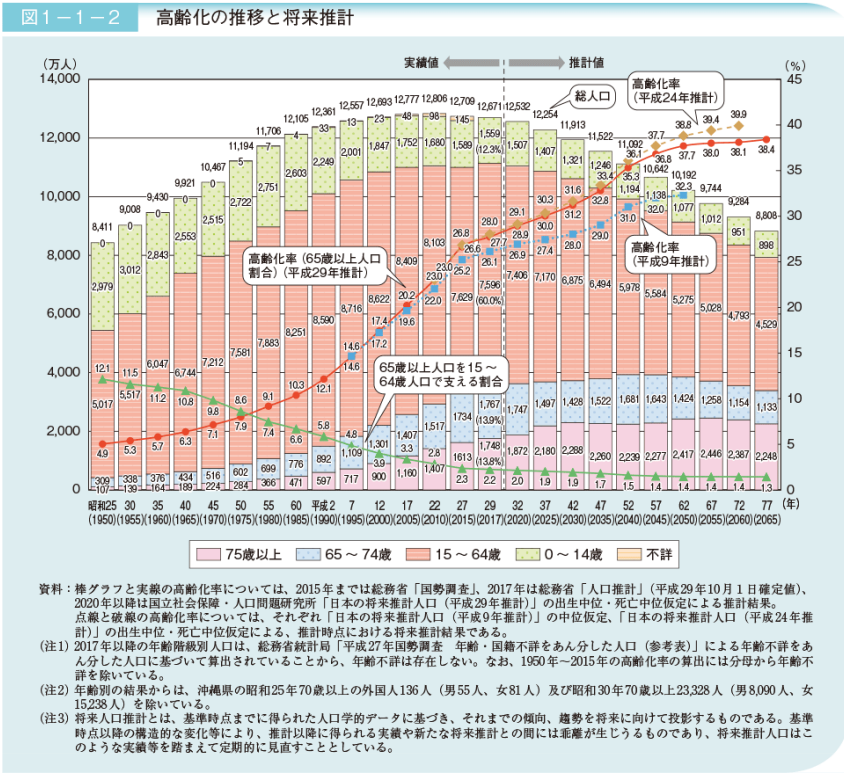


出典：内閣府HP、２０１９年。

一方、２０１７（平成２９）年３月現在、身体障害[1]児者は約４３６万人、知的障害児者は同１０８万人、精神障害者は同３９２万人、また、幼稚園児は同１２７万人、幼保連携型認定こども園児は同５０万人、保育園（所）児は同２５５万人、小学生は同６４５万人、中学生は同３３３万人、特別支援学校生は同１４万人となっていますが、特別養護老人ホームや保育所（園）などに入所、あるいは預けられない待機者は高齢者が同３６万人、保育園児が同２万６，０００人（潜在的には同８５万人）、障害児者もデータはないものの、かなりの人数に上っているとみられます。その意味でも社会保障や福祉サービスを必要とする人たちが今後、ますます必要となっていきます。

1　障害者の「害」は妨げる、または差別的などの異見があるため、「がい」、あるいは「碍」と言い換えている研究者や自治体もありますが、ここでは法律名に従い「害」と表記します。

## さまざまな職場と資格

そこで、政府は１９８９（平成元）年、社会保障や福祉サービスの新たな財源として消費税を導入し、その後、３％から５、８％と段階的に引き上げ、２０１９年１０月には１０％に再引き上げを予定しています。そして、これを財源として１９９０年代にゴールドプランや障害者プラン、エンゼルプランを実施したのち、２０００（平成１２）年以降、介護保険法や障害者自立支援法（現障害者総合支援法）、次世代育成支援対策推進法などを制定・施行しました。また、自治体や社会福祉法人、社会福祉協議会（社協）、福祉公社・社会福祉事業団、福祉系企業・事業所、福祉NPO法人事業所などと連携し、高齢者や障害児者、幼稚園・保育園児などの職場や資格を増やし、社会保障や福祉サービスの整備・拡充を図っています。

具体的な福祉の職場は特別養護老人ホームや老人保健施設、介護療養型医療施設（療養病床）を介護保険施設とするほか、地域包括支援センターや訪問看護事業所、老人短期入所施設、グループホーム、自立訓練（生活訓練）事業所、就労継続支援事業所、共同作業所（小規模作業所）、精神科病院、保育園、認定こども園、放課後等デイサービス事業所、さらに有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅（サ高住）、福祉系企業・事業所などです。

一方、資格では社会福祉士や介護福祉士、精神保健福祉士のほか、介護職員初任者研修修了者（訪問介護員：ホームヘルパー）や介護支援専門員（ケアマネジャー）、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保健師、看護師、医療ソーシャルワ―カー（MSW）、偽装装具士、障害児者居宅介護従業者（ホームヘルパー）、ガイドヘルパー、保育士、児童の遊びを指導する者（児童厚生員）、福祉住環境コーディネーター、健康運動訓練士、福祉用具専門相談員などがあります。

これを受け、福祉系の大学や短期大学、専門学校はこれらの資格の取得をめざす新卒者や社会人に対し、さまざまな養成教育や就職活動の支援に努めています。また、自治体や社協は福祉人材バンクや福祉人材センターを併設、福祉の職場の相談・面接会を開催する一方、公共職業安定所（ハローワーク）も福祉人材コーナーを常設、就職のあっせんに務めています。

## 働きがいのあるしごと

ところで、職業は単に生活を維持するためや収入を得るというだけでなく、しごとを通じて社会貢献ができ、かつ自己実現を図るなど、人生を有意義に過ごすための大事な要素にもなります。なかでも福祉のしごとはきわめて働きがいのあるしごとの一つです。その福祉のしごとについて、一部で公務員や会社員に比べて給与が安い、また、休みがとりにくい、過酷などと揶揄(やゆ)する声もあるようですが、公務員に準じた待遇のところも少なくありません。

それだけではありません。同じ職場で外国人の技能実習生と従事し、異文化の理解と共生の重要性を学べる可能性もあります。

ただし、どのように立派な職場であったり、資格を持っていてもノーマライゼーションの理念のもと、利用者を支援し、地域社会に温かく迎えなければその担い手としては失格です。「福祉は人なり」といわれるゆえんですが、災害時には福祉避難所ともなるため、対利用者だけでなく、“地域福祉の要”として、日ごろから防災、さらには防犯への心得も忘れてはなりません。

## 本サイトの内容と特徴

本サイト「福祉のしごとガイド」は毎月約５万件も検索され、大好評ですが、社会保障や福祉サービスにかかわる制度や政策、事業はもとより、福祉の職場や資格も年々、拡充されています。このため、今回、２０１５年度版の内容を２０１９年度版にブラッシュアップしたほか、新たな職場として小規模多機能型居宅介護事業所や企業主導型保育所、子ども食堂、ホスピスなど１０か所、同様に、新たな資格としてコミュニティソーシャルワーカー（CSW）や公認心理師、司法ソーシャルワーカーなど８種類を加えましたが、本サイトの情報を利用される際は最新の情報をご確認くださるよう、お願いします。

いずれにしても、本サイトが今後もより多くのみなさんの参考となり、晴れて志望する福祉のしごとに就業したり、起業に成功して利用者に喜ばれるとともに、これからの長い人生をより充実したものにしていただければ幸いです。陰ながら応援しています。

２０１９年４月

武蔵野大学名誉教授
川村　匡由

川村　匡由（かわむら・まさよし）

（徳島県の札所にて）

武蔵野大学名誉教授・博士（人間科学）。1999 年、早稲田大学大学院人間科学研究科博士学位取得。専門は社会保障、地域福祉、防災福祉。元社会福祉士試験委員、行政書士有資格、一般社団法人シニア社会学会理事、非営利任意団体・福祉デザイン研究所所長、地域サロン「ぷらっと」主宰。

主　著　『改訂　社会保障（編著）』（建帛社）、『社会保障（同）』『地域福祉と包括的支援体制（同）』『社会福祉の原理と政策（同）』、（以上、ミネルヴァ書房）、『防災福祉のまちづくり』（水曜社）、『防災福祉先進国・スイス』（旬報社）、『三訂　福祉系学生のためのレポート＆卒論の書き方』（中央法規出版）など多数。

その他　各地で自治体・社協・NPO 委員や講演、研修のほか、メディアにも多数登場している。

※ 個人のＨＰ　http://kawamura0515.sakura.ne.jp/index.html

この「福祉のしごとガイド」は、福祉関連の資格・職種、職場についてその概要をご理解いただくために作成したものです。記述内容には正確をきしておりますが、本サイトの情報を利用される際には最新の情報をご確認下さいますよう、お願い申し上げます。

# 3つの福祉士

[資格・職種]

社会福祉士
介護福祉士
精神保健福祉士

資格・職種

# 社会福祉士

関係機関との連携・調整を図りながら、日常生活が困難な人や家族を支援する

## しごとの内容

社会福祉に関する専門的な知識と技術をもって、身体上、または精神上の障害があったり、もしくは環境上の理由により、日常生活を営むのに支障があったりする人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導を行います。また、医療関係者をはじめとした福祉サービス関係者などと連携し、これらとの連絡・調整、援助を行うソーシャルワーカーです。

具体的には、高齢者や身体障害者、知的障害者、児童など援護を必要とする人やその家族に対し、さまざまな相談や助言、指導、援助を行います。とくに社会福祉施設の生活相談員や児童指導員、行政機関における社会福祉主事、児童福祉司、保健・医療機関における医療ソーシャルワーカー（MSW）、社会福祉協議会（社協）の福祉活動指導員や福祉活動専門員などとして、利用者やその家族にかかわることが多くあります。それだけに、これらの業務にあたっては常に利用者の立場に立ち、社会福祉に関する情報をわかりやすく説明する一方、本人が主体的に必要なサービスを利用することができるように努めるとともに、関係機関との連絡・調整を図ることが求められます。

## 主な職場

都道府県、市（特別区を含む。以下、略）町村、福祉事務所、社協、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、児童相談所、福祉公社・社会福祉事業団、老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設、社協、一般病院、介護保険施設、福祉（系）生活協同組合（生

協)、福祉NPO法人事業所、福祉系企業・事業所、地域包括支援センター

## 将来性

少子高齢化の進行や国民の福祉ニーズの多様化に伴う介護保険制度の拡充などにより、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）や生活支援コーディネーター、地域福祉コーディネーターなどとしても将来性は十分です。また、これまでの知識と経験を生かし、独立型社会福祉士に転身する人もいます。

具体的には、2006年と2012年の介護保険制度の大幅な見直しに伴い、地域包括支援センターの必置と地域包括ケアシステムの構築が打ち出され、総合的な相談支援や権利擁護を担うようになりました。また、市町村社協などで総合的な相談窓口機能を担うマンパワー、さらに、高度な知識や技術にもとづき、個別支援や他職種との連携、地域福祉の推進を行う「認定社会福祉士」としても期待されています。

このほか、全国の小・中学校に社会福祉士、および臨床心理士の有資格者がスクールソーシャルワーカー（SSW）として配置されるようになり、不登校やいじめ、暴力行為など、子どもたちのために学校を支える新たな専門職としても注目されています。

## 登録者数

22万6,413人（2018年11月末日現在）

## 勤務形態

行政機関、社協、団体、施設、病院、企業・事業所など勤務先を問わず、原則として日勤ですが、介護保険施設や障害者支援施設などの場合、早番や遅番、夜勤、宿直もあります。行政機関の場合、一般、または福祉行政職としての公務員、団体や施設、病院、企業・事業所などの場合、それぞれの採用試験に合格してしごとに就きますが、基本的には社会福祉士の有資格者が受験資格の要件となっています。

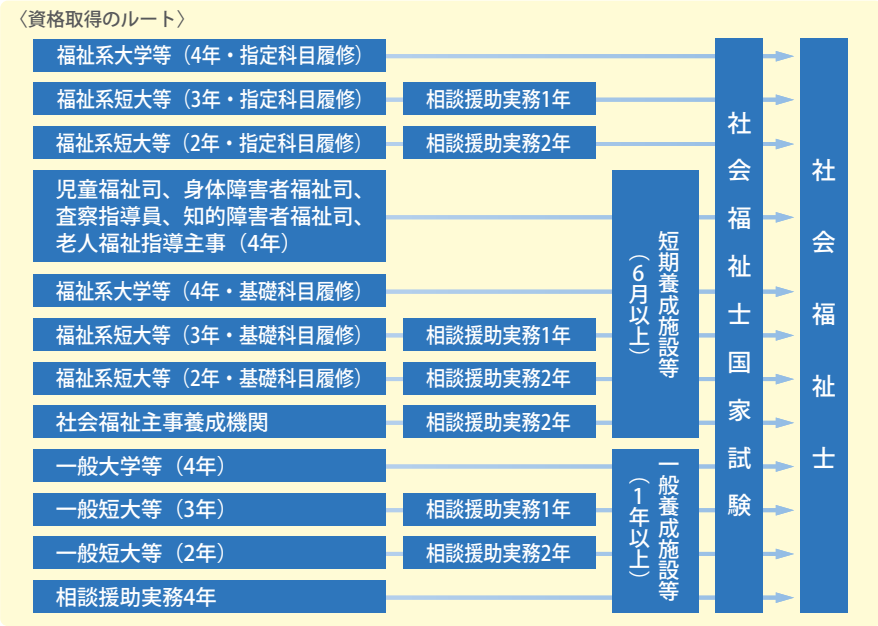


## 給与水準

行政機関の場合、公務員給与規定にもとづきます。団体や施設、病院、企業・事業所などの場合、地方公務員給与規定に準じて決められるケースが多いですが、公務員よりも若干多めです。

基本給のほかに、扶養手当や住宅手当、通勤手当、超過勤務手当、調整手当、特殊勤務手当、夜勤手当、宿直手当などが付くこともあります。社会福祉主事任用資格の取得を求める団体や施設などの場合、賞与も支給される傾向にあります。

## 資格取得のルート

①大学・専門学校からのルート

一般的には福祉系大学（4年課程）に進学し、卒業するまでに指定科目を履修して試験に臨みます。また、福祉系短大（2～3年課程）に進学し、同じく指定科目を履修し、卒業後に1～2年実務を経験する、あるいは一般の大学や短大を卒業後、1～2年実務を経験したのち、養成施設を経て試験に合格し、資格を取得しま

す。通学が困難な場合、通信教育課程もあります。

指定科目は、人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システムのうち1科目、現代社会と福祉、社会調査の基礎、相談援助の基盤と専門職、相談援助の理論と方法、地域福祉の理論と方法、福祉行財政と福祉計画、福祉サービスの組織と経営、社会保障、高齢者に対する支援と介護保険制度、障害者に対する支援と障害者自立支援制度、児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度、低所得者に対する支援と生活保護制度、保健医療サービス、就労支援サービス、権利擁護と成年後見制度、更生保護制度のうち1科目、相談援助演習、相談援助実習指導、相談援助実習です（表1）。

<表1　指定科目>

| | |
|---|---|
| 1 | 次に掲げる科目のうち1科目 |
| | イ　人体の構造と機能及び疾病 |
| | ロ　心理学理論と心理的支援 |
| | ハ　社会理論と社会システム |
| 2 | 現代社会と福祉 |
| 3 | 社会調査の基礎 |
| 4 | 相談援助の基盤と専門職 |
| 5 | 相談援助の理論と方法 |
| 6 | 地域福祉の理論と方法 |
| 7 | 福祉行財政と福祉計画 |
| 8 | 福祉サービスの組織と経営 |
| 9 | 社会保障 |
| 10 | 高齢者に対する支援と介護保険制度 |
| 11 | 障害者に対する支援と障害者自立支援制度 |
| 12 | 児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 |
| 13 | 低所得者に対する支援と生活保護制度 |
| 14 | 保健医療サービス |
| 15 | 次に揚げる科目のうち1科目 |
| | イ　就労支援サービス |
| | ロ　権利擁護と成年後見制度 |
| | ハ　更生保護制度 |
| 16 | 相談援助演習 |
| 17 | 相談援助実習指導 |
| 18 | 相談援助実習 |

なお、すでに福祉系大学や短大、専門学校を卒業している場合、過去に履修した科目のなかには指定科目や基礎科目に読み替えられるものもあるため（表2)、これらの認定についてはゼミの指導教員や大学の事務室に照会するとよいでしょう。

<表2　指定科目と基礎科目の読み替え>

| 指定科目等名 | 読み替えの範囲 |
|---|---|
| 人体の構造と機能及び疾病 | 医学一般、医学概論、医学知識 |
| 心理学理論と心理的支援 | ①心理学 |
| | ②臨床心理学および発達心理学の2科目 |
| 社会理論と社会システム | ①社会学 |
| | ②家族社会学および地域社会学の2科目 |
| 現代社会と福祉 | 社会福祉、福祉政策、社会福祉政策 |
| 社会調査の基礎 | 社会調査、社会福祉調査 |
| 相談援助の基盤と専門職 | 社会福祉援助技術、ソーシャルワーク<br>※指針別表に定める「相談援助の基盤と専門職」の教育内容が網羅されている場合に限る。 |
| 相談援助の理論と方法 | 社会福祉援助技術、ソーシャルワーク<br>※指針別表に定める「相談援助の理論と方法」の教育内容が網羅されている場合に限る。 |
| 地域福祉の理論と方法 | ①地域福祉<br>※指針別表に定める「地域福祉の理論と方法」の教育内容が網羅されている場合に限る。 |
| | ②地域福祉およびコミュニティワーク、またはコミュニティソーシャルワークのうち、いずれかの2科目 |
| 福祉行財政と福祉計画 | 福祉行財政、社会福祉行財政、社会福祉行政のうち、いずれかおよび福祉計画の2科目 |
| 福祉サービスの組織と経営 | 福祉経営、福祉運営管理、福祉管理運営、社会福祉経営、社会福祉運営管理、社会福祉管理運営、社会福祉施設経営 |
| 社会保障 | 社会保障制度、社会保障サービス |
| 高齢者に対する支援と介護保険制度 | 介護保険、介護保険制度、介護保険サービス、高齢者福祉、高齢者福祉制度、高齢者福祉サービス、老人福祉、老人福祉制度、老人福祉サービスのうち、いずれかおよび介護、介護の基本または介護福祉のうち、いずれかの2科目 |
| 障害者に対する支援と障害者自立支援制度 | 障害者福祉、障害者福祉制度、障害者福祉サービス、障害福祉、障害福祉制度、障害福祉サービス、障害児・者福祉、障害児・者福祉制度、障害児・者福祉サービス |
| 児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 | 児童・家庭福祉、児童・家庭福祉制度、児童・家庭福祉サービス、児童福祉、児童福祉制度、児童福祉サービス、家庭福祉、家庭福祉制度、家庭福祉サービス |
| 低所得者に対する支援と生活保護制度 | 公的扶助、生活保護、生活保護制度 |

| | |
|---|---|
| 保健医療サービス | ①保健医療、保健医療制度、医療制度 |
| | ②医療福祉<br><br>※指針別表に定める「保健医療サービス」の教育内容が網羅されている場合に限る。 |
| 就労支援サービス | 就労支援、雇用支援、雇用政策 |
| 権利擁護と成年後見制度 | ①権利擁護と成年後見 |
| | ②権利擁護および成年後見制度、成年後見、民法総則、民法総論のうち、いずれか2科目 |
| 更生保護制度 | ①更生保護 |
| | ②司法福祉<br><br>※指針別表に定める「更生保護制度」の教育内容が網羅されている場合に限る。 |
| 相談援助演習 | 相談援助技術演習、社会福祉援助技術演習、社会福祉演習、ソーシャルワーク演習 |
| 相談援助実習指導 | 相談援助現場実習指導、相談援助技術実習指導、相談援助技術現場実習指導、社会福祉援助技術実習指導、社会福祉援助技術現場実習指導、社会福祉実習指導、社会福祉現場実習指導、ソーシャルワーク実習指導、ソーシャルワーク現場実習指導 |
| 相談援助実習 | 相談援助現場実習、相談援助技術実習、相談援助技術現場実習、社会福祉援助技術実習、社会福祉援助技術現場実習、社会福祉実習、社会福祉現場実習、ソーシャルワーク実習、ソーシャルワーク現場実習 |

（注）相談援助の基盤と専門職と相談援助の理論と方法を一体の科目として行う場合にあっては、次のとおりとすること。

| | |
|---|---|
| 相談援助の基盤と専門職<br><br>相談援助の理論と方法 | 社会福祉援助技術、ソーシャルワーク<br><br>※指針別表に定める「相談援助の基盤と専門職」および「相談援助の理論と方法」の教育内容が網羅されている場合に限る。 |

②福祉の現場からのルート

このほか、4年の実務を経験したあと、養成施設で学び、試験に合格して資格を取得することも可能です。この場合の指定施設および実務経験の範囲については、それぞれの関連法規にもとづいて定められているため、確認してください（表3）。

<表3　指定施設と実務経験の範囲>

| | | |
|---|---|---|
| 地域保健法 | 保健所 | 精神障害者に関する相談援助業務を行う専任の精神保健福祉相談員・精神保健福祉士・精神科ソーシャルワーカー |
| 児童福祉法 | 児童相談所 | 児童福祉司・受付相談員・相談員・電話相談員・児童心理司・児童指導員・保育士 |
| | 母子生活支援施設 | 母子支援員（母子指導員）・少年指導員・個別対応職員 |
| | 児童養護施設 | 児童指導員・保育士・個別対応職員・家庭支援専門相談員・職業指導員・里親支援専門相談員 |
| | 障害児入所施設<br>児童発達支援センター（障害児通所支援事業を行う施設） | 児童指導員・保育士・心理指導担当職員・児童発達支援管理責任者 |
| | 知的障害児施設 | 児童指導員・保育士 |
| | 知的障害児通園施設 | 児童指導員・保育士 |
| | 盲ろうあ児施設 | 児童指導員・保育士 |
| | 肢体不自由児施設 | 児童指導員・保育士 |
| | 児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設） | 児童指導員・保育士・個別対応職員・家庭支援専門相談員 |
| | 重症心身障害児施設 | 児童指導員・保育士・心理指導員 |
| | 児童自立支援施設 | 児童自立支援専門員・児童生活支援員・個別対応職員・家庭支援専門相談員・職業指導員 |
| | 児童家庭支援センター | 相談・助言・指導、児童相談所等との連絡調整を行う職員 |
| | 障害児通所支援事業（児童発達支援センターを除く） | 指導員・保育士 |
| | 障害児相談支援事業 | 相談支援専門員 |
| | 乳児院 | 児童指導員・保育士・個別対応職員・家庭支援専門相談員・里親支援専門相談員 |
| | 指定発達支援医療機関 | 児童指導員・保育士 |
| | 児童自立生活援助事業を行っている施設 | 相談援助業務を行っている指導員 |
| | 地域子育て支援拠点事業を行っている施設 | 相談援助業務を行っている職員 |
| | 利用者支援事業を行っている施設 | 相談援助業務を行っている職員 |
| | 児童デイサービス事業（障害児通園事業） | 相談援助業務を行っている職員（相談員） |
| | 地域生活支援事業<br>障害児等療育支援事業を行っている施設 | 相談援助業務を行っている職員 |
| | 心身障害児総合通園センター | 相談援助業務を行っている職員 |
| | 子育て短期支援事業 | 相談援助業務を行っている職員 |
| | 重症心身障害児（者）通園事業を行っている施設 | 児童指導員・保育士 |

| | | |
|---|---|---|
| | スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関 | スクールソーシャルワーカー |
| 医療法 | 病院および診療所 | 相談援助業務を行う専任の職員 |
| 身体障害者福祉法 | 身体障害者更生相談所 | 身体障害者福祉司・心理判定員・職能判定員・ケースワーカー |
| | 身体障害者福祉センター | 相談に応じる職員 |
| | 点字図書館 | 相談援助業務を行っている職員 |
| 精神保健福祉法 | 精神保健福祉センター | 精神障害者に関する相談援助業務を行う専任の精神保健福祉相談員・精神保健福祉士・精神科ソーシャルワーカー |
| 生活保護法 | 救護施設<br>更生施設 | 生活指導員 |
| | 被保護者就労支援事業を行っている事業所 | 就労支援員 |
| 生活困窮者自立支援法 | 自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関<br>家計相談支援事業を行っている事業所 | 主任相談支援員・相談支援員・就労支援員・家計相談支援員 |
| 社会福祉法 | 福祉事務所 | 査察指導員・身体障害者福祉司・知的障害者福祉司・老人福祉指導主事・現業員・家庭児童福祉主事・専任の家庭相談員・面接相談員・専任の婦人相談員・専任の母子・父子自立支援員・母子相談員 |
| | 隣保館 | 相談援助業務を行っている指導職員 |
| | 都道府県社会福祉協議会<br>日常生活自立支援事業<br>（安心生活基盤構築事業） | 専門員 |
| 売春防止法 | 婦人相談所 | 相談指導員・判定員・専任の婦人相談員 |
| | 婦人保護施設 | 生活指導員（入所者を指導する職員） |
| 知的障害者福祉法 | 知的障害者更生相談所 | 知的障害者福祉司、心理判定員・職能判定員・ケースワーカー |
| 老人福祉法 | 老人デイサービスセンター老人短期入所施設<br>養護老人ホーム<br>特別養護老人ホーム<br>軽費老人ホーム<br>老人福祉センター<br>在宅（老人）介護支援センター | 生活相談員・主任生活相談員・入所者の生活、身上に関する相談および助言並びに日常生活の世話を行う職員・相談援助業務を行う専任の職員 |
| | 老人短期入所施設 | 生活相談員・生活指導員 |
| | 老人デイサービスセンター | 生活相談員・生活指導員 |
| 母子及び父子並びに寡婦福祉法 | 母子・父子福祉センター | 母子及び父子の相談を行う職員・母子相談員(母子の相談を行う職員) |
| 介護保険法 | 介護保険施設 | 介護支援専門員・支援相談員・生活相談員 |
| | 地域包括支援センター | 包括的支援事業に係る業務を行う職員 |
| | 指定特定施設入居者生活介護を行う施設 | 生活相談員・計画作成担当者 |
| | 指定通所介護を行う施設 | 生活相談員・生活指導員 |

| | | |
|---|---|---|
| | 指定短期入所生活介護を行う施設 | 生活相談員・生活指導員 |
| | 指定通所リハビリテーションを行う施設 | 支援相談員 |
| | 指定短期入所療養介護を行う施設 | 支援相談員 |
| | 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設 | オペレーター |
| | 指定夜間対応型訪問介護を行う施設 | オペレーションセンター従業者 |
| | 指定小規模多機能型居宅介護を行う施設 | 介護支援専門員 |
| | 指定認知症対応型共同生活介護を行う施設 | 介護支援専門員 |
| | 指定複合型サービスを行う施設 | 介護支援専門員 |
| | 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設 | 生活相談員・介護支援専門員 |
| | 居宅介護支援事業を行っている事業所 | 介護支援専門員 |
| | 介護予防支援事業を行っている事業所 | 担当職員 |
| | 第一号介護予防支援事業を行っている事業所 | 担当職員 |
| 障害者総合支援法 | 障害者支援施設 | 生活支援員・就労支援員・サービス管理責任者 |
| | 地域活動支援センター | 指導員 |
| | 福祉ホーム | 管理人 |
| | 身体障害者更生援護施設 | 生活支援員 |
| | 精神障害者社会復帰施設 | 精神保健福祉士・精神障害者社会復帰指導員・管理人 |
| | 知的障害者援護施設 | 生活支援員 |
| | 障害福祉サービス事業（生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援を行うものに限る） | 生活支援員・就労支援員・サービス管理責任者 |
| | 一般相談支援事業 | 相談支援専門員 |
| | 特定相談支援事業 | 相談支援専門員 |
| | 相談支援事業を行う施設 | 相談支援専門員 |
| | 地域生活支援事業 | 相談援助業務を行っている職員 |
| のぞみの園法 | 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設「のぞみの園」 | 相談援助業務を行っている指導員・ケースワーカー |
| 発達障害者支援法 | 発達障害者支援センター | 相談支援を担当する職員・就労支援を担当する職員 |
| 障害者雇用促進法 | 広域障害者職業センター | 障害者職業カウンセラー |
| | 地域障害者職業センター | 障害者職業カウンセラー・職場適応援助者 |
| | 障害者雇用支援センター | 障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員 |

| | | |
|---|---|---|
| | 障害者就業・生活支援センター | 主任就業支援担当者・就業支援担当者・生活支援担当職員 |
| 職業安定法 | 公共職業安定所（ハローワーク） | 精神障害者雇用トータルサポーター・発達障害者雇用トータルサポーター |
| 刑事収容施設法 | 刑事施設 | 刑務官・法務教官・福祉専門官 |
| 少年院法 | 少年院 | 法務教官・福祉専門官 |
| 少年鑑別所法 | 少年鑑別所 | 法務教官 |
| 更生保護法 | 地方更生保護委員会 | 保護観察官 |
| | 保護観察所 | 保護観察官 |
| 更生保護事業法 | 更生保護施設 | 補導主任・補導員 |
| 労働者災害補償保険法 | 労災特別介護施設 | 相談援助業務を行っている指導員 |
| その他厚生労働大臣が認める施設 | 生活保護法第38条第1項第4号および第5号に規定する授産施設・宿所提供施設 | 指導員 |
| | 老人福祉法第29条に規定する有料老人ホーム | 生活相談員 |
| | 「高齢者総合相談センター運営事業の実施について」別紙にもとづく高齢者総合相談センター | 相談援助業務を行っている専任の相談員 |
| | 生活支援ハウス | 生活援助員 |
| | 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 | 相談援助業務を行っている生活援助員 |
| | サービス付き高齢者向け住宅 | 相談援助業務を行っている職員 |
| | 市町村社会福祉協議会 | 福祉活動専門員・相談援助業務を行っている専任の職員 |
| | 知的障害者福祉工場 | 相談援助業務を行っている指導員 |
| | 聴覚障害者情報提供施設 | 相談援助業務を行っている職員 |
| | 精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設 | 地域体制整備コーディネーター・地域移行推進員 |
| | 精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行っている施設 | 地域体制整備コーディネーター・地域移行推進員 |
| | 精神障害者アウトリーチ推進事業を行っている施設 | 相談援助業務を行っている職員 |
| | アウトリーチ事業を行っている施設 | 相談援助業務を行っている職員 |
| | 第1号職場適応援助者助成金受給資格認定法人 | ジョブコーチ支援を行っている者 |
| | 訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人 | ジョブコーチ支援を行っている者 |
| | 母子家庭等就業・自立支援センター事業、一般市等就業・自立支援事業を行っている施設 | 相談援助業務を行っている相談員 |
| | 母子・父子自立支援プログラム策定事業 | 母子・父子自立支援プログラム策定員 |
| | 就業支援専門員配置等事業 | 就業支援専門員 |

| | | |
|---|---|---|
| | 地域福祉センター | 相談援助業務を行っている職員 |
| | 就労支援事業を行っている事業所（自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業） | 就労支援員 |
| | ひきこもり地域支援センター | ひきこもり支援コーディネーター |
| | 地域生活定着支援センター | 相談援助業務を行っている職員 |
| | ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所 | 相談援助業務を行っている相談員 |
| | ホームレス自立支援センター | 生活相談指導員 |
| | 東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所 | 相談援助業務を行っている職員 |
| | 熊本地震の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所 | 相談援助業務を行っている職員 |
| | 自立相談支援機関（自立相談支援モデル事業）<br>家計相談支援モデル事業を行っている事業所 | 主任相談支援員・相談支援員・就労支援員・家計相談支援員 |

## 試験の方法

マークシート方式の筆記試験により、社会福祉士として必要な専門的な知識と技能が問われます。合格基準は全150問のうち、60%程度で、問題の難易度で補正した点数以上の得点があり、かつ全科目群で得点があった人とされています。精神保健福祉士の有資格者の場合、社会福祉士の指定科目と共通する科目については申請によって試験科目から免除されます。

受験の申し込みはその年によって若干異なりますが、9～10月ごろの1か月間、社会福祉振興・試験センターあてに行います。試験は1月下旬、北海道、青森、岩手、宮城、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、石川、岐阜、愛知、京都、大阪、兵庫、島根、岡山、広島、香川、愛媛、福岡、熊本、鹿児島、沖縄の全国24の会場で一斉に実施されます。

合格者には3月半ば、社会福祉振興・試験センターから通知があるほか、センターのホームページ上に合格者の受験番号が公告されます。これを受け、社会福祉士登録簿に登録されてはじめて社会福祉士を名乗ることができます。

## 合格者状況

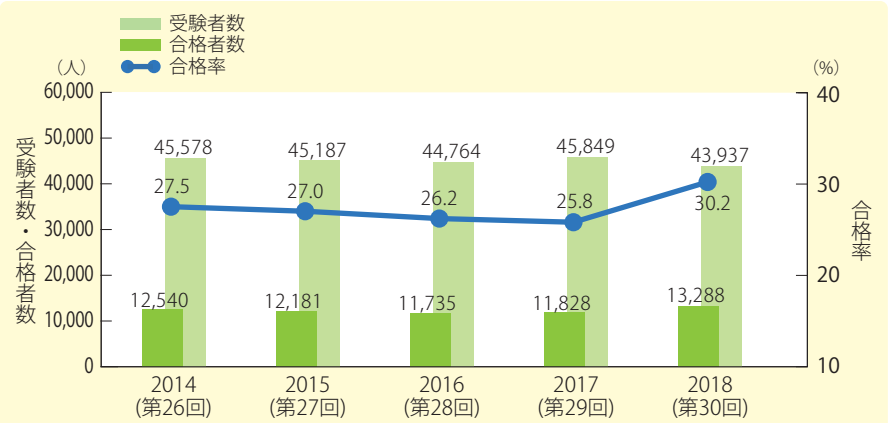


## 資格取得のポイント

指定科目はいずれも試験科目となっているため、すべて履修すべきです。その意味で、一番の合格の早道は福祉系大学などに進学することに尽きます。自治体や社協のなかには資格取得の希望者に修学資金を援助したり、受験対策講座を行ったりしているところもあるため、都道府県福祉人材センターや関係機関に照会するのも一考です。

なお、社会福祉士はソーシャルワークのプロフェッショナルとしては初歩的な資格にとどまるため、より高度な知識と技術をもって個別支援やほかの職種との連携、地域福祉の推進を図るエキスパートとしてキャリアアップすべく、その実践力が認定される「認定社会福祉士」および「認定上級社会福祉士」が2012 年度から制度化されています。

具体的には、前者は所属する組織における相談・援助部門のリーダー、後者は所属する組織とともに、地域におけるリーダーとして権利擁護の仕組みや新たなサービスの開発などを通じ、職場でのリーダーシップやリスクマネジメント、福祉政策の形成への参画、苦情処理などを行います。

国内のソーシャルワーカーの職能団体の正会員であること、社会福祉士の資格取得後、相談援助の実務経験が5年以上あること（上級認定社会福祉士は、認定社会福祉士として5年以上）などの条件を満たしたうえ、認定機関での所定の研修を修了後、認定社会福祉士認証・認定機構の審査に合格することで認定されることになっています。

なお、大学等および一般・短期養成施設の社会福祉士養成教育における指定科目は2021年度入学生以降、現行の「現代社会と福祉」、「地域福祉の理論と方法」および「福祉行財政と福祉計画」、「相談援助」は「社会福祉の原理と政策」、「地域福祉と包括的支援体制」、「ソーシャルワーク」など一般養成施設は23科目、1,200時間、短期養成施設は8科目、720時間に改定されました。また、実習は2か所以上、240時間に拡充されたほか、実習施設に都道府県社協、教育機関、地域生活定着支援センター、地域包括支援センター、地域相談支援施設が追加されました。これに伴い、2024年度以降の国家試験はこの新々カリキュラムにもとづき実施されます。

## 関連団体・組織

日本社会福祉士会
http://www.jacsw.or.jp/
日本ソーシャルワーク教育学校連盟
http://www.jaswe.jp/
社会福祉振興・試験センター
http://www.sssc.or.jp/

資格・職種

# 介護福祉士

日常生活が困難な人に入浴や食事などの介護を行う

## しごとの内容

介護福祉に関する専門的な知識と技術をもって、身体上、または精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある人に対し、心身の状況に応じた介護およびその人や介護者に対し、介護に関する指導を行うケアワーカーです。

具体的には、寝たきりや認知症高齢者、身体障害者、知的障害者など介護を必要とする人たちにケアを行ったり、介護に関する相談に応じたりします。また、掃除や洗濯、居室の整理整頓、調理などの生活援助、病気の初期症状の観察、服薬の介助、水分補給、通院の付き添い、医療機関への連絡、救急時の対応などの健康管理、家族や友人、近隣の人たちとの対人関係の調整・促進、電話の代行、余暇活動の企画と参加などの社会活動、さらには介護計画の立案や記録、家族に対する介護指導や助言なども行います。

職場としては、施設と在宅に大きく分かれます。

常にサービスの利用者の生命の安全と人権の尊重を踏まえ、的確な介護を行う一方、本人の残存能力をできるだけ引き出し、自立支援することが求められます。

## 主な職場

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、訪問介護事業所、通所介護事業所、グループホームなどの介護サービス事業所、障害者支援施設、市町村、社協、福祉（系）生協

## 将来性

介護のしごとは、現状では必ずしも介護福祉士の資格を取得していなければで

きないわけではありませんが、就職をする際に介護福祉士の資格を必要とされることが増えています。体力的にきついしごとというイメージもありますが、高齢化の進行や国民の福祉ニーズの多様化などに伴い、2012年度からは24時間定期巡回・随時対応サービスや複合型サービス（現：看護小規模多機能型居宅介護）が創設され、また、2012年度に策定された認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）は、2015年度には認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）として見直されるなど、地域包括ケアシステムの推進に向け、将来性はますます高まっています。また、近年注目が高まっているのが新たな民間資格である「認定介護福祉士」です。介護福祉士の上位資格として介護サービスマネジメントを行うなど、地域包括ケアを推進させ、介護の質を高めます。

## 登録者数

162万3,974人（2018年11月末日現在）

## 勤務形態

勤務先が行政機関、団体、企業・事業所の場合は基本的に日勤ですが、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や障害者支援施設、訪問介護事業所などの場合、早番や遅番、夜勤、宿直などの勤務もあります。

なお、行政機関の場合、一般、または福祉行政職としての公務員試験、団体や施設、企業・事業所などの場合、それぞれの採用試験にそれぞれ合格してしごとに就きますが、福祉行政職の場合、有資格者が受験資格の要件となっています。

## 給与水準

行政機関の場合、公務員給与規定にもとづきます。団体や施設、病院、企業・事業所などの場合、地方公務員給与規定に準じて決める場合が多いですが、施設や社協、また、地域によってバラつきがあります。

基本給のほかに、扶養手当や住宅手当、通勤手当、超過勤務手当、調整手当や特殊勤務手当、夜勤手当、宿直手当などが付くこともあります。賞与は勤務先によって異なります。

## 資格取得のルート

資格取得のルートは、①養成施設ルート、②福祉系高校ルート、③実務経験ルー

ト、④経済連携協定（EPA）ルートの4つに大別されます。

①養成施設ルート

2016年度の卒業生までは、介護福祉士養成施設（2年課程）に進学、または福祉系大学など（指定科目を履修）を卒業後、介護福祉士養成施設など（1年課程）に進学する「養成施設ルート」により、卒業と同時に資格を取得できました。

2017～2021年度に卒業する人は、卒業と同時に介護福祉士の資格が取得できますが、介護福祉士の登録を継続させるには卒業後、5年の間に国家試験に合格する、または卒業後、5年間続けて介護などの業務に従事することが必要となります。

なお、2022年度以降に養成施設を卒業する人からは、国家試験に合格しなければ介護福祉士になることはできません。また、2021年度に卒業し、介護福祉士の資格を得た人についても、介護福祉士の登録を継続させるには、卒業後5年の間に国家試験に合格するか卒業後5年続けて介護などの業務に従事することが必要となります。

②福祉系高校ルート

指定された高校で介護福祉士として必要な知識と技能を習得した人、高校で、指定の教科目・単位数を修めて卒業した人、または指定された高校で介護福祉士として必要な基礎的な知識と技術を修得した人で、介護などの実務に9か月以上従事した人については、国家試験に合格することで資格を取得できます。

③実務経験ルート

2016年度からは介護などの実務経験が3年以上あることに加え、実務者研修を修了していることが国家試験の受験資格となりました。実務経験の範囲についてはそれぞれの関連法規にもとづき、表1のように定められています。

④経済連携協定（EPA）ルート

経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）とは、貿易の自由化に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や競争政策におけるルールづくり、さまざまな分野での協力の要素などを含む、幅広い経済関係の強化を目的とする協定のことです。介護福祉士の国家試験の候補者となるのは、公益社団法人国際厚生事業団が紹介した受け入れ機関と締結した雇用契約に明示された受入施設において、研修責任者の監督のもと、日本の介護福祉士資格を取得することを目的とした研修を受けながら就労するインドネシア人、フィリピン人およびベトナム人です。

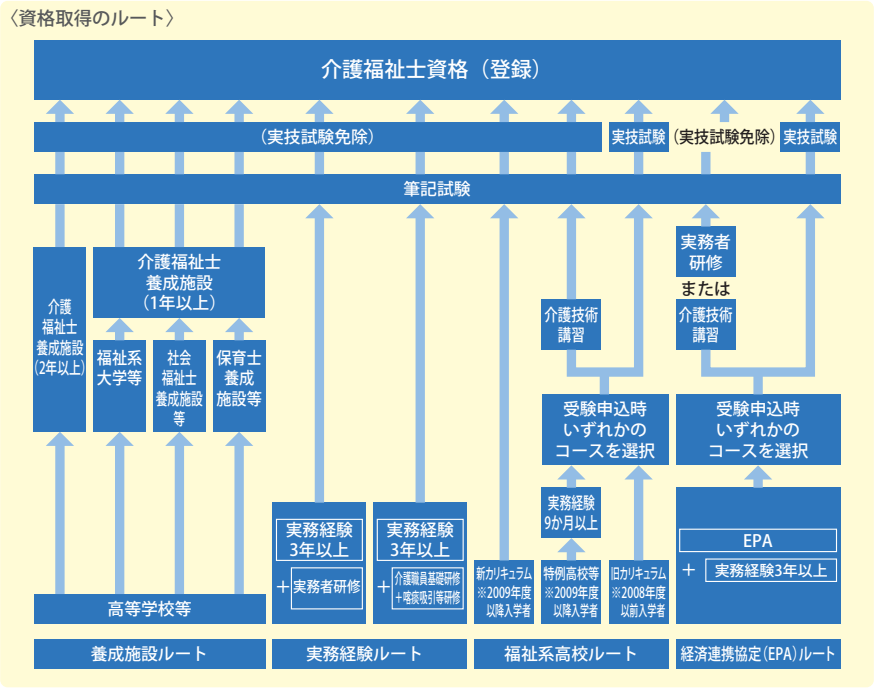


注：2008年度以前に福祉系高等学校（専攻科を含む）に入学し、卒業した人、特例高等学校（専攻科を含む）を卒業し、9か月以上介護などの業務に従事した人が「実技試験の免除」を申請する場合、「介護技術講習」を修了する必要があります。「実務者研修」の修了で実技試験が免除になるのは「実務経験ルート」と「経済連携協定（EPA）ルート」の人のみです。

<表1　実務経験の範囲>

1　児童分野

児童福祉法関係の施設・事業

| 受験資格となる施設・事業と職種 | |
|---|---|
| 受験資格となる施設・事業 | 受験資格となる職種 |
| 知的障害児施設<br>自閉症児施設<br>知的障害児通園施設<br>盲ろうあ児施設<br>肢体不自由児施設<br>重症心身障害児施設<br>児童発達支援<br>放課後等デイサービス<br>障害児入所施設<br>児童発達支援センター | 保育士、介助員、看護補助者、指導員（児童発達支援・放課後等デイサービス）・児童指導員、障害福祉サービス経験者（放課後等デイサービス）<br>など |
| 保育所等訪問支援 | 訪問支援員 |

2　障害者分野

障害者総合支援法関係の施設・事業

| 受験資格となる施設・事業と職種 | |
|---|---|
| 受験資格となる施設・事業 | 受験資格となる職種 |
| 障害者デイサービス事業（2006年9月までの事業）<br>短期入所<br>障害者支援施設<br>療養介護<br>生活介護<br>児童デイサービス<br>共同生活介護（ケアホーム）<br>共同生活援助（グループホーム）<br>自立訓練<br>就労移行支援<br>継続支援<br>知的障害者援護施設<br>身体障害者更生援護施設<br>福祉ホーム<br>身体障害者自立支援<br>日中一時支援<br>生活サポート<br>経過的デイサービス事業<br>盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業<br>訪問入浴サービス<br>地域活動支援センター<br>精神障害者社会復帰施設<br>在宅重度障害者通所援護事業<br>知的障害者通所援護事業 | 介護職員、介助員（盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業）、寮母、保育士（児童デイサービス）、生活支援員、指導員（児童デイサービス・地域活動支援センター）、精神障害者社会復帰指導員（精神障害者社会復帰施設）、世話人（共同生活介護・共同生活援助）<br>など |

| | |
|---|---|
| 居宅介護<br>重度訪問介護<br>行動援護<br>同行援護<br>外出介護（2006 年 9 月までの事業）<br>移動支援事業 | 訪問介護員、ホームヘルパー、ガイドヘルパー<br>など |

3　高齢者分野

老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業

| 受験資格となる施設・事業と職種 | |
|---|---|
| 受験資格となる施設・事業 | 受験資格となる職種 |
| 老人デイサービスセンター<br>指定通所介護（指定療養通所介護を含む）<br>指定地域密着型通所介護<br>指定介護予防通所介護<br>第1号通所事業<br>指定認知症対応型通所介護<br>指定介護予防認知症対応型通所介護<br>老人短期入所施設<br>指定短期入所生活介護<br>指定介護予防短期入所生活介護<br>養護老人ホーム<br>特別養護老人ホーム<br>指定介護老人福祉施設<br>指定地域密着型介護老人福祉施設<br>軽費老人ホーム<br>ケアハウス<br>有料老人ホーム<br>指定小規模多機能型居宅介護<br>指定介護予防小規模多機能型居宅介護<br>指定看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）<br>指定訪問入浴介護<br>指定介護予防訪問入浴介護<br>指定認知症対応型共同生活介護<br>指定介護予防認知症対応型共同生活介護<br>介護老人保健施設<br>介護医療院<br>指定通所リハビリテーション<br>指定介護予防通所リハビリテーション<br>指定短期入所療養介護<br>指定介護予防短期入所療養介護<br>指定特定施設入居者生活介護<br>指定介護予防特定施設入居者生活介護<br>指定地域密着型特定施設入居者生活介護<br>サービス付き高齢者向け住宅（サ高住） | 介護職員、介護従事者、介助員<br>支援員（養護老人ホームのみ）<br>など |
| 指定訪問介護<br>指定介護予防訪問介護<br>第 1 号訪問事業<br>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護<br>指定夜間対応型訪問介護 | 訪問介護員、ホームヘルパー |

4　その他の分野

生活保護法関係の施設

| 受験資格となる施設・事業と職種 | |
|---|---|
| 受験資格となる施設・事業 | 受験資格となる職種 |
| 救護施設<br>更生施設 | 介護職員、介助員<br>など |

その他の社会福祉施設等

| 受験資格となる施設・事業と職種 | |
|---|---|
| 受験資格となる施設・事業 | 受験資格となる職種 |
| 地域福祉センター<br>隣保館デイサービス事業<br>独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園<br>ハンセン病療養所<br>原子爆弾被爆者養護ホーム<br>原子爆弾被爆者デイサービス事業<br>原子爆弾被爆者ショートステイ事業<br>労災特別介護施設 | 介護職員、介護員、介助員、看護補助者<br>など |
| 原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業 | 原爆被爆者家庭奉仕員 |
| 家政婦紹介所（個人の家庭において、介護等の業務を行う場合に限る） | 家政婦 |

5　介護等の便宜を供与する事業

| 受験資格となる施設・事業と職種 | |
|---|---|
| 受験資格となる施設・事業 | 受験資格となる職種 |
| 地方公共団体が定める条例・実施要綱等にもとづく事業<br>介護保険法の基準該当居宅・介護予防サービス（指定事業所は除く）<br>障害者総合支援法の基準該当障害福祉サービス（指定事業所は除く）<br>以下の各サービスに準ずる事業<br>非営利法人が実施する介護保険法の指定（基準該当）居宅、第1号訪問事業、第1号通所事業、指定（基準該当）介護予防、指定地域密着型、指定地域密着型介護予防の各サービス、または障害福祉サービス事業 | 介護職員、訪問介護員<br>など |

## 試験の方法

試験は筆記と実技に分かれます。受験の申し込みはその年によって異なりますが、一般的には8～9月の受付期間に社会福祉振興・試験センターに必要な書類を提出します。

①筆記試験

1月下旬、北海道、青森、岩手、宮城、秋田、福島、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、石川、岐阜、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、香川、愛媛、高知、福岡、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の全国34の会場で一斉に実施されます。

筆記試験の方法は全問が五肢択一を基本とするマークシート方式で、「領域：人間と社会」（科目：人間の尊厳と自立、人間関係とコミュニケーション、社会の理解）、「領域：介護」（科目：介護の基本、コミュニケーション技術、生活支援技術、介護過程）、「領域：こころとからだのしくみ」（科目：発達と老化の理解、認知症の理解、障害の理解、こころとからだのしくみ）、「領域：医療的ケア」（科目：医療的ケア）の計4領域11科目と総合問題について行われます（表2）。

筆記試験の合格基準は、問題の総得点の60%程度を基準とし、問題の難易度で補正した点数以上の得点があり、かつ表3の試験科目11科目群すべてで得点があった人とされています。

②実技試験・介護技術講習

3月上旬、筆記試験の合格者だけを対象に行われます。会場はその年により、異なります。

具体的には、試験会場で与えられた問題に対し、実際にモデルを使って介護を行う方法で実施されます。実技試験の合格基準は課題の総得点の60%程度を基準とし、問題の難易度で補正した点数以上の得点があった人とされています。この実技試験に合格し、介護福祉士登録簿に登録されてはじめて介護福祉士を名乗ることができます。

「養成施設ルート」を選択した人や「実務経験ルート」を選択し「実務者研修」を修了した人、「福祉系高校ルート」で「介護技術講習」を修了した人などについては実技試験が免除になります。

筆記試験

1　出題形式等

筆記試験の出題形式は五肢択一を基本とする多肢選択形式とし、問題に図表などを用いることがある。出題数は125問、総試験時間数は220分とする。

2　「総合問題」

4領域（人間と社会、介護、こころとからだのしくみ、医療的ケア）の知識及び技術を横断的に問う問題を、事例形式で出題する。

## 3　各領域の出題予定数

<表2　各領域の出題予定数>

| | |
|---|---|
| 人間と社会<br>　人間の尊厳と自立<br>　人間関係とコミュニケーション<br>　社会の理解 | 16問 |
| 介護<br>　介護の基本<br>　コミュニケーション技術<br>　生活支援技術<br>　介護過程 | 52問 |
| こころとからだのしくみ<br>　発達と老化の理解<br>　認知症の理解<br>　障害の理解<br>　こころとからだのしくみ | 40問 |
| 医療的ケア<br>　医療的ケア | 5問 |
| 総合問題 | 12問 |

## 4　実技試験

| |
|---|
| 介護等に関する専門的技能について |

（注）筆記試験の合格者だけが受験できる。

<表3　試験科目11科目群>

| |
|---|
| ①人間の尊厳と自立、介護の基本<br>②人間関係とコミュニケーション、コミュニケーション技術<br>③社会の理解<br>④生活支援技術<br>⑤介護過程<br>⑥発達と老化の理解<br>⑦認知症の理解<br>⑧障害の理解<br>⑨こころとからだのしくみ<br>⑩医療的ケア<br>⑪総合問題 |

## 合格者状況

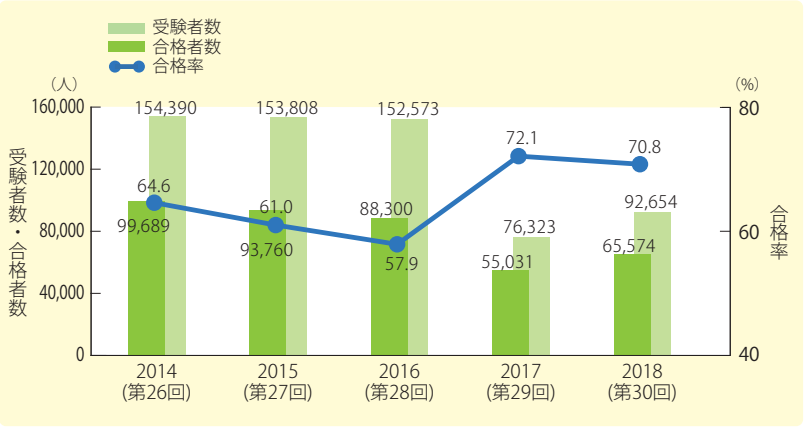


## 資格取得のポイント

一般的には養成施設ルート、または実務経験ルートから資格を取得します。

なお、地域によっては自治体や社協が資格取得の希望者に修学資金を援助したり、受験対策講座を行ったりしているところもあるため、関係機関に照会するとよいでしょう。

## 関連団体・組織

日本介護福祉士会

http://www.jaccw.or.jp/home/index.php

日本介護福祉士養成施設協会

http://kaiyokyo.net/

社会福祉振興・試験センター

http://www.sssc.or.jp/

資格・職種

# 精神保健福祉士

## 精神障害のある人や家族の相談や援助などの支援を行う

### しごとの内容

精神障害のある人の保健や福祉に関する専門的な知識と技術をもって、精神科病院、その他の医療施設で精神障害の医療を受けている人や、精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している人に対し、地域相談支援の利用に関する相談やその他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練、その他の援助を行う専門職です。

具体的には、病院などでは入院から退院までの問題の解決をめざし、関係機関との連絡・調整を図ったり、患者や家族との面接を行って環境の把握に努めたり、社会生活に適応できたりするように援助します。なかでも外勤の作業やデイケア、就労継続支援事業所における活動を援助することは重要なしごとです。

また、保健所や保健センターなどでは断酒会活動に対する援助や地域訪問活動、関係機関との連絡・調整、社会資源の開拓、地域の家族会などへの参画、その他の講習会開催や啓発活動などが重要なしごとです。

いずれにしても、精神障害者の自己決定権を尊重しながら地域における関係機関との連携により、問題を解決することが求められます。

### 主な職場

精神科病院、精神病床を有する、または精神科、もしくは心療内科を広告している病院や診療所、保健所、保健センター、精神保健福祉センター、就労継続支援事業所、グループホーム、地域活動支援センター、福祉ホーム、社協、福祉事務所

## 将来性

近年、精神医学の発達に伴って精神疾患の治療も進展しているため、社会復帰に必要な援助活動が重要となっています。また、精神保健医療の分野でも「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本的な方策が政府から出されているため、地域生活における自立支援を担う精神保健福祉士はマンパワーの１つとして将来性は十分です。

## 登録者数

8万6,781人（2020年2月末現在）

## 勤務形態

一般的には公務員の一般職とほぼ同様、日勤です。

## 給与水準

公立の場合、国家公務員、地方公務員給与規定にもとづきます。私立の場合も地方公務員の給与規定に準じて決めるため、ほぼ同様の給与水準になります。

## 資格取得のルート

一般的には保健福祉系大学に進学し、指定科目を履修後、国家試験に合格することで資格を取得できます。保健福祉系短大に進学する場合も同様に指定科目を履修後、実務を1年以上、または2年以上経験して国家試験に合格します。福祉系大学で基礎科目を履修した場合や福祉系短大で基礎科目を履修し、実務を1年以上、または2年以上経験した場合、精神保健福祉士の短期養成施設などで6か月以上修学し、国家試験に合格します。

このほか、一般大学を卒業した後、または短大などを卒業し、1～2年以上の実務経験をしたのち、精神保健福祉士の一般養成施設などで1年以上修学し、国家試験に合格したり、実務4年以上を経験後、精神保健福祉士の一般養成施設などを1年以上修学して受験資格を取得し、国家試験に合格します。

なお、社会福祉士の資格取得者で、精神保健福祉士の短期養成施設などで6か月以上修学して受験する場合、申請により社会福祉士との共通科目（人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システム、現代社会と福

祉、地域福祉の理論と方法、福祉行財政と福祉計画、社会保障、障害者に対する支援と障害者自立支援制度、低所得者に対する支援と生活保護制度、保健医療サービス、権利擁護と成年後見制度）の試験が免除されます。

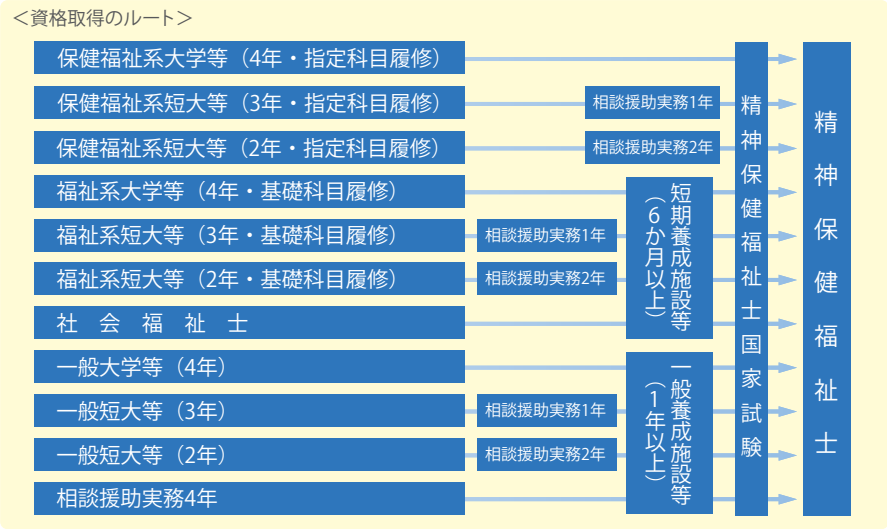


## 試験の方法

国家試験は、精神保健福祉士の専門科目（精神疾患とその治療、精神保健の課題と支援、精神保健福祉相談援助の基盤、精神保健福祉の理論と相談援助の展開、精神保健福祉に関する制度とサービス、精神障害者の生活支援システム）と社会福祉士との共通科目について、全163問のマークシート方式による筆記試験で行われます。前述のとおり、すでに社会福祉士資格を取得している場合、専門科目のみの受験となります。

合格基準は問題の総得点の60%程度を基準とし、問題の難易度で補正した点数以上の得点があり、かつ全科目群で得点があることです。試験科目の一部免除を受けた受験者にあっても同様です。

受験の申し込みはその年によって若干異なりますが、社会福祉士の場合と同様、一般的には9～10月ごろの1か月の期間中、社会福祉振興・試験センターあてに行います。試験は1月下旬、北海道、宮城、東京、愛知、大阪、広島、福岡の全国7の会場で一斉に実施されます。

合格者には3月半ば、社会福祉振興・試験センターから通知があるほか、セン

ターのホームページ上に合格者の受験番号が公告されます。これを受け、精神保健福祉士登録簿に登録されてはじめて精神保健福祉士を名乗ることができます。

＜試験科目＞

| |
|---|
| ●人体の構造と機能及び疾病 |
| ●心理学理論と心理的支援 |
| ●社会理論と社会システム |
| ●現代社会と福祉 |
| ●地域福祉の理論と方法 |
| ●社会保障 |
| ●低所得者に対する支援と生活保護制度 |
| ●福祉行財政と福祉計画 |
| ●保健医療サービス |
| ●権利擁護と成年後見制度 |
| ●障害者に対する支援と障害者自立支援制度 |
| 精神疾患とその治療 |
| 精神保健の課題と支援 |
| 精神保健福祉相談援助の基盤 |
| 精神保健福祉の理論と相談援助の展開 |
| 精神保健福祉に関する制度とサービス |
| 精神障害者の生活支援システム |
| 精神保健福祉援助演習（専門） |

（注）●は社会福祉士との共通科目

## 合格者状況

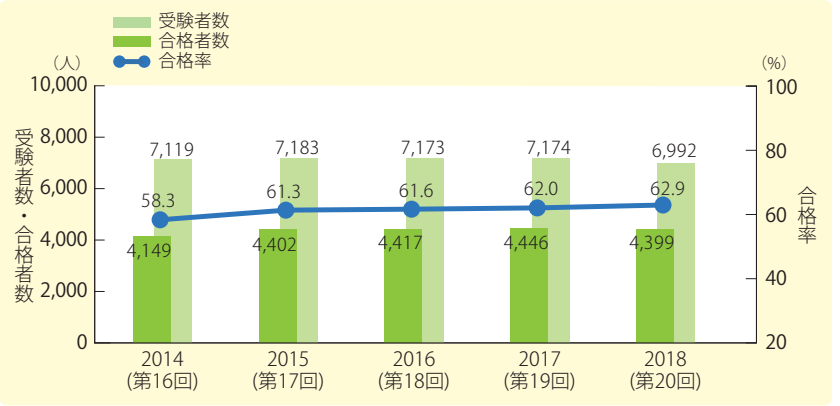


## 資格取得のポイント

保健福祉系の大学、短大、専門学校などに進学して指定科目を履修し、現役で合格する、または養成施設などで修学したのちに受験し、合格するのが一般的です。

なお、大学等や一般・短期養成施設の精神保健福祉士教育における指定科目は2021年度入学生以降、現行の「現代社会と福祉」、「地域福祉の理論と方法」および「福祉行財政と福祉計画」、「相談援助」は「社会福祉の原理と政策」、「地域福祉と包括的支援体制」、「ソーシャルワーク」など短期養成施設は10科目、750時間に改定されました。また、実習施設に市町村社協、地域相談支援実施・教育機関（スクールソーシャルワーク）、地域包括支援センター、児童自立生活援助事業などの施設・機関が追加されました。これに伴い、2024年度以降の国家試験はこの新々カリキュラムにもとづき実施されます。

## 関連団体・組織

日本精神保健福祉士協会
https://www.jamhsw.or.jp/
日本ソーシャルワーク教育学校連盟
http://www.jaswe.jp/
社会福祉振興・試験センター
http://www.sssc.or.jp/

# 高齢者に
# かかわるしごと

[資格・職種]

介護職員
生活相談員
訪問介護員・ホームヘルパー（介護職員初任者研修修了者）
介護支援専門員（ケアマネジャー）
介護事務管理士

資格・職種

# 介護職員

## 介護施設などで入浴、排泄、食事など高齢者の生活全般を援助する

### しごとの内容

老人ホームなどに入所している高齢者に対し、生活全般にわたって援助するケアワーカーです。

具体的には、寝たきりや認知症高齢者に対する入浴、排泄、食事、移動などの介護、業務日誌の作成、福祉用具の管理、看護業務の補助、居室の掃除、誕生会や花見などの行事の開催、家族や施設との連携、医師や看護師への連絡など多岐にわたります。また、最近は地域の介護家族などを対象とした介護講習会の講師や福祉系大学、短大、専門学校生への介護実習の指導などのしごとも増えています。

いずれにしても、介護を必要としている高齢者一人ひとりに対し、人間の尊厳を重視し、残された生活能力が最後まで生かされ、かつ充実した毎日を過ごすことができるよう、自立支援することが求められます。

<日課の一例>

| | |
|---|---|
| 6:00 | おむつ交換・排泄介助<br>順次、更衣、洗面、整髪介助 |
| 8:00 | 朝食 |
| 9:00 | おむつ交換・排泄介助・入浴 |
| 10:00 | 配茶 |
| 11:00 | おむつ交換・排泄介助 |
| 12:00 | 昼食 |
| 13:00 | おむつ交換・排泄介助 |
| 14:00 | 入浴 |
| 15:00 | おやつ・配茶、ゲーム、カラオケ、体操などのアクティビティ |
| 16:00 | おむつ交換・排泄介助 |
| 17:00 | |
| 18:00 | 夕食・口腔ケア、おむつ交換・排泄介助 |

| | |
|---|---|
| 19:00 | 順次、就寝介助 |
| 20:00 | 配茶 |
| 21:00 | 消灯、おむつ交換・排泄介助 |
| 22:00 | |
| 23:00 | |
| 24:00 | 巡回・おむつ交換・排泄介助 |
| 2:00 | 巡回・体位変換 |
| 4:00 | 巡回・おむつ交換・排泄介助 |
| 5:00 | |

## 主な職場

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、グループホーム、宅老所（デイホーム）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人デイサービスセンター、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）

## 将来性

近年、介護人材の不足が大きな問題となっています。厚生労働省「第７期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について」では2020年度末までに約26万人、2025年度末までに約55万人の介護人材の確保が必要とされています。

しかし、待遇としては契約職員やパートタイマーなどの非正規雇用という場合も多く、介護報酬の一層の引き上げや社会保険の適用など労働条件の改善が望まれています。

## 従事者数

183万3,000人（2016年度現在）

## 勤務形態

早番、日勤、遅番、夜勤の四交替勤務が多くなっています。

## 給与水準

施設が公立の場合、公務員給与規定にもとづきます。私立の場合、公務員給与規定を参考に各自の学歴や経験年数が加味されます。

2016年度の厚生労働省の調査によると、平均給与額（月給の場合、一時金など

を含んだ平均額）は常勤で約30万円、非常勤で約22万円となっています（どちらも平均勤続年数約７年）。

また、介護職員の安定的な処遇改善を図るため、2012年に導入された「介護職員処遇改善加算」の充実が図られており、厚生労働省の2019年度予算（案）では勤続年数10年以上の介護福祉士について、8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に公費1000億円が投じられるなど、長く勤務して職場のリーダーになったりすることで、一般の企業・事業所と遜色のない給与を得られる可能性が高まっています。

## 就職のルート

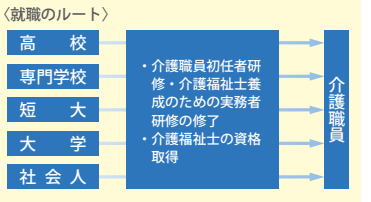


在学生は学校や福祉人材センターなどを通じて求人情報を入手し、公立の場合は公務員試験、私立の場合は各施設の採用試験にそれぞれ合格し、しごとに就きます。社会人は福祉人材センターや公共職業安定所（ハローワーク）などを通じ、採用試験に合格してしごとに就きます。

なお、経済連携協定（EPA）にもとづき、インドネシア（2008年から）やフィリピン（2009年から）、さらにはベトナム（2014年から）からの介護職員の受け入れが行われています。ほかにも技能実習生制度に介護職種が追加され、この制度による外国人の介護職員の受け入れも促進しようとされています（2018年度から）。

## 就職するためのポイント

従来、資格などは問われず、健康で心がやさしく、かつ高齢者福祉に熱意をもっていればだれでも就職できましたが、近年、普通自動車運転免許の取得はもとより、介護福祉士の資格取得や介護職員初任者研修・介護福祉士養成のための実務者研修の修了が求められています。

## 関連団体・組織

日本介護福祉士会

http://www.jaccw.or.jp/home/index.php

日本介護福祉士養成施設協会

http://www.kaiyokyo.net/

資格・職種

# 生活相談員

主に高齢者施設において入所者の相談や援助、関係機関との連絡・調整を行う

## しごとの内容

主に施設に入所している高齢者に対し、各種の相談や援助、援助計画の立案・実施、また、関係機関との連絡・調整を行います。もっとも、介護職員の配置が少ない施設では、利用者の生活援助に直接当たることもあります。さらに、利用者の施設における人間関係や不満、将来の不安などについても相談に応じます。

このほか、本人や家族、介護職員などから必要な情報を収集し、個別に課題やニーズを分析後、サービスを提供するケア計画を立案・実施したり、入・退所やボランティア、実習生の受け入れなどについて関係機関と連絡・調整も行ったりします。

## 主な職場

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、在宅（老人）介護支援センター、指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所、老人デイサービスセンター

## 将来性

利用者や家族が満足し、選ばれる施設・事業所になるため、生活相談員の役割は重視されるようになってきています。通所介護事業所（デイサービス事業所）や介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などでの求人がさらに見込まれます。

## 従事者数

8万4,463人（2017年10月現在）

## 勤務形態

日勤が一般的ですが、当日の援助計画の確認やミーティング、施設内の見回り、入所希望者の家庭訪問、各種在宅サービスの実施、ボランティアや実習生の受け入れなどとかなり多忙です。

## 給与水準

勤務先によって異なるので一概にいえませんが、大学卒の場合、月収約20万円前後です。

## 就職のルート

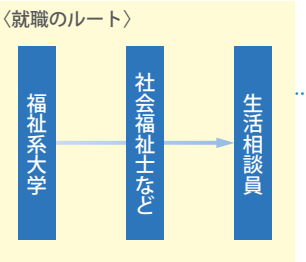


一般的には福祉系大学などを卒業後、社会福祉士や社会福祉主事任用資格などの資格を取得して就職します。

または、当初は介護職員として就職し、ある程度知識や経験を積んだのち、介護福祉士や介護支援専門員（ケアマネジャー）の資格を取得して生活相談員になるケースも多くなっています。

## 就職するためのポイント

しごとの性格上、普通自動車運転免許の取得は必須ですが、社会福祉士や介護支援専門員（ケアマネジャー）の資格も取得したほうが有利です。

資格・職種

# 訪問介護員・ホームヘルパー（介護職員初任者研修修了者）

介護が必要な高齢者や障害者の居宅を訪問し、身体介護などのさまざまな日常生活上の援助を行う

## しごとの内容

介護が必要な虚弱や寝たきり、認知症などの高齢者や障害者の居宅を訪問し、身体介護や生活援助、外出時における移動の介護、相談・助言、その他必要な日常生活上の援助を行います。いつまでも自宅で安心して生活することができるよう、援助するとともに家族などの介護の負担の軽減を図る専門職です。

具体的には、食事や排泄、着替え、入浴の世話、清拭などの身体介護、調理や洗濯、掃除、衣類の修繕、買い物などの生活援助が中心となります。爪切りや体温の測定、一定の条件のもとでの軟膏の塗布、座薬の挿入など医（療）行為でないもの、在宅の患者のたんの吸引なども、しごとの一部として認められています。

また、援助の記録を保管し、市町村の担当者や主治医、保健師、介護支援専門員（ケアマネジャー）など関係者と連携を図ることも必要です。高齢者や障害者本人およびその家族のプライバシーを保護し、相互の信頼関係を確立することが求められます。

なお、ホームヘルパー（介護職員初任者研修修了者）は介護保険制度のもとで訪問介護員と呼ばれています。

## 主な職場

市町村、福祉公社・社会福祉事業団、市町村社協、福祉（系）生協、訪問介護事業所、家政婦紹介事業所

## 将来性

在宅介護のエキスパートとして人材の確保が事業所の急務となっています。最近は地域包括ケア、チームケアが重視さ

れており、利用者と接する時間の長い訪問介護員が利用者の心身の状態や生活の状態を把握し、その情報を他の職種との連携に役立てることが求められており、専門性を発揮できる人材の需要が高まっているといえます。「共生型サービス」も2018年度から始まっているため、障害者の領域でも求人は増えると見込まれます。

## 従事者数

約51万4,000人（2016年度現在。訪問系事業所での従事者数）

## 勤務形態

常勤、または非常勤、あるいはその事業所が24時間対応かなどで勤務形態は異なります。

具体的には、事務所に出勤して打ち合わせ後、勤務表に沿って数件回ったのち事務所に戻って報告し、ケース記録を記入して帰宅します。

## 給与水準

厚生労働省の調査によると、訪問介護事業所の常勤の平均給与額は月収で約29万4,000円、非常勤では約17万円となっています（平成29年）。

## 就職のルート

市町村、福祉公社、市町村社協、福祉人材センターの広報紙や指定訪問介護事業者、家政婦紹介所の求人広告などで求人情報を入手し、公立の場合は公務員試験、私立の場合は各施設の採用試験にそれぞれ合格し、しごとに就きます。

## 採用状況

仕事の性格上、中高年の家庭の主婦が多いですが、かなりの労力を要するため、男性の採用もあります。慢性的な人材不足のため、事業所によっては派遣会社から派遣される訪問介護員で人材不足を補っているところもあるようです。

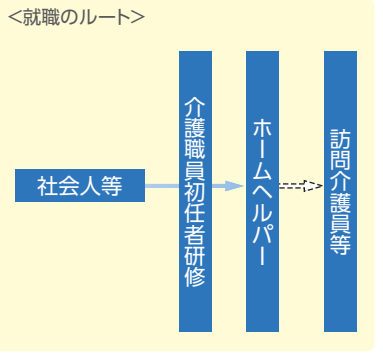

## 就職するためのポイント

資格がなくても健康で福祉に情熱があれば介護職員初任者研修を修了することで就業することができます。また、訪問介護に限らず、介護の業務に従事しようとする人は都道府県や都道府県知事が指定した者が実施する介護職員初任者研修を修了したほうが就職の早道です。もとより、介護福祉士の資格を取得すればより理想的です。

＜介護職員初任者研修課程＞

| 研修科目 | 時間数 |
|---|---|
| 1 職務の理解 | 6時間 |
| 2 介護における尊厳の保持・自立支援 | 9時間 |
| 3 介護の基本 | 6時間 |
| 4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携 | 9時間 |
| 5 介護におけるコミュニケーション技術 | 6時間 |
| 6 老化の理解 | 6時間 |
| 7 認知症の理解 | 6時間 |
| 8 障害の理解 | 3時間 |
| 9 こころとからだのしくみと生活支援技術 | 75時間 |
| 10 振り返り | 4時間 |
| 合計 | 130時間 |

注1：講義と演習を一体的に実施すること。
2：「9 こころとからだのしくみと生活支援技術」には、介護に必要な基礎的知識の理解の確認と、生活支援技術の習得状況の確認を含む。
3：上記とは別に、筆記試験による修了評価（1時間程度）を実施する。
4：「1 職務の理解」および「10 振り返り」において、施設の見学等の実習を活用するほか、効果的な研修を行うため必要があると考えられる場合、他のカリキュラムにおいても施設の見学等の実習を活用することも可能。
5：各カリキュラム内の時間配分については、内容に偏りがないよう、十分留意する。

## 関連団体・組織

日本ホームヘルパー協会
https://www.n-helper.com/

全国ホームヘルパー協議会
http://www.homehelper-japan.com/

資格・職種

# 介護支援専門員（ケアマネジャー）

介護などが必要な高齢者や家族の相談に応じ、介護保険サービスやインフォーマルサポートをコーディネートする

## しごとの内容

要介護・要支援の状態にある高齢者やその家族の相談に応じ、その心身の状況に応じた適切な介護サービスが利用できるよう、介護（予防）サービス計画（ケアプラン）を作成し、市町村や居宅サービス事業者、介護保険施設との連絡・調整を行う専門職です。

具体的には、介護（予防）サービス計画（ケアプラン）の作成に向けた課題の分析、介護（予防）サービス計画（ケアプラン）の作成、サービスの提供に向けた連絡・調整、サービス開始後のモニタリング、ケアマネジメント費用の請求のための居宅介護支援介護給付費請求書の作成・提出などの給付管理業務を行います。

また、市町村の保健・福祉サービス、社協や福祉NPO法人事業所、さらには福祉系企業・事業所などのシルバーサービスの利用も視野に入れなければなりません。それだけに、ケアマネジャーには利用者の権利の擁護、公平・中立性、プライバシーの保護などの姿勢や倫理が求められるとともに、利用者やその家族が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的な知識と技術が必要になります。

なお、ケアマネジャーの資格取得者は以前は看護師や保健師が多かったのですが、最近は介護福祉士が中心となっており、社会福祉士や医師、薬剤師なども従事しています。

## 主な職場

指定居宅介護支援事業所（ケアマネジメント機関）、介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）、認知症高齢者グループホーム、地域包括支援センター、市町村社協

## 将来性

介護保険制度の“要”として高い期待が寄せられている職種です。地域包括支援センターなどで市町村や関係機関との調整やケアマネジメントのバックアップなど、包括的・継続的ケアマネジメントの機能などを担う主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）としてしごとをする人も増えています。なかにはそれまでの知識と経験を生かし、独立する人たちもいます。

ちなみに、主任介護支援専門員とは、介護支援専門員の業務に関し、十分な知識と経験を有する者で、所定の研修を受講することで与えられる上位資格です。新人の介護支援専門員の指導や育成はもとより、介護が必要な高齢者のケアプランの作成、介護支援専門員への支援にあたります。また、地域包括支援センターでは必置となっており、社会福祉士や保健師などとチームを組み、地域の高齢者の保健・医療・福祉の向上や虐待防止、介護予防ケアマネジメントなどにあたります。

## 従事者数

16万2,851人（2013年度現在）

## 合格者数

70万0,007人（2018年度現在）

## 勤務形態

日勤が一般的ですが、シルバーサービスの福祉系企業・事業所、福祉NPO法人事業所などでは変則的な場合もあります。

## 給与水準

勤務先や経験年数によって異なるため、一概にいえませんが、月収25万～26万円が平均的な相場です。

## 資格取得のルート

保健師、看護師、理学療法士（PT）、作業療法士(OT）、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、言語聴覚士（ST）などの基礎的な資格を取得します。そのうえで高齢者介護などの実務を5年以上経験し、都道府県、または都道府

県の指定法人が実施する実務研修受講試験に合格後、介護支援専門員実務研修を修了し、資格を取得することになります。都道府県の介護支援専門員名簿に登録すると介護支援専門員証の公布を受けることができます。

試験の出題方式は五肢複択方式です。出題区分、数、試験時間は（表）のとおりで、解答時間は120分です。

実務研修受講試験の内容および範囲は、介護支援分野、保健医療サービスの知識等、福祉サービスの知識等の3つからなっており、代表的なテキストとして長寿社会開発センター発行の『介護支援専門員基本テキスト』があります。

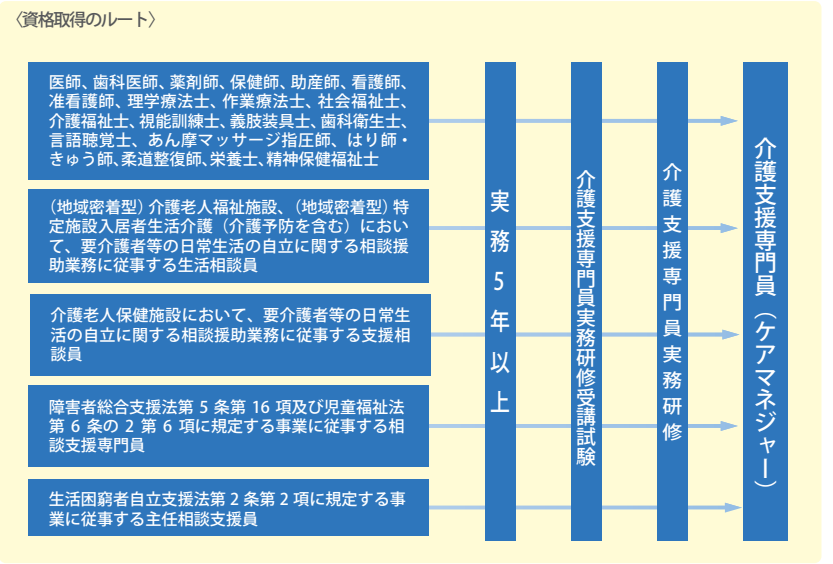


なお、介護支援専門員（ケアマネジャー）の資格の有効期間は5年とされ、更新時には研修が義務づけられています。

＜表　出題区分、数、試験時間＞

| 区分 | 問題数 | 試験時間 |
|---|---|---|
| 介護支援分野<br>介護保険制度の基礎知識<br>要介護認定等の基礎知識<br>居宅・施設サービス計画の基礎知識等 | 25問 | 120分（10：00～12：00を原則とする） |
| 保健医療福祉サービス分野<br>保健医療サービスの知識等<br>福祉サービスの知識等 | <br>20問<br>15問 | |
| 合計 | 60問 | |

## 資格取得のポイント

基礎的な資格である保健師や看護師、社会福祉士、介護福祉士などの資格を取得し、かつ実務を5年以上経験することが必要となります。第21回（2018年度）の試験は受験者数、合格者数ともに過去最低となり、今後、ますます“狭き門”になることが予想されます。このため、介護保険制度の趣旨や現状、課題、将来性なども十分検討し、その要否を判断することが先決だと思われます。

## 合格者状況

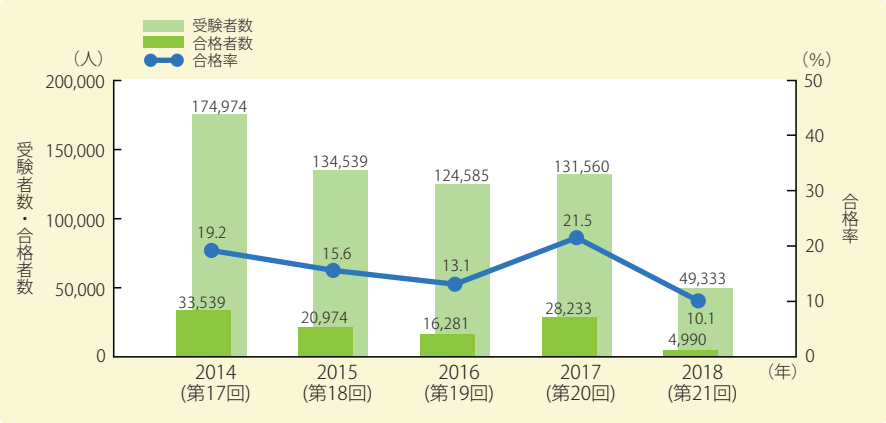


## 関連団体・組織

日本介護支援専門員協会

http://www.jcma.or.jp/

資格・職種

# 介護事務管理士

介護サービスにかかる費用の請求やケアマネジャーをサポートする

## しごとの内容

介護保険施設や居宅介護支援事業所などで介護サービスにかかる費用の請求や介護支援専門員（ケアマネジャー）の補助的な事務をする専門職です。

## 主な職場

介護保険施設や居宅介護支援事業所など

## 将来性

介護保険制度の充実、また、法改正による制度の複雑化によって専門的な知識と介護報酬明細書などの作成の業務がますます重要視されるため、“隠れた資格”として注目されています。

## 登録者数

不明

## 勤務形態

介護保険施設や居宅介護支援事業所などの職員として従事しますが、勤務形態は常勤、アルバイトやパートなどの非常勤などとまちまちです。勤務時間は常勤の場合、9:00～17:00が基本で、繁忙期には若干の残業もあります。アルバイトやパートの非常勤などの場合、必要に応じて勤務するため、

子育ても可能です。

## 給与水準

常勤の場合、月額平均18万円ほどですが、アルバイトやパートの非常職などの場合、時給850〜950円が相場です。交通費は別です。

## 就職のルート

介護事務管理士技能認定試験を受験し、合格して取得します。

## 試験の方法

受験資格はとくにないため、だれでもOKです。試験は学科と実技があり、学科はマークシート形式で法規（介護保険制度、介護報酬の請求についての知識）、実技は介護請求事務（介護給付費単位数の算定、介護給付費明細書の作成、介護にかかわる用語についての知識）と実技（介護給付費明細書などの点検問題1問と作成2問）で、合格最低点は60％前後となっています。

なお、試験会場は札幌、盛岡、仙台、福島、東京、横浜、千葉、埼玉、群馬、栃木、茨城、新潟、長野、名古屋、三重、静岡、浜松、金沢、大阪、奈良、京都、福知山、神戸、岡山、広島、松山、高知、福岡、宮崎、熊本、沖縄の31か所で、年6回（盛岡、高知、福知山は3、7、11月のみ、沖縄は3、9月のみ）に実施されます。

## 資格取得のポイント

介護保険制度、介護報酬の請求についての知識をもっており、介護給付費明細書の作成ができれば大丈夫でしょう。

## 関連団体・組織

技能認定振興協会

http://www.ginou.co.jp/

# 子ども・女性にかかわるしごと

[資格・職種]

保育士
幼稚園教諭
児童指導員
児童自立支援専門員・児童生活支援員
児童の遊びを指導する者（児童厚生員）
ベビーシッター
家庭相談員
養護教諭
特別支援学校教諭

資格・職種

# 保育士

保育所などで子どもたちとかかわり、その健やかな成長を促すとともに、保護者をサポートする

## しごとの内容

保育に関する専門的な知識と技術をもって、児童の保育および保護者に対して保育に関する指導を行う専門職です。

勤務先として最も多いのが保育所（保育園）で、就学に向けて食べる、遊ぶ、眠る、排泄などの基本的な生活習慣を児童に身につけさせたり、その健全な育成と豊かな人格形成に手助けしたりするほか、保護者との連絡や学校、地域との連携を行います。このため、一人ひとりの児童やその保護者の状況をよく知り、さまざまな問題についても柔軟に受け止め、細やかに配慮する必要があります。

また、知的障害児や肢体不自由児など障害のある児童が入所する児童福祉施設では療育、養護施設ではケースワークなど、それぞれの施設に見合った保育の専門性が求められます。

## 主な職場

保育所、乳児院、児童館、児童センター、放課後児童クラブ（学童保育）、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、企業内保育所、認定こども園

## 将来性

近年の児童の減少傾向のため、経営難の保育所も一部にみられます。もっとも、女性の社会進出に伴い、都市部では依然として保育所が不足している状況であり、ニーズも産休明けの保育や延長保

育、夜間保育、病後児保育、休日保育、緊急一時保育など多様化しています。

このようななか、認定こども園、保育ママや里親ファミリーホームなども制度化され、20時間程度の研修を受けて従事できる「子育て支援員」も実施されています。

従来の保育園、保育所だけでなく、一般の企業・事業所が保育事業に参入し、ビジネスとして活性化するなか、将来性は高まりつつあるといえます。

## 従事者数

46万2,688人（2017年10月現在）

## 勤務形態

保育所（保育園）では通常、7：30の朝の保育から始まり、17：00ごろまでを基本にクラス別・年齢別の保育となります。このあと、20：00ごろまでは延長保育が行われ、なかには地域のニーズに応じ、22：00ごろまで夜間保育や夜間延長保育を実施する園もあります。

この間、園児たちは遊びやおやつ、昼食、午睡などで時間を過ごしますが、保育士は園児たちの食事や睡眠などの世話のほか、年齢別の遊びやさまざまな活動への配慮をします。また、保護者からの記録を読んで連絡事項をまとめたり、保育記録をつけたりして明日の保育の準備をします。

なお、母子生活支援施設や児童養護施設、障害者入所施設などの入所施設では起床に始まり、洗面、朝食、登園、登校、夕方は夕食、食後のだんらん、入浴、就寝などと園児たちと生活をともにするため、生活全体が一日のしごととなります。

## 給与水準

「平成28年賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）によると、月収は男性が30万3,000円、女性が27万1,000円です。

## 資格取得のルート

保育士資格を取得するルートには次の2つがあります。

①保育士養成課程のある大学や短大・専門学校を卒業する

厚生労働省の指定する、大学（4年）・短大（2年）・専門学校（2～3年）で保育士養成課程を修了し、卒業すると保育士資格を取得できます。

② 保育士試験に合格する

中学校卒業後、実務経験5年以上、高校卒業後、実務経験2年以上、大学や短大を卒業するなどの条件を満たせばだれでも保育士試験を受けることができます。

なお、保育所と幼稚園の連携を一層推進すべく、すでに幼稚園教諭免許を保持する人には実務経験の有無にかかわらず、2科目の筆記試験と実技試験の免除があります。また、免除科目以外の筆記試験科目についても指定保育士養成施設で当該の科目を履修することで受験が免除されます。保育士の資格取得後、公立の場合は公務員試験、私立の場合は各施設の採用試験にそれぞれ合格してしごとに就きます。

〈資格取得のルート〉

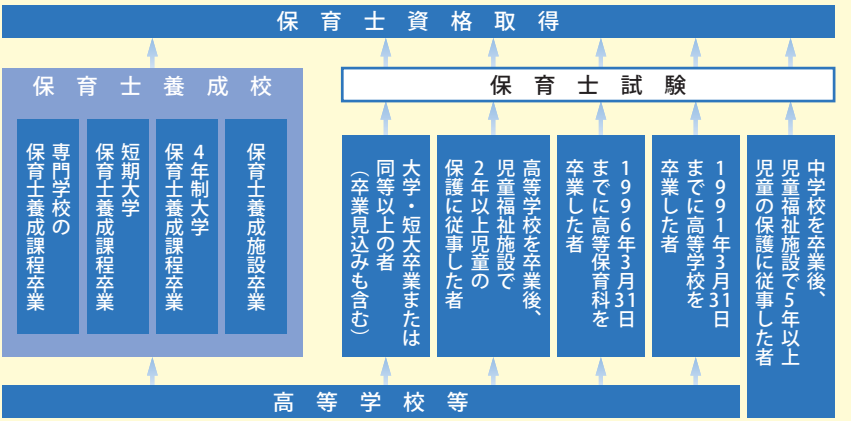


## 試験の概要

| | |
|---|---|
| 試験内容 | ＜筆記試験＞　①保育原理、②教育原理、社会的養護、③児童家庭福祉<br>④社会福祉、⑤保育の心理学、⑥子どもの保健<br>⑦子どもの食と栄養、⑧保育実習理論<br>＜実技試験＞　①音楽表現に関する技術、②造形表現に関する技術<br>③言語表現に関する技術<br>（①～③の中から２分野を選択する）<br>（注）合格した筆記試験科目については、翌々年の試験まで有効。また、幼稚園教諭免許所有者は「保育の心理学」「教育原理」「実技試験」が免除。 |
| 試験日 | 年２回（前期4月、後期10月） |
| 試験場 | 各都道府県 |
| 申し込み期間 | 試験の２～３か月前 |
| 受験手数料 | 12,950円（受験手数料12,700円+受験の手引き郵送料250円） |

※試験日などは毎年変わるため、事前に確認しましょう。

通常の試験のほか、後期には地域限定保育士試験も行われます。登録後３年間は受験した自治体で働くことになっている試験ですが、3年経過すれば全国で働くことができます。

## 資格取得のポイント

資格取得のルートは、厚生労働省が指定した保育士養成課程のある学校を卒業する方法、および都道府県が実施する保育士資格取得試験に合格する方法の2つがありますが、一般的には保育士養成校に進学し、必要な単位を取得し、卒業して取得するのが最も早道です。

## 関連団体・組織

全国保育士会
http://www.z-hoikushikai.com/
全国保育協議会
http://www.zenhokyo.gr.jp/
日本保育協会
http://www.nippo.or.jp/
全国私立保育園連盟
http://www.zenshihoren.or.jp/
全国保育士養成協議会
http://www.hoyokyo.or.jp/

資格・職種

# 幼稚園教諭

学校教育の一環として幼児を教育するとともに、家庭や地域における幼児教育を支援する

## しごとの内容

保育士は「児童福祉法」にもとづく資格であるのに対し、幼稚園教諭は「学校教育法」にもとづく資格です。また、保育士は保育所（保育園）に通園する小学校入学前の乳幼児が対象であるのに対し、幼稚園教諭は3歳から小学校に入学する学齢までの未就学児が対象で、かつその目的も教育に重点が置かれているのが特徴です。

具体的には、小・中学校や高校、さらには大学に通ずる教育の一環として健康、安全で幸福な生活のために必要な日常の習慣を養わせ、身体的な機能の健全な発達を図ります。また、集団生活を通じ、協調性や自主・自立の精神、身近な社会生活や事象に対する正しい理解と態度の芽生えを養わせたり、言葉の遣い方を正しく導き、童話や絵本、音楽、遊戯、絵画などを通じ、創作的表現に対する興味を養わせたりします。このため、一人ひとりの園児やその保護者の状況をよく知り、さまざまな問題も柔軟に受け止めて細やかに配慮し、何事にも冷静沈着で、かつ的確な判断力と前向きな行動力が必要です。

なお、幼稚園は保育所（保育園）と合同で認定こども園を設置することが可能です。

## 主な職場

幼稚園、認定こども園

## 将来性

少子化が進行しているとはいうものの、幼児期からの教育は必要であることは否めず、今後も重要なしごとの1つには違いありません。そのうえ、認定こど

も園が制度化されたため、保育士と同様、将来性のある資格です。

## 従事者数

17万3,455人（2017年度現在）

## 勤務形態

1日の流れは保育士とほぼ同様で、朝は8：00ごろから登園、朝礼に始まり、そのあと、クラス別・年齢別に14：00ごろの帰宅時間まで遊戯や外遊び、おやつ、昼食、午睡などで過ごします。この間、幼稚園教諭は園児たちの食事や睡眠などの世話のほか、年齢別の遊びやさまざまな活動への配慮をします。

## 給与水準

厚生労働省の調査では月収は約23万円、年間賞与は約64万円（年齢33.3歳、勤続年数7.3年）となっています。

## 資格取得のルート

幼稚園教諭普通免許状には専修、一種、二種免許状の3種類があります。このうち、一種は大学で幼稚園教員養成課程などを履修して卒業する、または二種免許取得後、教員経験などを経て取得します。

二種は短大や専門学校で幼稚園教員養成課程などを履修して卒業する、または臨時免許取得後、教員経験などを経て取得します。このほか、専修免許状は大学院修士課程などを卒業することで取得できます。

なお、近年の規制緩和を踏まえ、幼稚園と保育所の連携を一層促進すべく、保育士として一定の在職の経験を有する人が幼稚園教諭の二種免許を取得できる幼稚園教員資格認定試験が実施されています。

免許状取得後、公立の場合は公務員試験、私立の場合は各幼稚園の採用試験で、それぞれ合格してしごとに就きます。

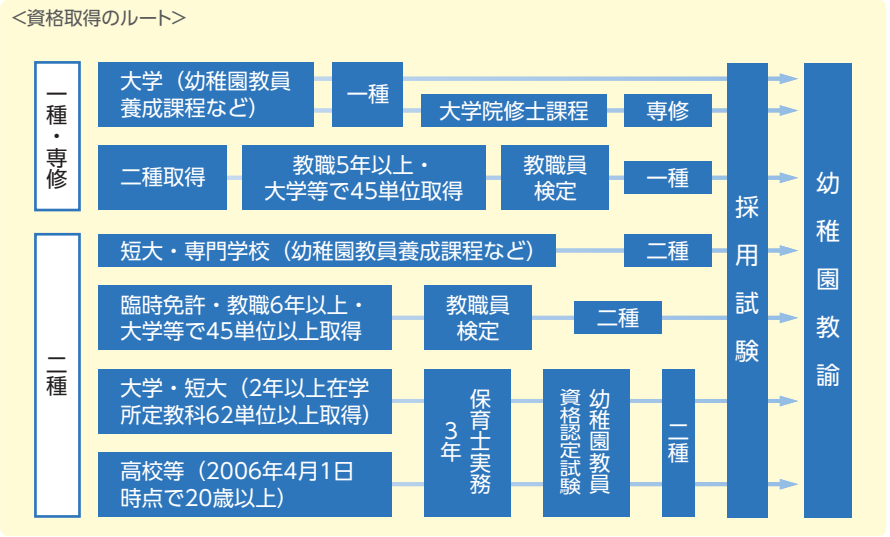


## 関連団体・組織

全国国公立幼稚園・こども園長会

http://www.kokkoyo.com/

全日本私立幼稚園連合会

http://youchien.com/

資格・職種

# 児童指導員

養護を必要とする子どもたちが健全に成長できるよう、生活環境の整備や生活指導を行う

## しごとの内容

家庭の事情や障害などのため、児童福祉施設で生活を送っている0～18歳までの児童を親など保護者に代わり、健全に成長するように生活指導します。

一般的には、児童に対する生活指導計画の立案や会議の運営、内部の連絡・調整、対外的な折衝、ケースワークやグループワークを通じての家庭的な援助、児童相談所や学校との連絡、児童の引き取りをめぐる保護者との面接、周囲との調整などがほぼ共通したしごとです。

なお、知的障害児や肢体不自由児など障害のある児童が入所する児童福祉施設では療育、児童養護施設ではケースワークなど、それぞれの施設に見合った保育の専門性が望まれます。

## 主な職場

児童養護施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター、児童家庭支援センター、児童心理治療施設、乳児院

## 将来性

児童発達支援事業、児童発達支援センター、放課後等デイサービス事業には児童指導員の配置が求められています。放課後等デイサービスは2012年4月の創設以降、事業所数が大幅に増加しているため、児童指導員の採用も増加が見込まれます。

## 従事者数

１万5,832人（2016年10月1日現在）

## 勤務形態

児童と生活をともにする児童養護施設の場合、小舎制、中舎制、大舎制などによって若干異なりますが、一般的に、起床から始まり、朝食づくり、洗面から食事のとり方、衣服の着脱・調整、部屋の掃除、登校の準備のための援助などを行います。学校から帰宅後は、おやつをあげながら学校での様子や明日の予定について話し合うほか、夕食と相前後して小遣いの使い方、仲間との協力への助言などを通じ、将来の社会生活ができるように援助を行います。

また、趣味や特技を生かし、文化・教養、スポーツ、レクリエーションなどを指導したり、遅れている勉強の学習指導を行ったりして1日を過ごします。このため、勤務は交替で宿直となります。

## 給与水準

公立の場合は地方公務員であるため、公務員給与規定にもとづきます。これに対し、私立の場合は学歴や経験年数などで決められています。基本的には措置施設で、国家公務員の一般職の給与をベースにしているため、ほぼ国家公務員並みです。

ちなみに、金額的には20～30歳で月収は18万～24万円と幅が広い傾向にあります。

## 資格取得のルート

厚生労働省所管の養成機関を卒業する、社会福祉士、または精神保健福祉士の資格を取得する、大学および大学院で心理学、教育学、社会学を履修して卒業する、もしくは高校などを卒業する、あるいは文部科学大臣にこれと同等以上の資格を有すると認定された者が児童福祉事業における実務を2年以上経験します。

このほか、小・中学校、高校などの教員免許を取得したうえで都道府県知事に適当であると認められる、児童福祉事業における実務経験を3年以上有し、都道府県知事に適当であると認められるなどしたうえで、公立の施設の場合は公務員試験、私立の施設の場合は各施設ごとの採用試験にそれぞれ合格し、しごとに就きます。

<資格取得のルート>

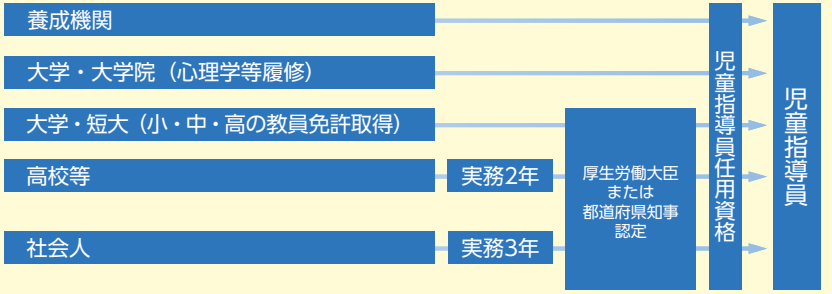


※ 社会福祉士や精神保健福祉士の資格をもっている人にも児童指導員任用資格が与えられています。

## 採用状況

児童養護施設などでは保育士と一緒に募集されることもありますが、全体的には女性よりも男性のほうが多い状況です。

最近、福祉事務所や学校関係におけるケースワーカー、教員の経験者を中途採用している場合もありますが、採用の枠は全体的には少子化の影響を受け、きわめて狭くなっています。

## 就職するためのポイント

最も一般的なルートは、大学で心理学、教育学、社会学を履修し、児童指導員任用資格を取得する、または福祉系大学を卒業することです。

＜児童指導員任用資格要件＞

公立の施設に勤務する場合、まず地方公務員試験に合格して採用されることが前提となります。

特別な資格試験はなく、児童福祉法にもとづく「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定められた次のいずれかに該当する人から任用されます。

①地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校、その他の養成施設を卒業した人

②社会福祉士の資格を有する人

③精神保健福祉士の資格を有する人

④学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学、または社会学を専修する学科、もしくはこれらに相当する課程を修めて卒業した人

⑤学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学、または社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、大学院への入学を認められた人

⑥学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、または社会学を専攻する研究科、もしくはこれらに相当する課程を修めて卒業した人

⑦外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、または社会学を専修する学科、もしくはこれらに相当する課程を修めて卒業した人

⑧学校教育法の規定による高等学校、または中等教育学校を卒業した人、大学への入学を認められた人、もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した人（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した人を含む）、あるいは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定したものであって、2年以上児童福祉事業に従事した人

⑨学校教育法の規定により、小・中学校、高校、または中等教育学校の教諭となる資格を有するものであって、都道府県知事が適当と認めた人

⑩3年以上児童福祉事業に従事したものであって、都道府県知事が適当と認めた人

資格・職種

# 児童自立支援専門員・児童生活支援員

児童自立支援施設において、児童の生活指導を行って自立を支援する

## しごとの内容

不良行為をなす、またはなすおそれのある児童、および家庭環境、その他の環境上の理由により生活指導などを要する児童を入所させ、もしくは保護者のもとから通わせ、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立の支援、あるいは生活の支援を行います。このため、これらの児童と施設で寝食をともにしながら生活や教育、職業などについて指導し、集団生活に耐えることができるよう、支援をします。

しかも、これらの児童はすでに何らかの形で社会に対し、不信を抱いているだけでなく、親の愛情に飢えている場合が多いため、根気よく指導することが求められます。また、児童の保護者など家族への連絡や児童相談所、地域との連携も大切なしごとの一つです。

## 主な職場

児童自立支援施設

## 将来性

犯罪を犯したり、犯すおそれのある児童などに対し、保護者に代わり、社会的な更生を援助する重要なしごとです。それだけに、一層の人材の養成・確保が望まれますが、少子化に伴い、対象となる児童が減少している側面もあります。

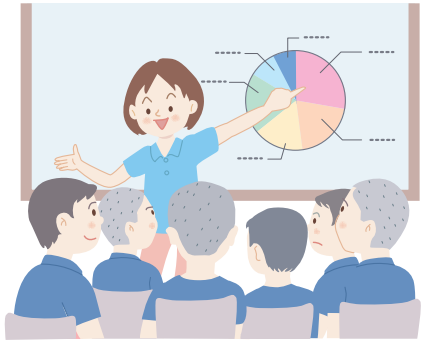

## 従事者数

児童自立支援専門員 978人（2016年10月現在）
児童生活支援員 273人（2016年10月現在〈保育士を含む〉）

## 勤務形態

児童指導員や保育士と同様ですが、児童と施設で寝食をともにしながら生活指導に当たるため、24時間勤務の住み込みとなります。

## 給与水準

公立の場合、公務員給与規定にもとづきます。私立の場合、学歴や経験年数などで決まりますが、国家公務員の一般職の給与をベースにしているところが大半です。

勤務は住み込みとなるため、週48時間勤務の労働とみなされ、超過勤務手当や特別勤務手当が加算されます。

## 就職のルート

児童自立支援専門員になるためには医師であって精神保健に関して学識経験を有する人、社会福祉士の有資格者、都道府県知事の指定する養成機関を卒業した人、大学や大学院で指定科目を履修し、卒業して児童自立支援事業の実務を1年以上経験する、またはそのほかの実務経験が2年以上ある人、もしくは小・中学校や高校の教諭となる資格を保持している人が1年以上児童自立支援に従事した場合、あるいは教員として2年以上その職務に従事するなどのルートがあります。

一方、児童生活支援員は保育士の資格、または社会福祉士の資格を保有している、もしくは3年以上の児童自立支援事業での実務経験があることが条件です。そのうえで、公立の施設の場合は公務員試験、私立の施設の場合は各施設ごとの採用試験にそれぞれ合格し、しごとに就くことになります。

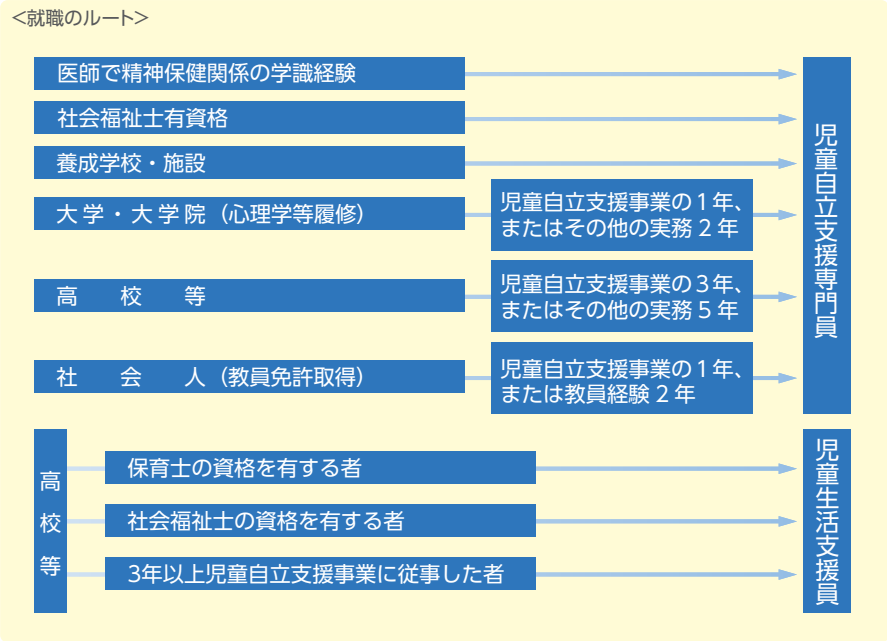


## 採用状況

施設は原則として各都道府県と政令指定都市に1か所ずつ設置されている程度であるため、採用の枠はきわめて少ないのが現状です。

なお、国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所の養成所の受験資格は、①大学を卒業して28歳に満たない人、②大学を卒業し、民間企業などに在職した期間が通算５年以上で35歳に満たない人、短大を卒業し民間企業などに在職した期間が通算７年以上で35歳に満たない人、大学・短大を卒業して22歳以上であって、厚生労働大臣、都道府県知事などが推薦する人となっています。

## 関連団体・組織

厚生労働省 子ども家庭局

http://www.mhlw.go.jp/

資格・職種

# 児童の遊びを指導する者（児童厚生員）

児童館などで遊びの指導を通じ、子どもたちの健康の増進や情操を豊かにする

## しごとの内容

地域の18歳未満のすべての児童を対象に安全な遊び場や学習の場を提供し、その健康の増進と豊かな情操を育む一方、社会関係になじませるため、さまざまな指導を行います。

具体的には、施設の集会室や遊戯室、工作室、音楽室、図書室、広場のぶらんこなどを利用して児童たちを“遊びの輪”に入れ、児童同士の生き生きとした遊びの世界を再現しながら、協調性や創造性、好奇心を伸ばすため、音楽や劇、絵画、紙芝居、映画祭、親子劇場、児童劇、伝承遊び、地域の高齢者や障害者との交流活動などさまざまな遊びや催しを企画したり、仲間づくりに努めたりします。

なお、児童館などは子ども会や母親クラブなど地域の組織活動の拠点の役割も果たしますが、地域によっては高学年になるにつれて受験勉強やクラブ活動などが忙しくなるため、低学年ばかりの利用になってしまっているところもあります。

いずれにしても、児童が好きであるだけでなく、児童から親しまれ、かつ信頼されるよう、性格が温厚であることが必要です。同時に、その指導力や児童たちの行動の観察力、活動の推進役としての資質も求められます。

## 主な職場

児童館、児童遊園、児童センター、地域子育て支援センター

## 将来性

少子化の傾向が続いているとはいえ、共働きの家庭は今後、ますます増える傾向にあります。とりわけ、都市部では学校から帰宅しても保護者が働きに出てい

るケースが多く、家にだれもいない「カギっ子」の小学生を夕方まで預かる必要などもあり、今後も重要なしごとです。

## 従事者数

1万843人（2017年10月現在）

## 勤務形態

原則として通常の公務員の勤務体系と同じく常勤ですが、施設の開館時間に応じ、午後だけのパートタイマーなど非常勤職員の場合もあります。

## 給与水準

公立の場合、公務員給与規定にもとづいて支給されます。私立の場合、ほぼ公務員給与規定を参考に設定されています。

## 就職のルート

一般的には保育士の資格を取得する、社会福祉士の資格を取得する、または高校などを卒業後、児童福祉の職場で2年以上の実務を経験する、もしくは厚生労働省所管の養成機関を卒業する、あるいは小・中学校、高校、または幼稚園の教員免許を取得し、しごとに就くことになります。

なお、大学で心理学、体育学などの課程を修めて卒業、またはこれらの課程において優秀な成績で単位を取得し、大学院への入学が認められたり、大学院で心理学などを専攻する研究科、もしくはこれらに相当する課程を修了して卒業し、児童厚生施設の設置者、あるいは都道府県知事に適当であると認定されたのち、しごとに就くことも可能です。

いずれにしても、公立の場合、公務員試験に合格することが前提となります。

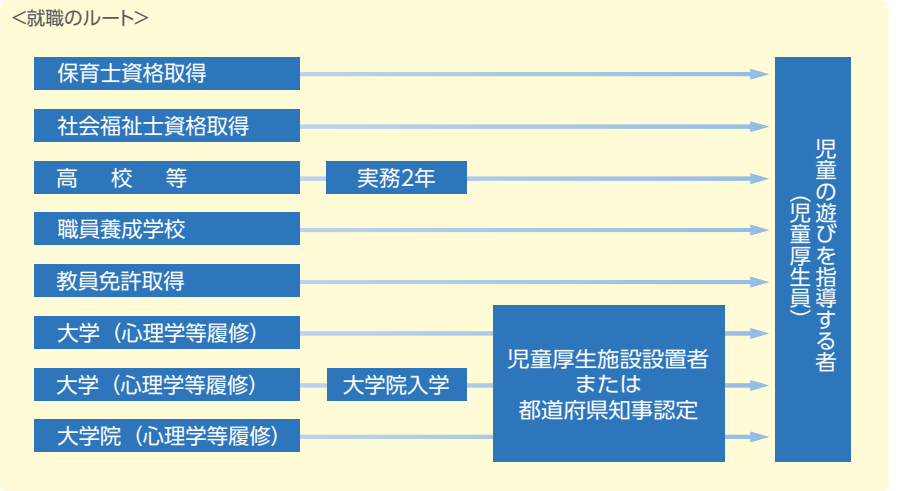


## 採用状況

公立の場合、公務員試験によって採用されますが、欠員が生じたときなどに行われる傾向にあります。私立の場合もほぼ同様の採用試験を実施します。

なお、公立の場合、児童の遊びを指導する者（児童厚生員）を専門職としては採用せず、一般の事務職として採用し、数年後、このなかから有能な人材を登用し、児童厚生員として配置するところもあります。

## 就職するためのポイント

原則として学歴は問われませんが、実質的には保育士の資格や教員の免許の取得、あるいは大学で指定の科目を履修しておくことが求められます。このため、これらの資格の取得や科目の履修は必須です。

また、児童健全育成推進財団では研修に連動した資格制度を設けています。児童健全育成に従事する者が意図的、計画的に専門的な知識と技術を身につけてもらうため、児童厚生二級指導員、児童厚生一級指導員、児童厚生一級特別指導員、児童健全育成指導士が設けられています。

同育成財団は全国の保育士養成校などを「児童厚生員養成校」として認定しており、そこで保育士資格を取得すると同時に「児童厚生一級指導員」、または「二級指導員」を取ることができます。このように保育士資格と一緒にこれらの資格を取得することで就職に有利になることもある、といわれています。

## 関連団体・組織

児童健全育成推進財団

http://www.jidoukan.or.jp/

資格・職種

# ベビーシッター

保護者の委託を受け、居宅などにおいて乳幼児に良質な保育サービスを行う

## しごとの内容

主に3歳未満の乳幼児を対象に、当該の保護者が家庭にいない間や仕事中、乳幼児を預かり、個別に保育をします。

具体的には、個人の家庭に派遣される場合や保護者が指定する場所に派遣される場合、ベビーシッター会社が運営する保育施設で働く場合などがあります。いずれも民間サービスですが、地域によっては市町村が補助金を出している家庭保育室、または家庭的保育（保育ママ）、ファミリー・サポート・センターの支援員として働くこともあります。

## 主な職場

個人の家庭、保育施設

## 将来性

近年、共働きや女性の社会進出などによって保育所（保育園）が大幅に不足しており、国も公務員宿舎の保育ママ事業の本格的な転用に苦慮しているだけに、きわめて高いニーズがあります。

なお、全国保育サービス協会実施の研修を受けるとともに所定の実務経験を積み、試験に合格すると認定ベビーシッターの資格を取得することができます。

## 従事者数

勤務形態が多様なため、不明（全国保育サービス協会加盟事業者会員数は96社。2017年度現在）

## 勤務形態

それぞれの需要や地域性などで異なるため、一概にいえませんが、日勤はもとより、早番や遅番、夜勤、宿直などとさまざまです。

## 給与水準

各ベビーシッター会社や勤務状況によって異なり、月収10万～23万円、パートタイマーなどで時給の場合は事業所によります。勤務先に確認してください。

## 就職のルート

主婦や社会人で、保育士や幼稚園教諭、看護師などの資格取得者がベビーシッター会社に所属し、しごとに就きます。

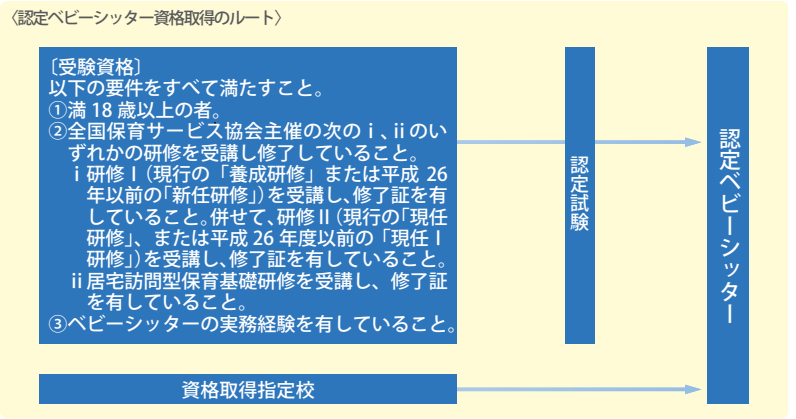


## 就職するためのポイント

学歴はとくに問われませんが、全国保育サービス協会の「ベビーシッター業の自主基準」では保育士資格や幼稚園教諭免許、児童福祉施設などでの実務経験があることが望ましいとしています。このため、子育ての経験があるほうが有利といえます。

## 関連団体・組織

全国保育サービス協会

http://www.acsa.jp/

資格・職種

# 家庭相談員

## 身近な地域で子どもや家族のさまざまな問題の相談に応じる

### しごとの内容

広域的な児童相談所では対応できない比較的小さな地域、すなわち、市や郡部を単位に心身障害や不登校、学校での人間関係、家族関係、性格・生活習慣、発達、言葉の遅れ、非行の問題を抱える児童や当該の児童の保護者の相談に対し、常勤の社会福祉主事と連携して応じるとともに必要な指導を行います。このため、高い専門的な技術だけでなく、豊富な人生経験も必要となります。

### 主な職場

福祉事務所内の家庭児童相談室

### 将来性

最近、学校におけるいじめや登校拒否などの問題が頻発しているなか、家庭児童相談室は人口10万人に1か所の割合で設置されることになっているため、今後も重要なしごとです。

### 従事者数

1,622人（2011年10月現在。なお、2017年4月1日現在、全国に813の家庭児童相談室が設置されています）

### 勤務形態

原則として非常勤の特別職ですが、実際は常勤として配置しているところも少なくありません。

## 給与水準

原則として公務員、または非常勤の特別職ですが、常勤の場合、公務員給与規定にもとづきます。

## 就職のルート

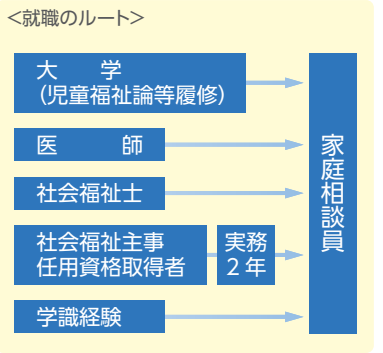


家庭相談員は原則として常勤であれば公務員、そうでなければ非常勤の特別職となります。非常勤の場合、公務員試験に合格する必要はありませんが、大学で児童福祉論や社会福祉概論、心理学、教育学、社会学を履修した人、または医師、社会福祉士、もしくは児童福祉の職場で2年以上従事した社会福祉主事任用資格の取得者、あるいは上述した資格に準じ、かつ必要な学識を有する人に限られます。採用は所轄の都道府県、または市町村が個別に任用し、しごとに就くことになります。

## 採用状況

欠員や新規の採用枠があれば個別に任用され、しごとに就きます。

## 就職するためのポイント

豊富な人生経験とすぐれた人格、高い識見、さらには児童福祉に対する情熱がポイントとなります。

## 関連団体・組織

厚生労働省 子ども家庭局
https://www.mhlw.go.jp/

資格・職種

# 養護教諭

学校内でのけがや疾病への応急処置、児童や生徒の心身の健康管理を行う

## しごとの内容

学校内の児童・生徒などに保健指導を行って健康増進を図るとともに、学校教育の円滑な実施と保健管理を行う“保健室の先生”です。

具体的には、学校内でのけがや疾病の応急処置、健康診査などの企画・運営を行います。近年では、いじめや不登校などのメンタルヘルスや、特別に支援の必要な児童・生徒などへのかかわりなどにも対応していくことが求められます。

## 主な職場

幼稚園、小・中学校、高校、中等教育学校、特別支援学校

## 将来性

児童・生徒などを対象とした学校保健の中枢を担うほか、保健の授業も担当するため、有望な職種です。

## 従事者数

4万1,177人（2017年度現在）

## 勤務形態

公立も私立も大きな変わりはなく、公務員の一般職とほぼ同様の勤務形態です。

## 給与水準

公立の場合、公務員給与規定によります。私立の場合も公務員給与規定に準じて

決められるため、公立の場合と変わりません。

## 資格取得のルート

養護教諭一種免許、または養護教諭二種免許を取得したうえ、公立の場合は教員採用試験、私立の場合は独自の採用試験にそれぞれ合格し、しごとに就きます。

具体的には、まず4年制大学（教員養成系大学の養護教諭養成課程、指定の看護大学など）で所定の養護と教職の単位を取得すると一種免許、短大（指定の看護短大や一般短大の養護教諭養成課程）で所定の養護と教職の単位を取得すると二種免許がそれぞれ取得できます。

また、保健師の国家試験に合格すると申請するだけで二種免許が与えられ、保健師学校（1年課程）のうち、一部の学校では一種免許が取得できます。

なお、看護師が養護教諭一種免許を取得できる「養護教諭特別別科」コースを設置している国立大学もあります。

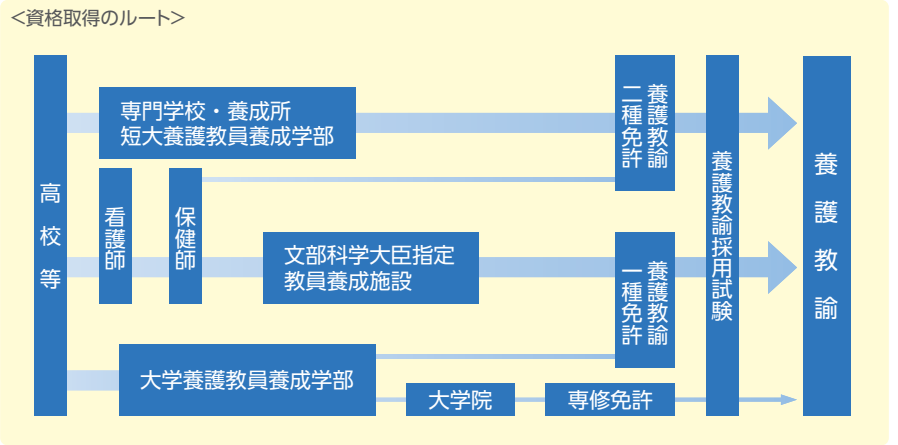


## 資格取得のポイント

同じ養護教諭でも一種免許を取得したほうが給与もよいため、一種教員養成の大学の学部・学科に進学し、養護教諭課程を卒業するのが一般的です。このため、教員養成の大学の学部・学科のある大学に養護教諭課程があるのかどうか、確認したのち、それぞれの大学の入学試験に臨んでください。

## 関連団体・組織

全国養護教諭連絡協議会

http://www.yougo.jp/

資格・職種

# 特別支援学校教諭

障害のある児童・生徒が通う特別支援学校などで、障害についての理解をもとに一人ひとりのニーズに応じた指導を行う

## しごとの内容

視覚障害児や聴覚障害児、知的障害児、肢体不自由児に対し、幼稚園や小・中学校、高校に準ずる教育を施し、そのハンディキャップを補うため、必要な知識と技術を修得してもらうため、位置づけられた教育職員です。このため、各種障害に関する幅広い基礎的な知識を備え、児童・生徒一人ひとりの教育的なニーズに対応する適切な指導や支援を行うことが必要です。

ちなみに、最近の動向として学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症など、学習や生活面で特別な教育的支援を必要とする児童・生徒への適切な対応や指導が求められています。

## 主な職場

特別支援学校、小・中学校の特別支援学級

## 将来性

近年、特別支援教育への理解が進み、児童・生徒一人ひとりのニーズに応じ、きめこまかい対応が行われるようになったことにより、特別支援学校の児童・生徒数が増えているため、特別支援学校教諭の採用も増加が見込まれます。

## 従事者数

8万3,802人（2017年度現在）

## 勤務形態

いずれも公務員であるため、基本的には公務員の一般職とほぼ同様です。

## 給与水準

公務員給与規定によります。このほか、調整手当が支給されるのが一般的です。

## 資格取得のルート

特別支援学校教諭の資格を得るには2つのルートがあります。1つは、特別支援教育教員養成課程が設置されている大学などで所定の単位を取得し、特別支援学校一種免許（大学卒業程度）、もしくは二種免許（短大卒業程度）を得てから、教員採用試験に合格するルートです。もっとも、大学の卒業後に大学院を修了し、特別支援学校教諭専修免許を得て同じルートをたどることもできます。

もう1つは、幼稚園や小・中学校、高校の普通免許を取得したのち、1年間の大学専攻科で所定の専門科目を履修し、特別支援学校教諭免許が与えられるルートです。

〈資格取得のルート〉

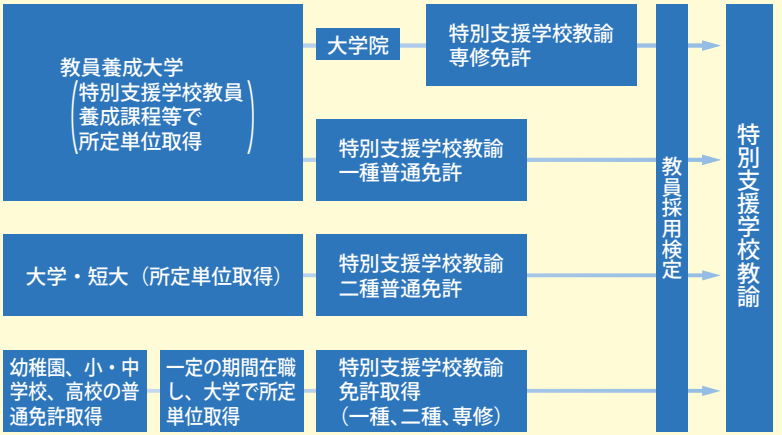


※特別支援学校教諭の免許資格を取得することのできる大学は文部科学省ホームページに掲載されています。

## 資格取得のポイント

教員養成系大学の学部・学科に進学し、特別支援学校教諭の養成課程を卒業するのが最も一般的です。

## 関連団体・組織

文部科学省総合教育政策局
　http://www.mext.go.jp/
全国特別支援学校長会
　http://www.zentoku.jp/
全日本特別支援教育研究連盟
　https://manavia.net/community/16

# 障害者に
# かかわるしごと

[資格・職種]

障害者支援施設職員
相談支援専門員
障害児者居宅介護従業者（ホームヘルパー）
ガイドヘルパー
生活支援員
手話通訳士
義肢装具士

資格・職種

# 障害者支援施設職員

障害のある人が自立して日常生活や社会生活を営むことができるよう、施設でさまざまな支援を行う

## しごとの内容

障害者支援施設で利用者の意向や障害の特性などを踏まえた個別支援計画を作成し、その計画にもとづき、生活介護や自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行・就労継続支援、施設入所支援などの障害福祉サービスを提供します。

具体的には、入浴、排泄、食事などの介助や調理、洗濯、掃除などの家事、その他日常生活上の支援、日常生活などに関する相談への対応や助言、創作的活動や生産活動の機会の提供、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練、就職に向けた生産活動、職場体験などの活動の機会の提供、求職活動の支援など各施設が提供する福祉サービスに当たります。

## 主な資格・職種

社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、看護師、作業（職業）指導員、生活支援員、介助員、事務職員、医師、保健師

## 将来性

障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現をめざし、「障害者総合支援法」にもとづく各種の施策の拡充が行われているため、有望です。

## 従事者数

12万9,359人（2017年10月現在）

## 勤務形態

施設体系によってまちまちですが、日勤、夜勤、祝・祭日出勤などの交替制が一般的です。

## 給与水準

職種によって若干の違いはありますが、ほぼ公務員並みです。臨時職員の場合は、月収が11万～13万円というところもあります。

## 就職のルート

通常、保健福祉系大学や短大、専門学校などを卒業し、必要な資格の取得後、採用試験に合格し、しごとに就きます。

## 採用状況

施設独自の採用がほとんどです。このため、欠員が生じたり、施設の新設や拡充の際、採用が見込まれます。

## 就職するためのポイント

求人は全体的に生活支援員と作業指導員に集中しているため、社会福祉士や介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士（OT）などの資格を取得していると有利です。

## 関連団体・組織

厚生労働省 社会・援護局
http://www.mhlw.go.jp/

資格・職種

# 相談支援専門員

障害のある人が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、全般的な相談支援を行う

## しごとの内容

障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障害のある人の全般的な相談支援を行います。

## 主な職場

指定相談支援事業所、基幹相談支援センター、市町村

## 将来性

サービス等利用計画の対象者の大幅な拡大や地域相談支援の創設もあり、障害のある人の相談支援の担い手として、今後、活躍が期待されています。

## 従事者数

1万5,436人（2017年10月現在）

## 勤務形態

原則として日勤です。

## 給与水準

基本的には公務員給与規定にもとづきますが、平均給与額は常勤の場合、約37万円、非常勤の場合、約24万円です（厚生労働省調査〈2017年度〉、福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰを届け出ている事業所、手当・ボーナス含む）。

## 資格取得のルート

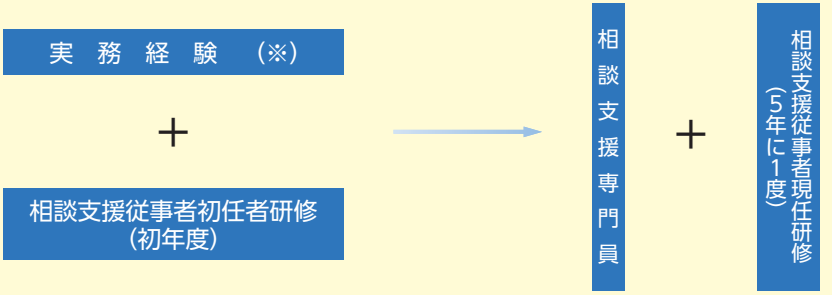


※障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における相談支援・介護等の業務における実務経験（3～10年）

## 資格取得のポイント

実務経験と相談支援従事者初任者研修修了の要件をいずれも満たした場合のみ、相談支援専門員の資格を取得したことになります。

なお、5年に1度の相談支援従事者現任研修を受講しない場合、相談支援専門員の資格は失効してしまうため、注意が必要です。

## 関連団体・組織

日本相談支援専門員協会

https://nsk2009.org/

資格・職種

# 障害児者居宅介護従業者（ホームヘルパー）

障害のある人の身体介護や家事援助を行い、地域での生活を支える

## しごとの内容

障害のある人の自宅を訪問し、介護や家事、各種相談・助言を行い、住み慣れた地域で自立して日常生活を送ることができるように支援する一方、家族などの介護の負担の軽減を図ります。

具体的には、食事や排泄、着替え、入浴の世話、清拭などの身体介護、調理や洗濯、掃除、衣類の修繕、買い物などの家事援助が中心となります。このため、障害のある人やその家族のプライバシーを尊重し、相互の信頼関係を確立することが必要です。

また、身体介護にあっては記録を保管し、市町村の担当者や主治医、訪問看護師、保健師など関係者との連絡をとる場合もあります。「障害者総合支援法」のもとでは居宅介護や重度訪問介護、同行援護、行動援護の事業に従事します。

## 主な職場

市町村、福祉公社・社会福祉事業団、市町村社協、指定障害福祉サービス事業所

## 将来性

在宅の障害者を介護する重要な役割を担ううえ、障害者基本計画および「障害者総合支援法」にもとづく障害福祉計画により施策の整備・拡充がさらに図られているため、有望です。

## 従事者数

17万2,782人（2017年10月現在の居宅介護、重度訪問介護および同行援護、行動援護を行う障害福祉サービス事業所の常勤換算従事者数）

## 勤務形態

常勤の場合は9：00～17：00であるのに対し、非常勤などの場合は半日単位で、週に2～3回訪問します。1件当たりの訪問は滞在型が約2時間、巡回型は約40分です。

具体的には、朝、事務所に出勤して打ち合わせ後、午前と午後にそれぞれ1件程度回ったのち、事務所に戻って報告し、ケース記録を記入して帰宅します。

## 給与水準

市町村や福祉公社・社会福祉事業団、市町村社協の常勤の場合、ほぼ公務員並みです。平均給与額は、常勤の場合、約31万円、非常勤の場合、約23万円です（厚生労働省調査〈2017年度〉、福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰを届け出ている事業所、手当・ボーナス含む）。

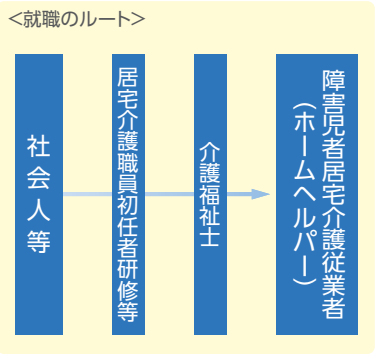


## 就職のルート

市町村、福祉公社・社会福祉事業団、市町村社協、福祉人材センターや指定障害福祉サービス事業所の求人広告で求人情報を入手します。公立の場合は公務員試験、私立の場合は各施設の採用試験にそれぞれ合格し、しごとに就きます。

## 採用状況

近年、在宅福祉や地域での生活への移行の重視が叫ばれているため、市町村社協によるガイドヘルパーや在宅障害者の訪問活動、福祉用具展示リサイクル・ユーザーサービスなどのしごとが急激に伸びています。

## 就職するためのポイント

「障害者総合支援法」にもとづく指定居宅介護などの提供に当たる人としては、①介護福祉士、②3年以上介護などの業務に従事したものであって厚生労働大臣の指定した学校、または養成施設において6か月以上介護福祉士として必要な知識および技能を習得した人（実務者研修修了者）、③居宅介護職員初任者研修を修了した人、④障害者居宅介護従業者基礎研修を修了した人、⑤重度訪問介護従業者養成研修を修了した人、⑥「介護保険法」にもとづくホームヘルパーのための介護職員初任者研修を修了した人などが厚生労働大臣により定められています。

## 関連団体・組織

日本ホームヘルパー協会
http://www.n-helper.com
全国ホームヘルパー協議会
http://www.homehelper-japan.com/

資格・職種

# ガイドヘルパー

屋外での移動が困難な障害者などの日常生活、および社会参加に伴う外出時の介助などを行う

## しごとの内容

屋外での移動が困難な障害者などに対し、外出時の移動の介助などを行います。また、「障害者総合支援法」にもとづく福祉サービスでは居宅介護や同行援護、移動支援事業（地域生活支援事業）などに従事します。

## 主な職場

市町村、市町村社協など

## 将来性

障害のある高齢者の増加に伴い、人材不足のため、将来性は十分です。

## 従業者数

2万8,845人（2017年10月現在）

## 勤務形態

常勤の場合は日勤であるのに対し、非常勤の場合は半日単位などとまちまちです。

## 給与水準

常勤の場合、市町村や市町村社協職員に準じ、平均月収は20万円程度です。非常勤の場合、時給制が一般的で、地域による差はありますが、1,500～2,000円というのが相場です。

## 就職のルート

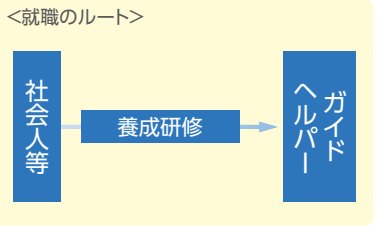


都道府県、または政令指定都市が実施する移動支援従業者（ガイドヘルパー）養成研修、同行援護従業者養成研修などを修了することが要件となります。研修の修了後、都道府県が管理するガイドヘルパー登録名簿などへの登録が必要となる場合もあります。自治体によっては介護福祉士などの資格や経験が考慮され、研修の一部、または全部が免除されます。

就職にあたっては福祉人材センターへ事前に登録し、求人情報や就職説明会の有無などを常時、チェックするとよいでしょう。

## 採用状況

採用の時期は不定期ですが、障害者基本計画や障害福祉計画にもとづいて実施されているため、採用は今後も増えると思われます。

## 関連団体・組織

自治体

全国社会福祉協議会

http://www.shakyo.or.jp/

資格・職種

# 生活支援員

身の回りの支援から創作・生産活動まで、生活に密着しながら障害者の自立をサポートする

## しごとの内容

施設などで障害者の日常生活上の支援や身体機能・生活能力の向上に向けた支援を行うほか、創作・生産活動にかかわります。

具体的には、衣服の着脱や食事、入浴などの生活習慣が身につき、快適な生活を送ることができるよう、支援を行ったり、農耕・園芸や陶芸、木工、紙工、織物、各種下請け作業を指導したり、施設における人間関係や不満、将来の不安などについても相談に応じたりします。

このほか、本人や家族、介護職員などから必要な情報を収集し、個別に課題やニーズを分析・整理して関係者間での共有化を図り、サービスを提供したり、入・退所やボランティア、実習生の受け入れについて関係機関との連絡・調整も行ったりします。もっとも、介護職員のいない施設の場合は介護のしごとが中心となり、月4～6回程度、夜勤に就くこともあります。

いずれにしても、一定の経験や技能などが必要ですが、近年、社会福祉士の資格が問われるようになりました。

## 主な職場

障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム

## 将来性

障害者基本計画および「障害者総合支援法」のもとでの障害福祉計画により、施策の整備・拡充がさらに図られつつあるため、将来性は十分です。その意味で、今後、社会福祉士の資格、あるいはケアコーディネーターとしての資質が一層求められます。

## 従事者数

5万7,597人（2017年10月現在。障害者支援施設の「生活指導・支援員等」の数値）

## 勤務形態

毎日、朝9：00に出勤し、夕方17：00まで勤務する日勤が一般的です。もっとも、当日のケア計画の確認やミーティング、施設内の見回り、入所希望者への家庭訪問、各種在宅サービスの実施、ボランティアや実習生の受け入れなどで多忙なときもあります。

## 給与水準

平均給与額は常勤の場合で約31万円、非常勤の場合で約23万円です（厚生労働省調査〈2017年度〉、福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰを届け出ている事業所、手当・ボーナス含む）。

## 就職のルート

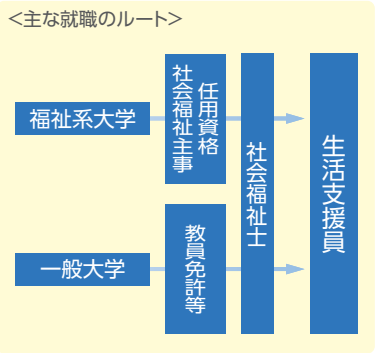


一般的には福祉系大学を卒業後、社会福祉主事任用資格を取得して就職しますが、一般大学で小・中学校、高校の教員免許を取得したり、心理学や教育学、社会学を履修したりして就職する場合もあります。短大や福祉系専門学校の新卒者などでも採用される場合もあります。

具体的には、公立の場合は公務員試験、私立の場合は各施設の採用試験にそれぞれ合格し、しごとに就きます。社会人は福祉人材センターなどを通じ、採用試験に

合格して就職します。

## 採用状況

身体障害者の施設よりも知的障害者の施設のほうが採用の枠も広いようです。いずれにせよ、当初は介護職員として就職し、ある程度専門的な知識と経験を積んだのち、生活支援員になるケースがほとんどです。

## 就職するためのポイント

しごとの性格上、普通自動車運転免許の取得が求められますが、社会福祉士の資格があれば理想的です。

## 関連団体・組織

厚生労働省 雇用環境・均等局
http://www.mhlw.go.jp/

資格・職種

# 手話通訳士

音声言語によって相互の意思の伝達が困難な聴覚障害者に対し、手話を用いてコミュニケーションの仲介・伝達などを図る

## しごとの内容

聴覚や言語機能、音声機能の障害のため、音声言語によって意思の疎通を図るうえで支障がある身体障害者に手話通訳を行い、健聴者とのコミュニケーションを仲介します。

具体的には、聴覚障害者の各種相談や指導などの仲介、講演の際の通訳、聴覚障害者が病院や役所、裁判所、学校、企業などに出かけるときに付き添う形で手話通訳し、健聴者とのコミュニケーションの手助けを行います。このように手話通訳士は相互の意思の疎通上、重要な役割を担っているため、公正な態度や幅広い分野に関する知識と高い通訳の技術が求められます。

ただし、本業だけで生計を立てられるのはごく一部の人です。このため、通常、都道府県や市町村のボランティアセンター、派遣協会などに登録し、関係機関からの委嘱により不定期にしごとに就く場合が多いようです。

## 主な職場

福祉系専門学校、都道府県、市町村、病院、大学障害学生支援室、ろう学校など

## 将来性

障害者の社会的な行動の範囲が広がっているにもかかわらず、人材そのものは大幅に不足しています。職業としては未開拓の分野ですが、障害者基本計画によって施策の整備・拡充が図られることになったほか、「障害者総合支援法」により都道府県や市町村が行う地域生活支援事業の1つ、意思疎通支援事業で派遣

されるため、有望といえます。

## 登録者数

3,608人（2018年4月現在）

## 勤務形態

勤務先やしごとの依頼内容によって異なるので一概にいえませんが、現状は登録制で出来高払いの時間給や日給というのが一般的です。

## 給与水準

講師料の場合、1回約2時間で1万5,000～2万円、通訳料の場合、1回2～4時間で4,500～8,000円が相場です。

## 試験の概要

| | |
|---|---|
| 受験資格 | 年齢が20歳（受験日の属する年度の3月末までに20歳に達する者を含む）以上の人 |
| 試験内容 | ＜学科試験＞<br>①障害者福祉の基礎知識　③手話通訳のあり方<br>②聴覚障害者に関する基礎知識　④国語<br>実技試験に落ちた学科試験の合格者は本人の申請により次の1回の学科試験を免除される |
| | ＜実技試験＞<br>①読み取り通訳（手話による出題を音声で解答）<br>②聞き取り通訳（音声による出題を手話で解答） |
| 試験日 | 年1回、10月上旬の2日間 |
| 試験場 | 東京、大阪、熊本 |
| 申し込み期間 | 5月10日～6月15日（2018年） |
| 受験手数料 | 18,000円 |

## 資格取得のルート

学歴は問われず、20歳以上で社会福祉法人聴力障害者情報文化センターが実施する手話通訳技能認定試験を受け、合格して取得します。

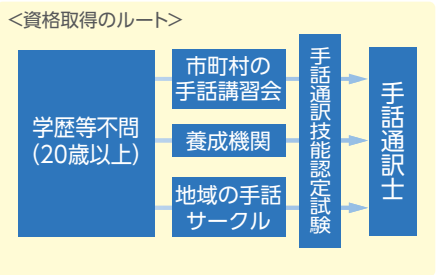

## 合格者状況

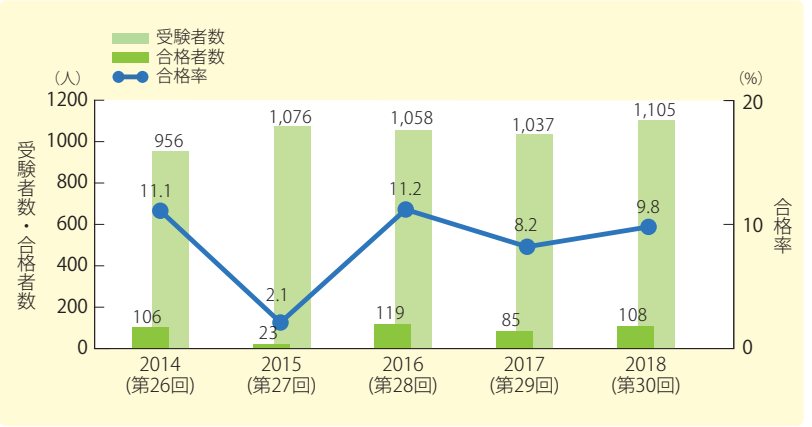


## 資格取得のポイント

国立障害者リハビリテーションセンター学院などの手話通訳学科などに入学し、受験に備えるのが一般的です。ちなみに、同学院の手話通訳学科の修業年限は2年、募集人員は30人で、入学試験の科目は一般教養、国語（古典を除く）、小論文、面接となっています。

## 関連団体・組織

日本手話通訳士協会
http://www.jasli.jp/
聴力障害者情報文化センター
http://www.jyoubun-center.or.jp/

資格・職種

# 義肢装具士

四肢や体幹に障害のある人のため、義肢や装具を製作して日常生活をサポートする

## しごとの内容

何らかの障害によって手や足の一部、または全部を失った人や四肢・体幹に障害が残った人に対し、義肢や装具を適合させ、利用者が日常生活を送るうえで必要な機能の回復を図り、社会復帰をめざしたリハビリテーションを行います。

具体的には、交通事故や病気、けがなどで手足を失ったり、不自由になったりした人たちに対し、手足の機能の代替のため、治療に必要な各種機器をつくります。このため、医師の指示のもとで義足や義手、コルセットなどの義肢をつくり、その相談に応じて身体への適合を図る一方、医療の普及・向上にも寄与します。それだけに、材料についての知識だけでなく、設計や製図、デザイン、工作機械の操作技術、整形外科、リハビリテーションなどの知識と技術が求められます。

## 主な職場

義肢製作所、病院、リハビリテーションセンター

## 将来性

義肢装具は近年、福祉工学的な研究も加わって急速に進歩しているため、その技術水準はますます高度で、かつ複雑になっています。高度医療の普及や高齢化の進行のなか、リハビリテーションの効果のうえでも重要なしごとで、専門職として十分期待されます。

また、障害者基本計画および「障害者総合支援法」の障害福祉計画により、施策の整備・拡充がさらに図られつつあるため、それに伴う増員が見込まれます。

## 資格取得者数

5,323人（2018年3月末現在）

## 勤務形態

通常、日勤が一般的ですが、義肢製作所の場合、不規則となることが多いです。

## 給与水準

勤務先によって異なるので一概にいえませんが、義肢製作所の場合、月収が23万～25万円程度です。

## 資格取得のルート

高校、または高等専門学校、短大・大学を卒業する、もしくは「職業能力開発促進法」にもとづく義肢や装具の製作にかかわる技能検定試験に合格し、いずれも文部科学大臣が指定した学校、または都道府県知事が指定した養成所で必要な知識と技術を習得し、卒業して義肢装具士国家試験の受験資格を得て試験に合格し、取得します。国家試験は公益財団法人テクノエイド協会が行います。

採用試験は公立の場合は公務員試験、民間の場合は各施設の採用試験にそれぞれ合格し、しごとに就きます。

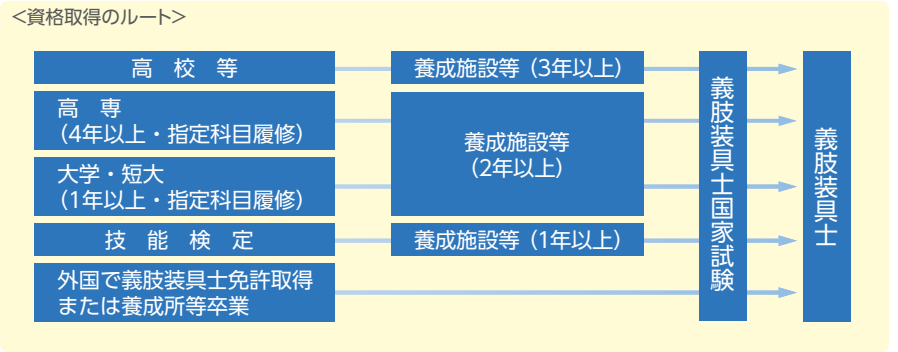

## 合格者状況

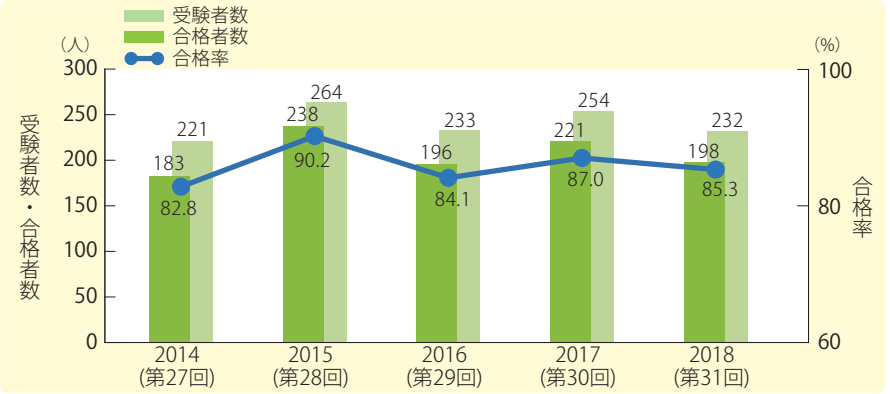


## 試験の概要

| | |
|---|---|
| 試験科目 | ①臨床医学大要（臨床神経学、整形外科学、リハビリテーション医学、理学療法・作業療法、臨床心理学及び関係法規を含む。）<br>②義肢装具工学（図学・製図学、機構学、制御工学、システム工学及びリハビリテーション工学）<br>③義肢装具材料学（義肢装具材料力学を含む。）<br>④義肢装具生体力学<br>⑤義肢装具採型・採寸学<br>⑥義肢装具適合学 |
| 試験期日 | 年1回、2月または3月 |
| 試験地 | 東京 |
| 受験手数料 | 59,800円 |

午前と午後にそれぞれ択一式で50問ずつ出題されるため、幅広い専門知識とその応用技術の習得に努めることが大切です。

## 資格取得のポイント

国家試験の受験資格を得るまでに、大学や短大などで厚生労働大臣の指定する科目を履修し、卒業後に文部科学大臣が指定する学校、または都道府県知事が指定する養成所などで2年以上学ぶ必要があるため、根気よく継続することが求められます。

## 関連団体・組織

日本義肢装具士協会

http://www.japo.jp/

テクノエイド協会

http://www.techno-aids.or.jp/

# 地域福祉に
# かかわるしごと

[資格・職種]

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）
民生委員・児童委員
日常生活自立支援事業専門員
福祉活動専門員
地域福祉活動コーディネーター
ボランティアコーディネーター

資格・職種

# コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

## 地域の人材やシステムを活用して困っている人を支援する

### しごとの内容

高齢者、障害のある人などへの公的な福祉サービスは徐々に発展してきました。しかし、地域においては公的な福祉サービスだけでは対応できない生活課題も増えており、制度の谷間にいて困窮している人も少なくありません。このような人々への対応が必要であることが指摘され、大きな課題となっています。また、この課題を地域が主体となって解決していこうという地域福祉活動も盛んになってきています。

コミュニティソーシャルワーカーは、このような地域で困っている人を支援するために、地域の人材や制度、サービス、住民の援助などを組み合わせたり、新しい仕組みづくりのための調整やコーディネートを行ったりする役割を担います。

具体的には、支援を必要とする人に対し、安否確認や見守り、生活課題の発見、相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎなどを行います。また、住民同士の支え合いの活動支援のほか、セーフティネットの体制づくりなど、地域福祉の計画的な推進を図るため、関係機関・団体などに働きかけます。

コミュニティソーシャルワーカーが支援するのは高齢者や障害のある人、貧困家庭、単身者、外国人、ホームレス（路上生活者）など広範囲にわたります。一くくりに“支援が必要な人”といっても、生活習慣や環境、家族の状況、人との付き合い方の流儀など千差万別です。なかには人とコミュニケ―ションをとるのが苦手な人、認知能力が低下している人などもいます。それだけに、適切な支援にあたってはその人の心身の状況や生活環境、人間関係などを十分理解し、信頼関係を築くことが重要なため、根気よく、地域の人を巻き込みながら取り組んでい

くことが求められます。

なお、コミュニティソーシャルワーカーは社協に属していることが多く、それ以外の組織や団体に属している場合は地域福祉コーディネーターと呼ばれることもあります。

〈地域福祉活動におけるコミュニティソーシャルワーカーの位置付けの例〉

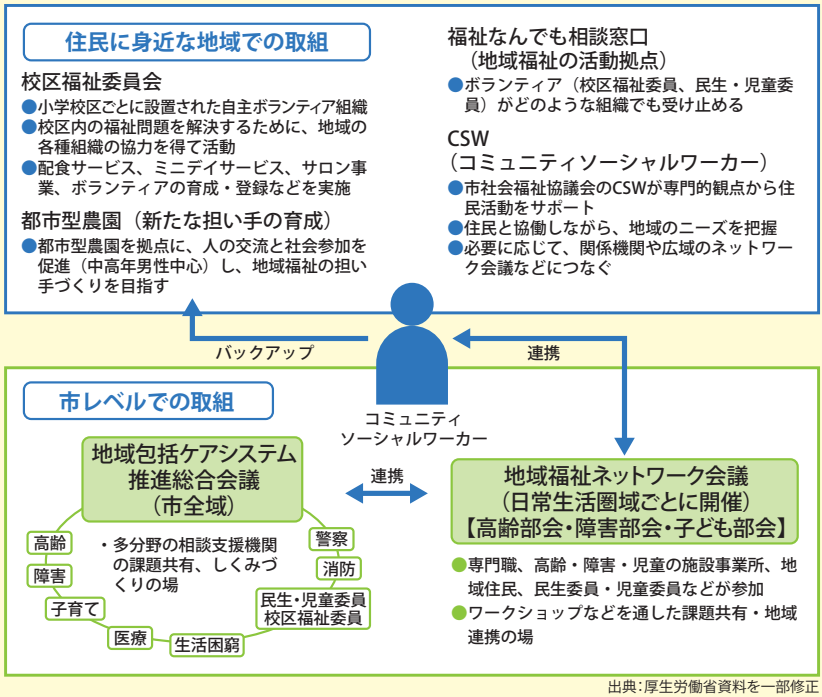


出典：厚生労働省資料を一部修正

## 主な職場

市町村の社協や高齢者施設、地域包括支援センター、NPO法人事業所、福祉企業・事業所

## 将来性

高齢化や少子化をはじめ、地域の抱える課題が今後ますます増加するなか、地域福祉を担う人材の必要は一層増していくと考えられます。

## 登録者数

274人（2009年度現在）

## 勤務形態

職場によって異なりますが、平日の9:00～17:00の時間帯を中心とする日勤が一般的です。

## 給与水準

社協や高齢者施設など、配置先によります。社協の場合は市町村によって差がありますが、月収は20万円前後です。

## 資格取得のルート

コミュニティソーシャルワーカーは資格ではなく、福祉の実務経験があれば就職できる場合もあります。とはいえ、困っている人の相談にのり、地域と協力しながら課題を解決していくことがしごとの中心となるため、社会福祉士、社会福祉主事などの資格を有していると就職の際に有利です。このほか、精神保健福祉士や介護支援専門員、介護福祉士などの資格も役立ちます。

## 関連団体・組織

厚生労働省社会・援護局
http://www.mhlw.go.jp/

資格・職種

# 民生委員・児童委員

行政から委嘱され、地域住民の福祉にかかわる相談にのったり、必要なサービスの利用を援助する

## しごとの内容

社会奉仕の精神をもち、常に住民の立場に立って相談に応じるとともに、必要な援助を行って社会福祉の増進に努めます。

具体的には、次の5つの職務を行います。

①住民の生活状態を必要に応じ、適切に把握する。

②援助を必要とする人がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、生活に関する相談に応じ、助言、その他の援助を行う。

③援助を必要とする人が福祉サービスを適切に利用するため、必要な情報の提供、その他の援助を行う。

④社会福祉を目的とする事業を経営する人、または社会福祉に関する活動を行う人と密接に連携し、その事業、もしくは活動を支援する。

⑤福祉事務所、その他関係の行政機関の業務に協力する。このほか、必要に応じて住民の福祉の推進を図るための活動を行う。

なお、児童や妊産婦の生活や取り巻く環境の状況を適切に把握し、その保護や保健、その他福祉にかかわる情報の提供や援助、指導を行ったり、児童福祉司や福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力したりする児童委員も兼ねています。

## 主な職場

市町村の各担当区域

## 将来性

最近の在宅福祉や地域福祉の広がりに伴い、民間の協力機関としてますます重要な役割を担っているため、定年退職した人や専業主婦など多くの委嘱者が望まれています。

## 従事者数

23万0,739人（2017年3月現在）

## 勤務形態

各市町村の担当区域ごとに適宜、必要な業務形態をとっています。

## 給与水準

行政から委嘱されるボランティアであるため、無償とされています。

## 就任のルート

20歳以上で、市町村議会議員の選挙権を有する住民のなかから、民生委員推薦会の推薦を受けます。さらに、都道府県知事が地方社会福祉審議会の意見をもとに推薦を行い、厚生労働大臣から委嘱されることにより、しごとに就くことになっています。

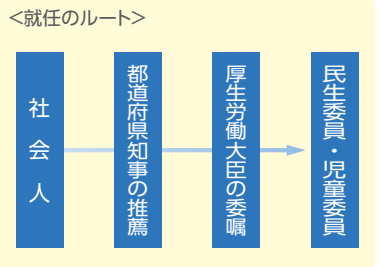


## 委嘱状況

都道府県知事が厚生労働大臣の定める基準に従い、各市町村の担当区域ごとにその区域を管轄する市町村長の意見を聞き、定数を定めています。任期は3年で、3年に一度一斉に改選となりますが、ここ数年、委員の高齢化が進んでいたり、地域の福祉の問題に関心を寄せなかったりする人たちが増えているため、なり手のない担当区域もあります。2017年3月末現在、約8,000人の定員割れがあります。

## 就任するためのポイント

人格、識見ともに高いうえ、広く社会の実情に通じ、地域福祉の推進に熱意があるほか、児童委員としても適格なことが問われます。

## 関連団体・組織

全国民生委員児童委員連合会

http://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/index.html

資格・職種

# 日常生活自立支援事業専門員

判断力が弱った人が地域で自立した生活を送ることができるよう、契約のサポートなどを行う

## しごとの内容

「日常生活自立支援事業」とは、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などのうち、判断能力が不十分な人が住み慣れた地域や自宅において自立した生活を送ることができるよう、地域の社会福祉協議会（社協）が福祉サービスの利用援助などを行う仕組みです。

日常生活自立支援事業専門員は社協に所属し、利用希望者・家族、民生委員、介護支援専門員（ケアマネジャー）、地域包括支援センターなどからの相談を受け付けて支援計画を策定したり、契約を締結するなどの業務を行うほか、実際に具体的な援助を行う「生活支援員」と連携しながら支援の状況を把握します。

判断能力が不十分な人向けには成年後見制度がありますが、成年後見制度を利用するほどではないものの、判断能力が低下した人が身近に利用できる仕組みとして、今後、さらに日常生活自立支援事業の必要性が高まるものと考えられています。

<日常生活自立支援事業による主なサービス内容>

| | |
|---|---|
| 福祉サービス利用の援助 | ・さまざまな福祉サービスの利用に関する情報の提供、相談<br>・福祉サービスの利用における申し込み、契約の代行、代理<br>・入所、入院している施設や病院のサービスや利用に関する相談<br>・福祉サービスに関する苦情解決制度の利用手続きの支援 |
| 預貯金の出し入れの援助 | ・福祉サービスの利用料金の支払い代行<br>・病院への医療費の支払いの手続き<br>・年金や福祉手当の受領に必要な手続き<br>・税金や社会保険料、電気、ガス、水道などの公共料金の支払いの手続き<br>・日用品購入の代金支払いの手続き<br>・預金の出し入れ、また、預金の解約の手続き |

| | |
|---|---|
| 事務手続きの援助 | ・住宅改造や居住家屋の賃借に関する情報提供、相談<br>・住民票の届け出などに関する手続き<br>・商品購入に関する簡易な苦情処理制度（クーリング・オフ制度など）の利用手続き |
| 通帳などの保管 | ・年金証書、預貯金通帳、証書（保険証書、不動産権利証書、契約書など）、実印、銀行印、その他実施主体が適当と認めた書類（カードを含む）を預かる |

※福祉サービスとは介護保険制度などの高齢者福祉サービス、「障害者自立支援法」による障害福祉サービスのこと。

<サービス提供の流れ>

| | |
|---|---|
| 相談の受付 | 本人やその周囲の人からの相談を受け付ける |
| ↓ | |
| 相談・打ち合わせ | 日常生活自立支援事業専門員が利用希望者の自宅や施設、病院などを訪問し、相談にのる |
| ↓ | |
| 契約書・支援計画の作成 | 困っていることや希望を聞き取り、どのような援助をどの程度の頻度で行うか、などを本人とともに検討する。その後、契約内容・支援計画を提案する |
| ↓ | |
| 契約 | 契約内容を確認してもらい、利用者と社協との契約を結ぶ |
| ↓ | |
| サービスの開始 | 支援計画にもとづき、生活支援員がサービスを提供する |
| ↓ | |
| 計画の見直し | 定期的に支援計画を見直す |
| ↓ | |
| サービスの終了 | 利用者から終了の申し出があったとき、生活状況などの変化によって継続が困難になったとき、サービスを終了する |

## 主な職場

社協

## 将来性

日常生活自立支援事業は、都道府県社協を実施主体として行われている国庫補助事業です。社協ではこの事業を行うにあたり、日常生活自立支援専門員と生活支援員を必ず配置するよう、義務づけられています。また、日常生活自立支援事業に寄せられる相談が複雑化・多様化し、関係機関や専門職との連携や協働による対応が求められるなど、専門員もさらに専門性・対応力を身につけていくことが重要になっています。

## 従事者数

3,081人（2017年度末）

## 勤務形態

原則として常勤とされています。

## 給与水準

各市町村の社協の基準に応じた雇用条件となります。月収は20万円前後が目安です。

## 資格取得のルート

支援を必要としている人の掘り起こし、または初期相談から契約に至るまでのきめ細かな相談支援を行う業務内容のため、社会福祉士や精神保健福祉士の資格があると有利です。

## 関係団体・組織

厚生労働省社会・援護局
http://www.mhlw.go.jp/
全国社会福祉協議会
http://www.shakyo.or.jp/

資格・職種

# 福祉活動専門員

## 社会福祉協議会（社協）に勤め、地域の福祉活動を推進するしごと

### しごとの内容

市町村の社協に籍を置き、地域福祉活動を専門的に行います。地域福祉活動とは子育て支援や高齢者、障害のある人への支援など、地域が抱える課題を地域が主体となって解決していく活動のことです。福祉活動専門員は地域のなかで住民や団体、関連機関と連携しながら、地域福祉活動が広がっていくよう、サポートする役割を果たします。

具体的には、福祉活動を推進させるための方策について調査や企画、連絡調整を行うほか、広報、指導などを行います。

### 主な職場

各市町村の社協

### 将来性

高齢化や少子化などにより、地域の抱える課題が今後、ますます増加することが予測されるなか、地域福祉を担う人材の必要性は一層増していくと考えられます。

### 勤務形態

職場によって異なりますが、平日の9:00～17:00の時間帯を中心とする日勤が一般的です。

### 給与水準

各市町村の社協の基準に応じた雇用条

件となります。月収は20万円前後が目安です。

## 資格取得のルート

福祉活動専門員には資格制度はありませんが、社協で福祉活動専門員として就職するためには、社会福祉士または社会福祉主事任用資格を有することが求められます。

社会福祉主事任用資格を取得するには次の3つのルートがあります。

①大学などにおいて3つの指定科目を習得する

大学や短大において厚生労働大臣が指定する科目のうち、３つ以上を履修して卒業すると取得することができます。

②厚生労働大臣が指定する養成機関、または講習会を修了する

通学制、もしくは通信制の社会福祉主事養成機関で学ぶ、あるいは都道府県が実施する社会福祉主事資格認定講習会を受講することによって取得できます。

③社会福祉士、または精神保健福祉士の資格を取得する

社会福祉士や精神保健福祉士の資格を取得すると社会福祉主事任用資格も取得したものとみなされます。

## 資格取得のポイント

福祉活動専門員になるためには社会福祉士、または社会福祉主事任用資格を取得している必要があります。社会福祉士の取得方法は「社会福祉士」の項を参照してください。

## 関係団体・組織

全国社会福祉協議会（全社協）

http://www.shakyo.or.jp/

資格・職種

# 地域福祉活動コーディネーター

地域が抱える課題をピックアップし、解決策を立案・推進する

## しごとの内容

政府が主導する「ふれあいのまちづくり事業」において、実施主体である市町村社会福祉協議会（社協）に籍を置き、事業を推進する役割を果たします。ふれあいのまちづくり事業とは、お年寄り、障害のある人、子ども、一人暮らし高齢者などさまざまな人があたたかいふれあいのなかで自立、連携して快適な日常生活を送ることができる地域社会をつくるため、各地域が進める取り組みのことです。

地域福祉活動コーディネーターは住民のニーズに応じて必要な事業を企画・立案し、ふれあいのまちづくり推進会の設置・運営を行います。この推進会は市町村や社会福祉施設、民生委員、介護職、ボランティア老人クラブなどの福祉関係団体、保健・医療関係団体、学校、自治会、婦人会、青年団、商工会議所、企業・事業所などに広く参加を呼びかけ、組織されることになっています。

また、地域住民も積極的に参加するよう、広報活動を行い、関係機関・団体などとの連携や調整を行いながら事業を円滑に進めます。

<地域福祉活動コーディネーターの職務>

①ふれあいのまちづくり事業実施の企画および立案
②ふれあいのまちづくり推進会の設置および運営
③住民のニーズの把握
④住民などの参加の促進ならびに社会福祉施設および関係機関・団体などとの連携および調整
⑤その他事業を円滑に実施するためのさまざまな業務を行う

<ふれあいのまちづくり事業の内容例>

| 区分 | 事業名 | 区分 | 事業名 |
|---|---|---|---|
| 地域福祉計画 | 活動計画の策定 | 調査・研究事業 | 施設ボランティア受け入れ調査<br>「社協20年のあゆみ」作成<br>市民福祉意識調査<br>登録ボランティア福祉意識調査<br>一人暮らし高齢者基礎調査<br>ボランティアグループなど活動状況調査<br>福祉施設など社会資源実態意識調査<br>地域資源マップ作成<br>福祉マップ作成活動 |
| 相談事業 | 心配ごと相談<br>福祉なんでも相談<br>お年寄りなんでも相談<br>幼児相談<br>他の専門相談 | 小地域福祉活動 | 福祉協力員会活動 |
| 住民参加型在宅福祉サービス | ミニデイサービス<br>ふれあい電話訪問 | ボランティア活動の推進 | ボランティアセンターの運営<br>地区ボランティアコーナーの開設<br>サロンの運営<br>ボラントピアの指定 |
| 公的福祉サービスの受託 | 学童保育所<br>授産場<br>知的障害者通所授産施設<br>お年寄り憩の家<br>肢体不自由児通園所<br>身体障害者授産施設<br>手話通訳者派遣<br>ガイドヘルパー派遣 | その他 | 車いすミニマラソン大会の開催<br>市民福祉カレッジ開校 |
| 他の在宅福祉サービス | ふれあい訪問<br>介護機器貸出<br>移送サービス | | |

## 主な職場

市町村社協

## 将来性

現代社会では、地域住民だけでは気づきにくいさまざまな課題があります。このため、地域に密着して課題を発見し、個別に支援したり、支援ネットワークを構築する専門職員の存在が今後、一層必要になっていくものと考えられます。

## 勤務形態

一般的に日中9:00～17:00の時間帯を中心とする常勤となります。

## 給与水準

各市町村の社協の基準に応じた雇用条件となります。月収は20万円前後が目安です。

## 資格取得のルート

社会福祉士、または社会福祉主事任用資格をもち、さらに相談援助の実務経験が相当にあることが任用条件とされています。まずは社会福祉士、もしくは社会福祉主事任用資格を取得することが必要となります。

## 資格取得のポイント

社会福祉士の取得方法は「社会福祉士」の項を、社会福祉主事任用資格の取得方法については「福祉活動専門員」の項を参照してください。

## 関係団体・組織

全国社会福祉協議会（全社協）
http://www.shakyo.or.jp/

資格・職種

# ボランティアコーディネーター

ボランティアが力を発揮できるよう、人材を組織立ててプロジェクトを推進する

## しごとの内容

1995年1月に発生した阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震）では全国から延べ約130万人以上の人がボランティア活動に参加しました。また、同年12月、「災害対策基本法」が改正され、「国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない」という条文が追加されました。これらを契機にボランティア活動の重要性が広く知られるようになり、この年は「ボランティア元年」と呼ばれています。

阪神・淡路大震災の被災地に駆けつけた人やグループは、学生・企業のグループ、医師や建築士などの専門家団体のグループなどさまざまでした。その約７割が「ボランティア活動は初めて」という人で、被災者との気持ちの行き違いやボランティア同士の意見の食い違いなども少なくなかった、といわれています。

そこで、今後、このようなことが起こらないよう、ボランティア活動を行う際の心構えや注意点などの啓発、各機関やボランティアの調整などを行う役割が求められるようになり、その役割を果たす人がボランティアコーディネーターと呼ばれるようになりました。現在では、災害時だけでなく、平常時でもボランティア活動は社会のすみずみにまで広がり、社会全体を支える大きな柱となっています。

たとえば、高齢者・障害者・子ども・青少年を対象とした活動、自然や環境を守る活動、芸術・文化に関する活動など

があります。このようなさまざまなボランティア活動が順調に行われるよう、ボランティアコーディネーターのしごとの内容は、困っている人からの相談を受け付ける、問題を解決するための方法を考えてボランティアを募集する、情報を収集する、人と人や団体同士をつなぐ、問題を掘り下げて調査し、情報発信するなど多岐にわたります。

〈被災地で行われていたボランティア活動の例〉

- 避難所での手伝い（炊き出し、洗濯など）
- 話し相手
- 子どもの遊び相手、託児代行
- ペットの世話
- 暮らしに必要な情報の提供支援（FM 放送、ニュースレター、ミニコミ誌など）
- 家の片づけ
- 水害の場合の泥だし
- 暮らしの手伝い（買い物、家事手伝い、家庭教師など）
- 配食サービス
- 生活物資等の訪問配布
- 被災された方々に元気になっていただくための交流機会づくり、イベント開催
- 暮らしの再建のための専門家の相談会、勉強会
- 復興期における地域おこしの手伝い

出典：内閣府広報誌『「ぼうさい」』2000年1月号を一部修正

〈災害時のボランティアセンターの動きの例〉

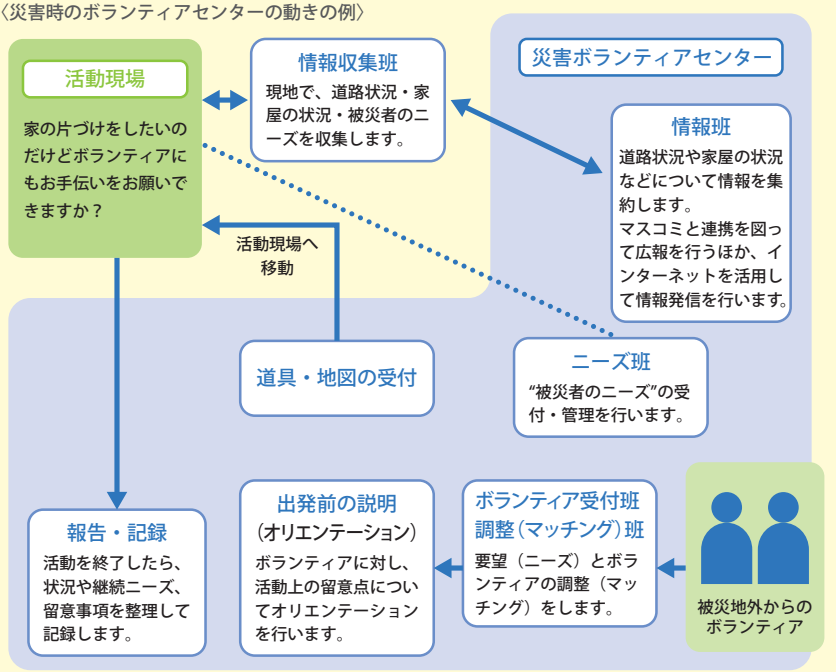


出典：内閣府広報誌『ぼうさい』2000年1月号を一部修正

※上記のほか、ボランティアの休憩場所、医療救護所が設置される場合があります。

＜ボランティア活動の内容例（災害以外）＞

| 区分 | 活動内容の例 |
|---|---|
| 高齢者・障害者への活動 | 一人暮らしの人への配食、見守り、訪問、交流の場づくり、移動の補助、点訳、朗読、手話など |
| 子ども・青少年への活動 | レクリエーション活動、スポーツ活動、キャンプ、イベントの運営、学習の援助、電話相談など |
| 環境に関する活動 | 森林や海岸の清掃、リサイクル活動、動物保護、防犯・交通安全など |
| 芸術・文化に関わる活動 | 美術館・博物館の案内、伝統文化の紹介 |
| 国際的な活動 | 発展途上国への援助、日本にいる外国人への支援など |

（地域福祉・ボランティア情報ネットワーク〈全国社会福祉協議会地域福祉部、全国ボランティア・市民活動振興センター〉ホームページより改変）

## 主な職場

社会福祉協議会（社協：ボランティアセンター）、民間のボランティア支援団体、NPO支援センター・大学ボランティアセンター、NPO・NGO団体、高齢者施設や児童施設など社会福祉施設、病院、博物館や図書館など、学校、青少年教育施設、生涯学習センター、公民館、自治体、企業、まちづくり協議会

## 将来性

ボランティアコーディネーターは日本ではまだ専門的な職業としての認知は広がっていませんが、社協のボランティアセンターや民間ボランティア協会、福祉施設や病院などで少しずつ知られるようになってきています。ボランティアコーディネーターの名称を使っていなくても、実際にボランティアを調整するしごとをしている人は多くいます。その活動の必要性や重要性が高まるなか、活躍の場は広がっていくと見込まれます。

## 試験の概要

ボランティアコーディネーターにはとくに資格はありませんが、日本ボランティアコーディネーター協会により「ボランティアコーディネーション力検定試験」が実施されています。3級から1級まであり、試験の開催月は年度や級によって異なります。協会の行う「主催検定」のほか、各地の主催団体と共催で行う「共催検定」があります。主催検定は東京や大阪で行われますが、共催検定はその他の地域でも開催されます。

試験の申し込み方法については日本ボランティアコーディネーター協会ホームページを参照してください。

| <ボランティアコーディネーション力検定> | |
|---|---|
| 3級 | ボランティア、ならびにボランティアコーディネーションに関する基礎的な知識を理解できている |
| 2級 | ボランティア、ならびにボランティアコーディネーションに関する知識を実務に応用する力を身につけている |
| 1級 | ボランティアコーディネーション力を使い、地域の課題の解決に向けた有効で、かつ実行可能な方策を提案できる力を身につけている |

## 合格者数

1級：79人、2級：564人、3級：4465人（2018年12月現在）

## 勤務形態

職場によって異なり、常勤、非常勤、また、専任、兼任のいずれかなど立場もさまざまです。もっとも、団体によっては人事異動で他の部署に移る可能性があるため、継続的にボランティアコーディネーターの業務に就けるわけではありません。また、病院や高齢者施設などで他の職務を兼任する場合、夜勤を担当することもあります。

## 給与水準

職場や勤務形態によって異なります。たとえば社協に正社員として勤務する場合、月収は20万円前後が目安となります。

## 関係団体・組織

全国社会福祉協議会（全社協）地域福祉推進委員会 / 全国ボランティア・市民活動振興センター

https://www.zcwvc.net/

特定非営利活動法人日本ボランティアコーディネーター協会

https://jvca2001.org/whats_vco/explanation/

# 行政等に
# かかわるしごと

[資格・職種]

福祉事務所職員
一般行政職
福祉公社・社会福祉事業団職員
身体障害者相談員
知的障害者相談員
家庭裁判所調査官
保護観察官
法務教官
成年後見人（専門職・市民後見人）

資格・職種

# 福祉事務所職員

第一線の社会福祉の行政機関である福祉事務所の職員として、主に福祉六法にかかわる業務に当たる

## しごとの内容

福祉六法（「老人福祉法」、「身体障害者福祉法」、「知的障害者福祉法」、「児童福祉法」、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」、「生活保護法」）に定める援護、育成、または更生の措置に関する事務をつかさどります。

具体的には、虚弱や寝たきり、認知症などで介護を必要とする高齢者や身体障害者、知的障害者、児童、貧困者・低所得者およびその家族などに対し、さまざまな援護や育成、更生の措置に関する面接や家庭訪問を通じ、その実態を把握したり、相談に応じて必要な生活指導をしたり、施設への入所措置などを行います。

業務にあたっては相手の人格や価値観、人生観などを尊重して相談に応じ、常に第三者の立場に立ち、冷静、かつ迅速に臨むことが大切です。このため、単に社会福祉の知識を習得するだけでなく、地域の関連施設や病院、診療所、民生委員・児童委員、市町村社協、ボランティア団体などの社会資源や法律の知識など、住民生活全般にかかわるさまざまな情報を蓄積し、必要なサービスをコーディネートすることが求められます。

福祉事務所の設置主体は都道府県や市ですが、町村も任意に設置できます。

## 主な資格・職種

スーパーバイザー（査察指導員）、ケースワーカー（現業員）、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、老人福祉指導主事、家庭児童福祉主事、家庭相談員、面接相談員、婦人相談員、母子自立支援員、事務職員、嘱託医

## 将来性

地域に密着した社会福祉の行政機関で、地域福祉を推進していく拠点の一つとして、今後、ますます重要な役割を担っていくことになるため、有望です。

## 従事者数

4万6,122人（2016年10月現在）
（福祉事務所数：1,247か所〈2016年10月現在〉）

## 勤務形態

公務員の一般行政職であるため、原則として定時出勤・退勤となります。

## 給与水準

公務員給与規定にもとづきます。

## 就職のルート

社会福祉行政における専門職とはいうものの、必ずしも福祉系大学や短大、専門学校を卒業しなくてもよく、他の一般の大学、短大、専門学校の卒業者とともに公務員試験に合格し、しごとに就きます。

また、福祉系大学や短大、専門学校を卒業したからといって必ずしも福祉事務所職員に配属されるわけではありません。このため、公務員試験の面接のときや就職後、職場の上司にそのむねを申し出るなどの対応が必要です。

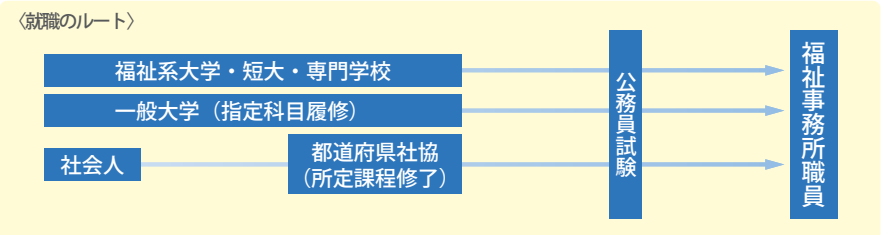


## 採用状況

職員の充足はいずれもほぼ達成されているため、採用の枠は狭くなっています。

## 就職するためのポイント

大学で「現代社会と福祉」や「社会保障」などの指定科目のうち、3科目以上を修めて卒業、または社協の所定の通信課程（1年）を修了するなどして社会福祉主事任用資格を取得する、もしくは社会福祉士の資格を取得しておくことが望ましいでしょう。とくに都道府県や市のなかには当初より福祉行政職として採用するところも増えつつあるため、新卒の場合、社会福祉士国家試験の受験資格、途中採用の場合、社会福祉士の資格を取得していることが応募資格となります。

なお、社会福祉主事任用資格は公務員試験に合格後、福祉事務所などに配属されてはじめて社会福祉主事として名乗り、しごとに就くことができるもので、国家資格ではありません。

## 関連団体・組織

自治体

厚生労働省 社会・援護局

https://www.mhlw.go.jp/

資格・職種

# 一般行政職

国や自治体の福祉行政を円滑に進めるため、国民・住民に対し、情報の提供や相談、指導などを行う

## しごとの内容

政府、都道府県、市町村による社会福祉に関する行政を円滑に進めるため、国民・住民に必要な情報の提供やさまざまな相談・助言、調査、指導、連絡・調整などを行います。

具体的には、政府の場合は厚生労働省社会・援護局、老健局、雇用環境・均等局、こども家庭局、健康局など、都道府県や市町村の場合は民生主管部、衛生主管部、および保健衛生、福祉・児童相談所などの部署があります。いずれの機関でも基本的には「老人福祉法」、「身体障害者福祉法」、「知的障害者福祉法」、「児童福祉法」、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」、「生活保護法」の福祉六法にもとづき、介護を必要とする高齢者や障害者、児童、貧困者・低所得者とその家族などに対し、さまざまな援護や育成、更生、関連調査の実施、相談、指導などを行います。

ただし、職員は2～3年ごとに異動することが一般的であるため、職務の専門性などに疑問の声も出ています。いずれにせよ、行政職であるため、職務上知り得た秘密は厳守し、かつ福祉というしごとを自覚し、まっとうすることが求められます。

## 将来性

社会福祉の行政全般にかかわるしごとで、今後も必要とされています。地方自治体のなかには当初から福祉行政職として採用するところがありますが、その普及にはまだ時間がかかりそうです。

## 就業者数

一部の自治体で福祉行政職として公務員試験を実施しているところもありますが、全体的には少なく、かつ他の一般行政職と区別できないため、不明です。

## 勤務形態

原則として日勤で、定時出勤・退勤となります。

## 給与水準

それぞれの公務員給与規定にもとづきます。

## 就職のルート

福祉系大学や短大、専門学校を卒業しなくても一般の大学、短大、専門学校、高校を卒業後、公務員試験に合格すれば、しごとに就くことができます。もっとも、福祉系大学や短大、専門学校を卒業しても必ずしも福祉職に配属されるとは言い切れません。このため、公務員試験の面接のとき、あるいは就職後、職場の上司にそのむねを申し出ます。

ただし、国家公務員の場合、当初より就職先として厚生労働省を志望し、受験することは可能です。

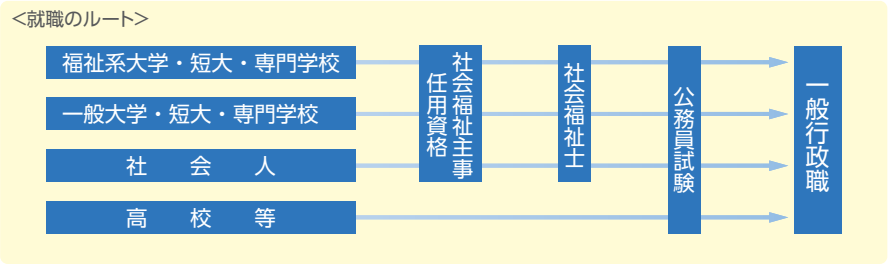


## 採用状況

地方公務員の数は1994年をピークに減少していましたが、2017年に23年ぶりに増加しました。近年は、福祉行政職として採用する傾向が強まっており、採用人数も2桁の自治体が増えつつあります。なかでも首都圏や名古屋市、大阪市などの採用数は多くなっています。

## 就職するためのポイント

福祉行政職を志望する場合、福祉系大学や短大、専門学校を卒業し、社会福祉士や介護福祉士、精神保健福祉士の資格を取得しておくと有利です。もっとも、これらは国家資格のため、取得までに実務経験や養成施設での受講が必要になる場合があります。このため、大学や短大で厚生労働大臣の指定した科目を履修するか、専門学校などの指定養成機関を修了するほか、全国社会福祉協議会（全社協）などが実施する所定の通信課程（1年）を修了し、社会福祉主事任用資格を取得するほうが早道といえるでしょう。

## 関連団体・組織

人事院
http://www.jinji.go.jp/
地方自治体人事委員会など

資格・職種

# 福祉公社・社会福祉事業団職員

在宅の高齢者や障害者に対して生活支援を行ったり、社会福祉施設の管理・運営を行う

## しごとの内容

福祉公社職員は、在宅の高齢者や障害者に対し、生活援助や介護サービスを提供したり、そのサービスの連絡・調整などを行ったりします。

一方、社会福祉事業団職員は、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や老人デイサービスセンターなど社会福祉施設の管理・運営を行います。いずれにせよ、その職務にあたっては公正・中立性が求められます。

## 主な職種

介護職員、生活指導員、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、訪問介護員・ホームヘルパー（介護職員初任者研修修了者）、介護支援専門員（ケアマネジャー）、看護師、保健師、社会福祉士、事務職員

## 将来性

福祉公社・社会福祉事業団職員とも地域に密着した現業部門として重要な役割を担っていますが、市町村合併や行財政改革により、市町村社協などとの統廃合が進んでいるのが現状です。

## 設置数

32公社（2009年3月現在）

116事業団（2018年7月現在）

## 勤務形態

原則として日勤ですが、訪問介護員・ホームヘルパー（介護職員初任者研修修了者）など直接援助を行う職員は夜勤などの場合もあります。

## 給与水準

おおむね公務員給与規定に準じます。

## 就職のルート

基本的には福祉系大学や短大、専門学校を卒業後、それぞれの採用試験に合格し、しごとに就きます。

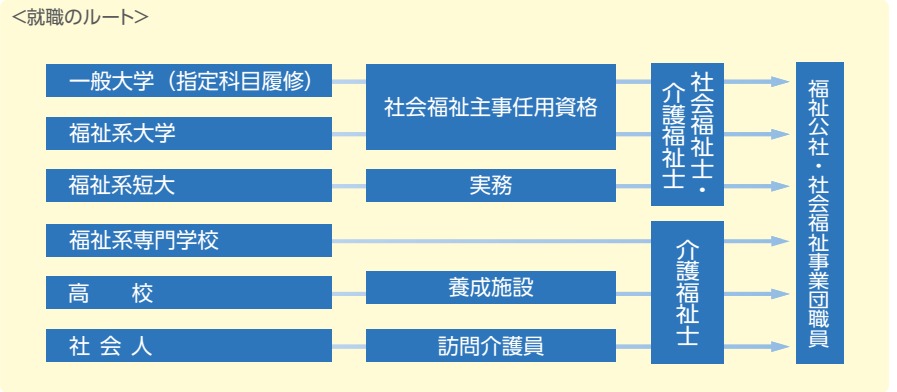


## 採用状況

福祉公社職員、社会福祉事業団職員とも欠員が生じた場合、求人がある程度です。介護保険制度や行財政改革により、市町村社協などとの統廃合によって事業が縮小しているため、求人は減少しています。

## 就職するためのポイント

福祉系大学や短大、専門学校に進学し、社会福祉主事任用資格の取得に必要な単位を取得します。いずれの場合も実務経験を積み、社会福祉士や介護福祉士などの資格を取得したうえ、採用試験を受けるほうが望ましいでしょう。

## 関連団体・組織

全国社会福祉事業団協議会
http://www.zenkoku-sfj.or.jp/

資格・職種

# 身体障害者相談員

主に市町村から委託され、地域で身体に障害のある人の相談などに応じる

## しごとの内容

身体障害者の福祉の増進を図るべく、身体障害者の相談に応じ、その人の更生のために必要な援助を行う民間の協力者です。原則として身体障害者に業務が委託されます。

具体的には、身体障害者の生活上のさまざまな相談に応じ、必要な制度を活用できるよう援助するなど、福祉事務所などとのパイプ役になったり、障害者のための社会参加に関する地域活動や行事を公的機関、関係団体と協力したりします。

また、身体障害者に対する地域住民の理解を深めるため、各種の啓発活動にも取り組みます。

## 主な職場

電話や訪問により、相談を受けます。

## 将来性

ノーマライゼーションの理念が一般に浸透しつつあるなか、関係者と行政を結ぶパイプ役として重要なしごとです。

## 従事者数

7,664人（2017年4月現在）

## 勤務形態

在宅勤務という性格上、不定期です。

## 給与水準

無報酬に近いのが現状です。自治体に

より、交通費や通信費が支給されたり、年額2万円程度の活動費が支給されたりします。

## 就任のルート

市町村長が業務を委託することにより、しごとに就きます。市町村に適当な人材がいない場合、都道府県知事（政令指定都市市長、中核市市長）が委託します。

## 委託状況

配置基準は原則として身体障害者200人に対し、1人の割合で業務が委託されます。期間は2年です。

## 就任するためのポイント

原則として地域に在住する身体障害者で、人格、識見とも高いうえ、社会的な信望があり、かつ身体障害者の福祉の推進のため、熱意をもって奉仕的な活動を行うことができる素養が求められます。

## 関連団体・組織

市町村

資格・職種

# 知的障害者相談員

主に市町村から委託され、地域で知的障害のある人や保護者の相談などに応じる

## しごとの内容

知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害者、またはその保護者の相談に応じ、指導、助言、および知的障害者の更生のために必要な援助を行う民間の協力者です。原則として知的障害者の保護者が業務を委託されます。

具体的には、知的障害者の家庭における療育や生活などに関する相談に応じたり、施設入所や就学、就職などに関して関係機関に連絡したり、これらの活動を通じて住民の理解を高め、知的障害者に対する福祉行政の改善や拡充に努めたりします。

## 主な職場

電話や訪問により、相談を受けます。

## 将来性

ノーマライゼーションの理念が国民に浸透しつつあるなか、関係者と行政を結ぶパイプ役として重要なしごとです。

## 従事者数

3,375人（2017年4月現在）

## 勤務形態

在宅勤務という性格上、不定期です。

## 給与水準

無報酬に近いのが現状です。自治体によって交通費や通信費が支給されたり、

年額2～3万円程度の活動費が支給されたりします。

## 就任のルート

市町村長が業務を委託することにより、しごとに就きます。広域的に行う必要がある場合、都道府県知事（政令指定都市市長、中核市市長）が委託をします。

## 委託状況

原則として知的障害者 200人に対し、1人の割合で業務が委任されます。期間は2年です。

## 就任するためのポイント

知的障害者についての教育、福祉事業に経験があるほか、知的障害者の更生援護に熱意があるうえ、人格者で識見が高く、社会的な信望があることが求められます。

## 関連団体・組織

日本知的障害者福祉協会
http://www.aigo.or.jp

資格・職種

# 家庭裁判所調査官

家庭裁判所で家庭内の紛争などの家事事件や少年事件について調査を行う

## しごとの内容

家庭裁判所における家事事件や少年事件について行動科学的な立場などから調査・診断を行います。このほか、裁判所に処遇意見を提出したり、家事事件について指示された場合はその家族を対象にケースワークやカウンセリングをしたり、少年事件の場合には試験観察を行ったりします。

組織は家事部と少年部に分かれます。このうち、前者は主として家庭に関する事件の調停や審判に必要な事実の調査を行い、問題解決のため、人間関係の調整が必要な場合、カウンセリングを行います。

一方、後者は犯罪を犯したり、将来、犯罪を犯すおそれのある少年の性質や環境、行状、経歴などを調査したり、その過程を通じてケースワークを行ったり、試験観察を実施したりして少年の自立更生を図ります。

## 主な職場

家庭裁判所本庁、支部

## 将来性

近年、夫婦の離婚や相続の問題などに加え、犯罪の低年齢化による少年犯罪が問題となっています。その意味で、これらの当事者の福祉の向上に寄与すべく、司法的な機能が望まれているため、ますます有望、かつ重要な職種です。

## 従事者数

1,596人（2018年度現在）

## 勤務形態

原則として日勤です。

## 給与水準

公務員給与規定に準じます。

## 就職のルート

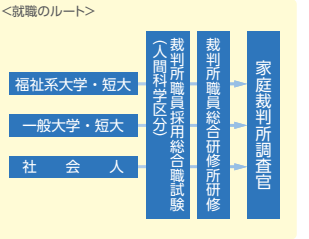


福祉系大学、短大、または一般大学、短大に進学、もしくはこれらの学校を卒業するなどして裁判所職員採用総合職試験（家庭裁判所調査官補）に合格し、家庭裁判所調査官補に採用されたのち、裁判所職員総合研修所で2年研修を受け、各地の家庭裁判所などで家庭裁判所調査官の職に就きます。

## 試験の概要

| | | |
|---|---|---|
| 受験資格 | 試験実施年度の4月1日現在、21歳以上30歳未満の者、21歳未満の大卒及び大卒見込み者、30歳未満の大学院修了及び大学院修了見込み者<br>※日本国籍を有さない者、国家公務員法第38条に該当する者は受験できません。 | |
| 試験内容 | 試験種目 | 内容・出題分野・出題数 |
| 一次試験 | 基礎能力試験（多肢選択式） | 公務員として必要な基礎的な能力（知能及び知識）についての筆記試験<br>知能分野　27題<br>知識分野　13題 |
| | 専門試験（記述式） | 家庭裁判所調査官補に必要な専門的知識などについての筆記試験<br>次の15科目（15題）のうち選択する3科目（3題）※人間関係諸科学科目から少なくとも1科目（1題）を選択する必要がある。<br>【人間関係諸科学科目】<br>心理学概論、臨床心理学、社会心理学、社会学概論、現代社会論、社会調査法、社会福祉学概論、社会福祉援助技術、地域福祉論、教育学概論、教育心理学、教育社会学<br>【法律学科目】<br>憲法、民法、刑法 |

| | | |
|---|---|---|
| 二次試験 | 専門試験（記述式） | 家庭裁判所調査官補に必要な専門的知識などについての筆記試験。<br>次の13科目（15題）のうち、選択する2科目（2題）。ただし、児童福祉論と高齢者福祉論は同時に選択することはできない。また、民法のみ2題、または刑法のみ2題を選択することはできない。<br>【人間関係諸科学科目】（各1題）<br>臨床心理学、発達心理学、社会心理学、家族社会学、社会病理学、社会福祉援助技術、児童福祉論、高齢者福祉論、教育方法学、教育心理学、教育社会学<br>【法律学科目】（各2題）<br>民法、刑法 |
| | 政策論文試験（記述式） | 組織運営上の課題を理解し、解決策を企画立案する能力などについての筆記試験　1題 |
| | 人物試験 | 人柄、資質、能力などについての集団討論及び個別面接 |
| 試験日 | 〈一次〉5月ごろ、〈二次〉6月ごろ | |
| 試験場 | 東京、大阪、名古屋、広島、福岡、那覇、仙台、札幌、高松 | |
| 受付期間 | 4月上旬～中旬 | |
| 受験手数料 | 無料 | |

## 就職のポイント

受験資格はとくにありませんが、一次が基礎能力試験の多肢選択式と専門試験の記述式、二次が記述式の専門試験と政策論文試験、および人物試験からなります。ここ数年、高い競争率であるため、社会福祉学、社会学、心理学、教育学、法学のいずれかを専攻して受験する、または大学や短大に進学する際に検討して受験に備えることが大切です。

また、二次試験では人柄、対人的能力などについての集団討論と個別面接が行われるため、日ごろから専門書や新聞、雑誌などを読むほか、グループワークやワークショップなどを通じてコミュニケーション力を養い、集団討論に備える一方、人格形成にも心がけることが望まれます。

2017年度は申込者733人に対し、最終合格者56人と非常に狭き門になっています。

## 関連団体・組織

最高裁判所事務総局

http://www.courts.go.jp/

資格・職種

# 保護観察官

犯罪を犯した人や非行少年の社会復帰のため、必要な指導・援助を行う

## しごとの内容

専門的な知識にもとづき、犯罪や非行を犯した人を通常の社会生活のなかで指導、援助するほか、犯罪や非行の予防に関する事務を行います。

具体的には、「少年法」の保護観察処分に付された人、少年院を仮退院した人、刑務所から仮釈放された人、刑の執行を猶予されて保護観察に付された人、婦人補導院を仮退院した人を対象に、保護司との密接な協力のもとで必要な面接や資料などから問題の背景を明らかにします。そのうえで、一定の順守事項を作成後、対象者やその家族と面接したり、電話で連絡したりして改善・更生を助けるとともに、自立した生活を営むことができるよう、援護します。

## 主な職場

地方更生保護委員会（全国8か所）、保護観察所（同50か所）

## 将来性

少年犯罪に社会的な注目が集まり、被害者や遺族への支援が必要となっているなかで、ますますその重要性が高まっていくでしょう。

## 従事者数

約1,000人（2019年1月現在）

## 勤務形態

公務員の一般行政職であるため、原則として日勤です。

## 給与水準

公務員給与規定にもとづきます。

## 就職のルート

福祉系大学や一般大学などに進学後、公務員試験に合格し、法務省に法務事務官として採用されたのち、保護観察官の職に就きます。

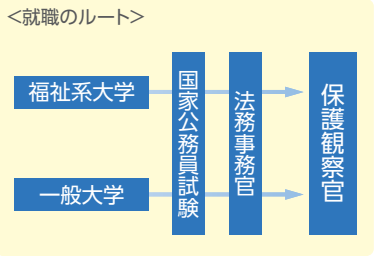


## 就職のポイント

国家公務員の総合職試験、または法務省専門職員（人間科学）採用試験保護観察官区分に合格するため、公務員試験に必要な一般教養を学習する必要があります。また、関連科目である社会福祉学や社会学、心理学、教育学などを履修しておくと有利です。

## 関連団体・組織

法務省 保護局

http://www.moj.go.jp/

資格・職種

# 法務教官

## 非行少年を教育し、個性や能力を伸ばして社会復帰を援助する

### しごとの内容

非行少年に対し、専門的な指導にもとづき、社会に対する不適応の原因を取り除き、心身ともに健全な少年として社会復帰できるよう援助したり、少年の資質の鑑別に役立てるための面接や行動観察を行ったりします。

具体的には、少年院では在院する少年の特性や問題性、心身の発達状況に応じ、個別に矯正教育の内容を計画し、健全な思考力や行動規範を身につけさせるための生活指導や職業知識教育、特別活動などに努めます。

一方、少年鑑別所では家庭裁判所から送致されてきた少年に対し、資質の鑑別のための面接や助言を行ったり、少年の身柄の保護や心身の安定を図ったりします。

### 主な職場

少年院（全国51か所、2018年10月現在）、少年鑑別所（同52か所、2016年12月現在）

### 将来性

少年犯罪に社会の関心が高まるなか、その重要性が増しています。

### 従事者数

少年院2,201人、少年鑑別所788人（2017年度現在）

### 勤務形態

国家公務員のため、定時の出勤・退勤となります。

## 給与水準

公務員給与規定にもとづきますが、勤務が特殊なため、一般の公務員よりも若干高めのようです。

## 就職のルート

公務員試験を受験し、合格して採用候補者名簿に登録され、採用の通知を待って少年院、または少年鑑別所でしごとに就きます。

## 就職のポイント

国家公務員の総合職試験、または法務省専門職員（人間科学）採用試験法務教官区分に合格するため、公務員試験に必要な一般教養を学習する必要があります。また、関連科目である心理学や教育学、社会福祉学、社会学などを履修しておくと有利です。

## 関連団体・組織

法務省保護局

http://www.moj.go.jp/

資格・職種

# 成年後見人（専門職・市民後見人）

判断能力が十分でない高齢者や障害者が不利益を受けないよう、支援する

## しごとの内容

認知症や知的障害、精神障害のため、判断能力が十分でない高齢者や障害者が金銭管理や身上監護(保護)などで不利益を受けないよう、支援する専門職です。

本人の判断能力の程度や支援の内容によって「成年後見人」「保佐人」「補助人」「任意後見人」に分かれています。

成年後見人などは生活・医療・介護など、本人の身の回りの事柄にも目を配りながら支援します。もっとも、本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られており、食事の世話や実際の介護などは行いません。また、成年後見人などは、支援内容について報告するなど家庭裁判所の監督を受けながら職務に従事します。

高齢化が進み、認知症などで判断能力が十分でなくなった人に対する支援の必要性が高まっています。成年後見人などにはもともと司法書士や弁護士、社会福祉士などの専門職が後見人などに従事する「専門職後見人」、本人の家族や身内などの親族が選任される「親族後見人」などがありました。さらに、社会状況が変化し、専門職後見人や親族後見人などだけでは対応が難しくなるのに伴い、一般の市民が後見人を務める「市民後見人」のしくみがつくられ、推進されています。

なお、市民後見人は多額の財産がなく、紛争性がないなど必ずしも高い専門性が要求されないケースを担当することが想定されています。

＜財産管理と身上監護(保護)の主な内容＞

| 財産管理 | 身上監護(保護) |
|---|---|
| ・印鑑、預貯金通帳の管理<br>・収支の管理（預貯金の管理、年金給料の受取、公共料金・税金の支払いなど）<br>・不動産の管理、処分<br>・貸地・貸家の管理<br>・遺産相続の手続き　など | ・家賃の支払いや契約の更新など<br>・老人ホームなどの介護施設の各種手続きや費用の支払い<br>・医療機関に関しての各種手続き<br>・障害福祉サービスの利用手続き<br>・本人の状況に変化がないか定期的に本人を訪問し、生活状況を確認　など |

## 主な職場

市町村社協や信託銀行など一部で雇用される場合もありますが、一般的にはそれぞれの資格にもとづく事務所に就職、あるいは自営業として事務所を経営して業務に就きます。

## 将来性

核家族化や少子高齢社会の到来、人口減少、介護保険制度の普及によって有望です。

ちなみに、法務省の調査によると、2017年における成年後見関係事件の申立件数は計で約36,000件、また、同年末時点の成年後見制度の利用者は約21万人に上っており、ここ数年、毎年1万人近く増加しています。

## 勤務形態

就職先や勤務形態により異なりますが、週末や休日も業務にかかわることがあります。

## 給与水準

弁護士などの報酬のように規定されていないため、ケースバイケースですが、たとえば管理財産の額が1,000万～5,000万円以下の場合、月額3万～4万円、管理財産の額が5,000万円を超える場合、同5万～6万円程度になりますが、いずれも家庭裁判所が決定します。

なお、市民後見人の場合、交通費などは実費程度というように基本的には無報酬です。

## 就職のルート

成年後見人などは次の欠格事由に当てはまらなければだれでもなることができます。

1.未成年

2.以前に後見人などを解任された経歴がある人

3.破産者

4.本人に対して訴訟を起こした者やその配偶者・直系血族

5.行方がわからない人

弁護士、司法書士、行政書士、税理士、社会福祉士、精神保健福祉士などの専門職から成年後見人になる場合、各資格取得のための試験に合格して取得し、家庭裁判所により選任されることが必要です。市民後見人となるためには資格などは必要ありませんが、自治体などの後見人養成講座によって知識を身につけ、さらに家庭裁判所から専任される必要があります。

## 試験の方法

資格取得のための試験の方法は、弁護士、司法書士、行政書士、税理士、社会福祉士、精神保健福祉士によってそれぞれの試験に合格し、取得します。市民後見人については後見人養成講座を受講後、自治体に登録して「登録市民」となるルートがあります。

## 資格取得のポイント

それぞれの試験に必須の金銭管理や身上監護(保護)にかかわる知識と被後見人の支援者にふさわしい専門的な知識と深い人間愛、素養などが求められます。

## 関連団体・組織

最高裁判所事務総局家庭課

http://www.courts.go.jp/

# そのほかの専門職・職場

[資格・職種]

保健師
看護師
准看護師
理学療法士（PT）
作業療法士（OT）
言語聴覚士（ST）
医療ソーシャルワーカー（MSW）
栄養士・管理栄養士
視能訓練士
盲導犬訓練士
歩行訓練士（視覚障害生活訓練等指導者）
生きがい情報士
福祉レクリエーション・ワーカー
福祉用具専門相談員
福祉住環境コーディネーター
音楽療法士
健康運動指導士
公認心理師
臨床心理士
カウンセラー
スクールソーシャルワーカー（SSW）
司法ソーシャルワーカー
児童心理司
職能判定員
救急救命士
高等学校福祉科教諭

資格・職種

# 保健師

地域、学校、企業などで乳幼児から高齢者まで、あらゆる人々の健康をサポートする

## しごとの内容

乳幼児から高齢者に至るまでのあらゆる人を対象とし、健康な日々を送ることができるよう、手助けをします。

学校や保健所、企業といった場所での保健指導（集団検診や健康相談）、似たような健康の悩みを抱えている人のネットワークづくり、疾病予防のアドバイスなどのほか、子育てに悩む母親などからの相談への対応、在宅の療養者を訪問し、必要な関係機関と連携を図るなど、さまざまな業務を行っています。

なお、保健師は働く場所により①地域保健師、②学校保健師、③産業保健師などに分類されます。

① 地域保健師は、都道府県の保健所や市町村の保健センターなどで地域住民の病気の予防活動、健康増進活動、病人のいる家庭へのアドバイスなどを行います。対象者は地域に住むすべての住民のため、新生児、乳幼児、妊婦、大人、高齢者、障害者など、さまざまな人に保健指導を行います。とくに保健所で働く場合、精神障害者、身体障害者、難病患者、結核患者、エイズ患者などへの保健指導やSARS（重症急性呼吸器症候群）、新型インフルエンザに対しての危機管理などもあり、専門的、かつ広域的な対応が求められます。

② 学校保健師は文字どおり、学校に在籍し、学校の教職員や児童・生徒の健康管理を行います。健康診断や健康観察などにより児童・生徒の心身の健康を守り、病気やけがなどの際には応急処置も行います。

③ 産業保健師は企業・事業所で働く保健師で、従業員の健康の維持や管理を行います。

## 主な職場

保健センター、保健所、企業・事業所、病院、検診センター、クリニック、地域包括支援センター、福祉施設、学校、大学などの研究機関、NPO、NGOなどの団体

## 将来性

心身の健康の維持・増進は従来にもまして人々の関心を集めているため、これからも将来性は十分です。

## 従事者数

6万2,118人（2016年末現在）

## 勤務形態

日勤・夜勤、常勤・パートタイマーなど働く場所や働く者の条件により多種多様となっています。

## 給与水準

公務員やこれに準じた関係機関は公務員給与規定にもとづきます。民間の病院や企業などではバラつきがありますが、公務員並み、またはその前後のことが多いようです。

## 資格取得のルート

次の①～③のいずれかに該当する人は保健師国家試験の受験資格を得ることができ、この試験に合格し、厚生労働大臣の免許を得て保健師の資格を取得します。

なお、保健師の免許は看護師国家試験に合格している必要があります。

① 文部科学大臣指定の学校で1年以上、保健師になるために必要な学科を修めた人

② 厚生労働大臣指定の保健師養成所を卒業した人

③ 外国の保健指導の業務に関する学校、または養成所を卒業し、もしくは外国で保健師免許に相当する免許を取得した人で、かつ①～②に掲げる者と同等以上の知識と技能を有する人として厚生労働大臣の認定を受けた人

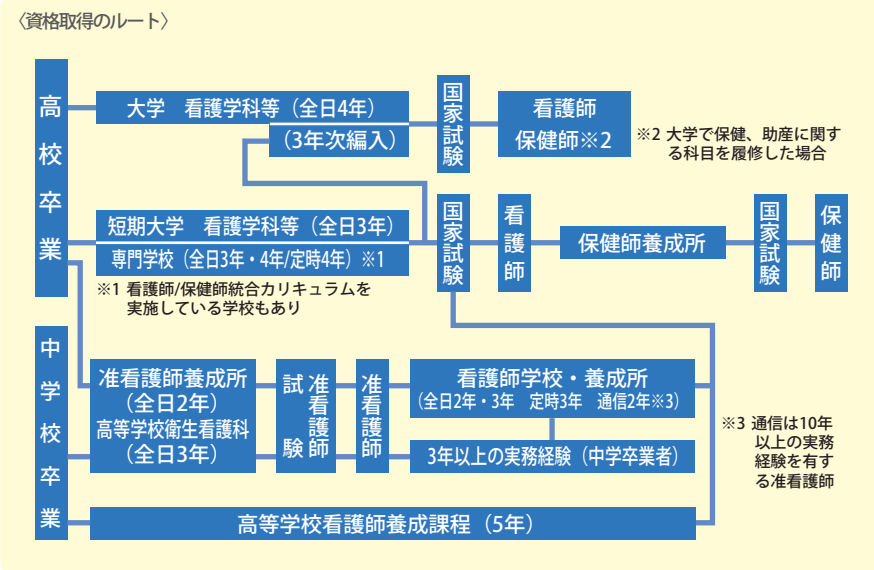


## 資格取得のポイント

保健師になるには保健師国家試験のほか、看護師国家試験にも合格しなければならないことになっているため、両方の国家試験の受験資格が必要となります。

資格取得のルートはおおむね2通りあり、①看護師の国家資格を得た人が保健師の専門教育を受ける保健師養成所に通うルート、②保健師・看護師統合カリキュラムを採用した学校で保健師の受験資格を得るルートです。保健師・看護師統合カリキュラムを採用した学校の多くは看護系大学ですが、なかには統合カリキュラムを採用している看護専門学校などもあります。

## 合格者状況

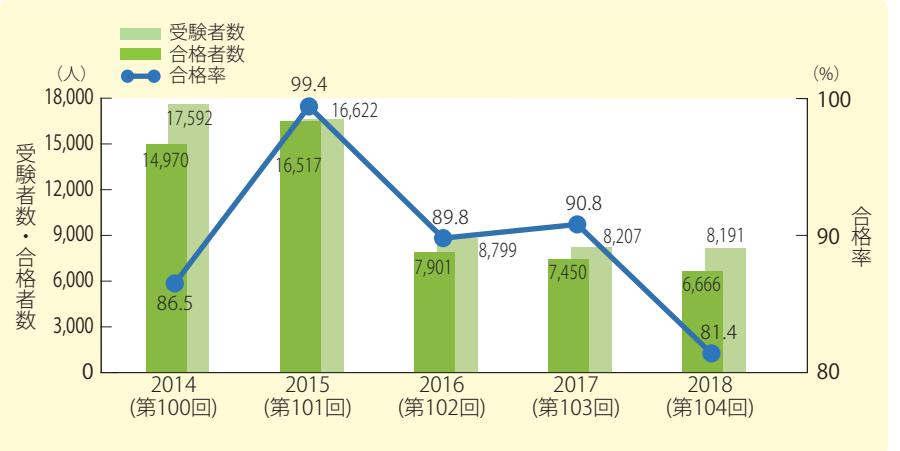


## 試験の概要

| | |
|---|---|
| 試験科目 | ①公衆衛生看護学<br>②疫学<br>③保健統計学<br>④保健医療福祉行政論 |
| 試験日 | 年1回、2月中旬 |
| 試験地 | 北海道、青森、宮城、東京、愛知、石川、大阪、広島、香川、福岡、沖縄 |
| 申し込み期間 | 11月下旬～12月下旬 |
| 受験手数料 | 5,400円 |

## 関連団体・組織

日本看護協会

http://www.nurse.or.jp/

全国保健師教育機関協議会

http://www.zenhokyo.jp/

日本看護系大学協議会

http://www.janpu.or.jp/

資格・職種

# 看護師

医療関係機関や在宅で、診療の補助や患者の日常生活の援助を行う

## しごとの内容

看護師のしごとは、傷病者、またはじょく婦（出産後の女性）に対し、療養上の世話や診療の補助を行うこととされており、医療、保健、福祉などの場で①医師などが患者を診療する際の補助、②病気や障害のある人の日常生活における援助、③疾病の予防や健康の維持増進を目的とした教育を行います。

これらの看護の業務は「業務独占」とされており、医師や歯科医師、看護師・准看護師以外の人が行うことを禁止しています。また、守秘義務が課せられています。

看護師は主に病院などの医療機関に勤務することが多く、このような実務経験を重ねたうえ、専門分野に関する認定を受け、認定看護師や専門看護師といった資格、保健師、助産師などの関連資格を取得することができます。

しごとの内容や職場も多種多様で、病院や施設、在宅の新生児から高齢者まで看護業務にかかわります。

認定看護師：必要な教育課程を修了し、特定の看護分野で熟練した看護の知識と技術を用い、看護ケアを実践できる看護師として日本看護協会から認定を受けた看護師をいいます。

専門看護師：日本看護協会専門看護師認定試験に合格し、ある特定の専門看護分野で卓越した看護実践能力を有することが認められた看護師をいいます。

## 主な職場

病院、診療所、有料老人ホーム、介護施設、企業・事業所、訪問看護事業所、保健所、学校

## 将来性

「生老病死」は昔も今も変わらず、看護師の将来性は十分です。

## 従事者数

121万665人（2016年12月末現在）

## 勤務形態

日勤・夜勤、常勤・パートタイマーなど、働く場所や働く人の条件により多種多様となっています。

## 給与水準

国・公立病院の場合、月収は34～35万円程度であるのに対し、民間病院の場合、29～34万円程度と若干低いのが一般的な相場です。地方よりも都市部のほうが高い傾向にあります。

## 資格取得のルート

次の①～⑤のいずれかに該当する人は看護師国家試験の受験資格を得ることができ、当該試験に合格し、厚生労働大臣の免許を得て看護師の資格を取得します。

① 文部科学大臣指定の大学（短大を除く）で、看護師になるために必要な学科を修めて卒業した人

② 文部科学大臣指定の学校で3年以上、看護師になるために必要な学科を修めた人

③ 都道府県知事指定の看護師養成所を卒業した人

④ 実務経験3年以上の准看護師、または高校、もしくは中学を卒業している准看護師で、①～③に規定する大学、専門学校、あるいは養成所で2年以上修業した人

⑤ 外国の看護業務に関する学校、または養成所を卒業し、もしくは外国で看護

師免許に相当する免許を受けた人で、①～③に掲げる人と同等以上の知識と技能を有するものとして厚生労働大臣の認定を受けた人

なお、④のとおり、准看護師から看護師に進むことも可能で、昼間の学校で2年間、定時制の学校で3年間必要な学科を修業すれば、看護師国家試験の受験資格を得ることができます。このため、最短で看護師になるには中学を卒業後、准看護師養成所に入り、准看護師の資格を取得した後で看護師の資格を取得すると20歳で看護師になることができます。

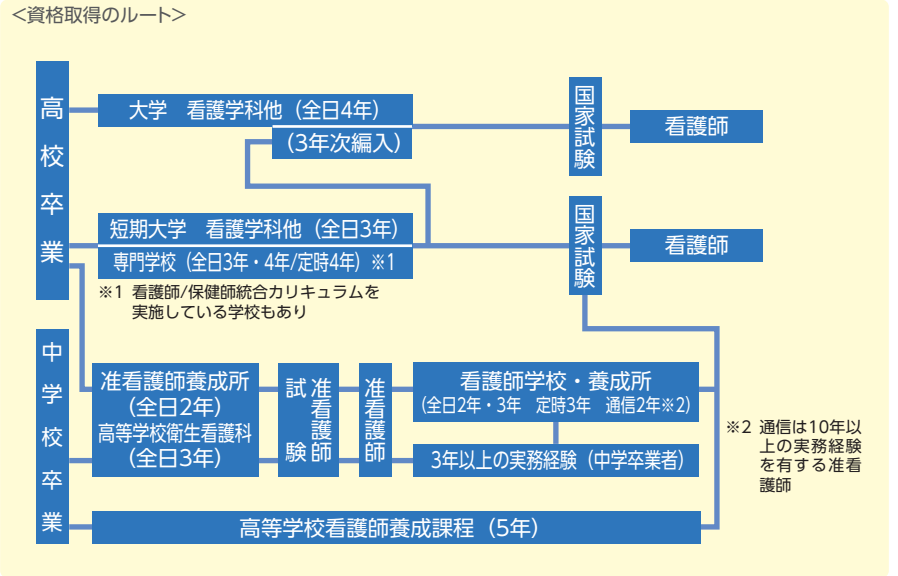


## 資格取得のポイント

看護師になるには看護師国家試験に合格しなければなりません。また、3年以上の実務経験のある准看護師も看護師国家試験の受験資格があります。

なお、専門分野に関する認定を受けた「認定看護師」や「専門看護師」という資格もあります。

## 合格者状況

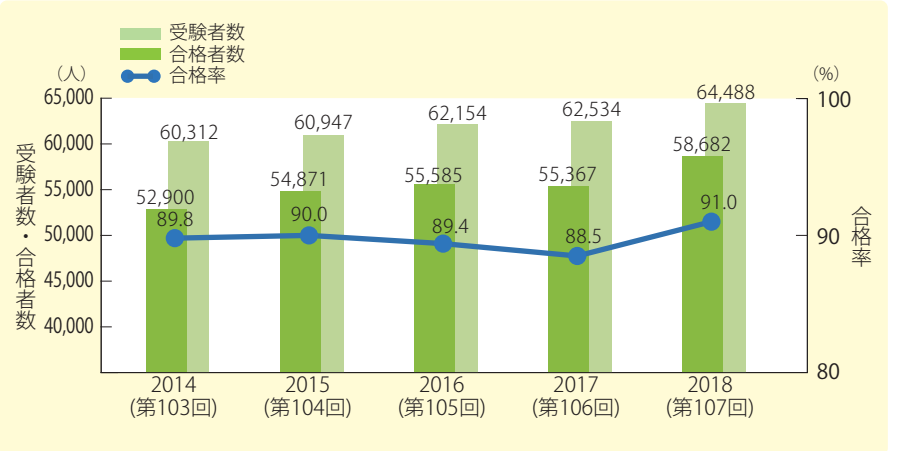


## 試験の概要

| | |
|---|---|
| 試験科目 | ①人体の構造と機能<br>②疾病の成り立ちと回復の促進<br>③健康支援と社会保障制度<br>④基礎看護学<br>⑤成人看護学<br>⑥老年看護学<br>⑦小児看護学<br>⑧母性看護学<br>⑨精神看護学<br>⑩在宅看護論<br>⑪看護の統合と実践 |
| 試験日 | 年1回、2月中旬 |
| 試験地 | 北海道、青森、宮城、東京、愛知、石川、大阪、広島、香川、福岡、沖縄 |
| 申し込み期間 | 11月下旬～12月中旬 |
| 受験手数料 | 5,400円 |

## 関連団体・組織

日本看護協会

http://www.nurse.or.jp/

日本看護学校協議会

http://www.nihonkango.org/index.html

日本看護系大学協議会

http://www.janpu.or.jp/

日本私立看護系大学協会

https://www.jspcun.or.jp/

資格・職種

# 准看護師

医師や看護師の指示を受け、診療の補助や患者の日常生活の援助を行う

## しごとの内容

准看護師の仕事は、医師、歯科医師、または看護師の指示を受け、傷病者、もしくはじょく婦（出産後の女性）に対し、療養上の世話や診療の補助を行うこととされており、医療、保健、福祉などの場で①医師等が患者を診療する際の補助、②病気や障害を持つ人の日常生活における援助、③疾病の予防や健康の維持増進を目的とした教育を行う医療従事者です。

これらの看護業務は「業務独占」とされており、医師や歯科医師、看護師・准看護師以外の人が行うことを禁止しています。また、守秘義務が課せられています。

准看護師は主に病院などの医療機関に勤務することが多く、こうした実務経験を重ねたうえ、看護師の資格や保健師、助産師などの関連資格を取得することができます。

職務内容や職場も多種多様で、病院・施設・在宅の新生児から高齢者まで看護業務に関わっていくことになります。

業務の内容は、看護師とおおむね同様ですが、大きな違いは准看護師は医師や歯科医師、または看護師の指示を受けて業務を行うとされる点です。

## 主な職場

病院、診療所、介護施設

## 将来性

准看護師も看護師と同様、高齢化に伴う患者の急増の割に労働条件が厳しいので、慢性的な人手不足にあることには変わりありません。このため、都市部の国・公立病院や民間病院での将来性は十分あります。

## 従事者数

34万7,675人（2016年末現在）

## 勤務形態

看護師と同様、日勤・夜勤、常勤・パートタイマーなど場所や働く人の条件によってまちまちです。

## 給与水準

手当や賞与などを含めた月収は約28万円で、看護師より5万円ほど低くなっています。

## 資格取得のルート

次の①～⑦のいずれかに該当する人は准看護師試験の受験資格を得ることができます。試験は知事試験で、この試験に合格し、都道府県知事の免許を得て准看護師の資格を取得します。

① 文部科学大臣指定の学校で2年の看護に関する学科を修めた人
② 都道府県知事指定の准看護師養成所を卒業した人
③ 文部科学大臣指定の大学（短大を除く）で看護師になるために必要な学科を修めて卒業した人
④ 文部科学大臣指定の学校で、3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた人
⑤ 都道府県知事指定の看護師養成所を卒業した人
⑥ 外国の看護業務に関する学校、または養成所を卒業し、もしくは外国で看護師免許に相当する免許を受けたもので、①～③に掲げるものと同等以上の知識と技能を有するものとして厚生労働大臣の認定を受けた人
⑦ 外国の看護業務に関する学校、または養成所を卒業し、もしくは外国で看護師免許に相当する免許を受けた人のうち、看護師国家試験の受験資格に該当しないもので、厚生労働大臣の基準に従って都道府県知事が適当と認めた人

〈主な資格取得のルート〉

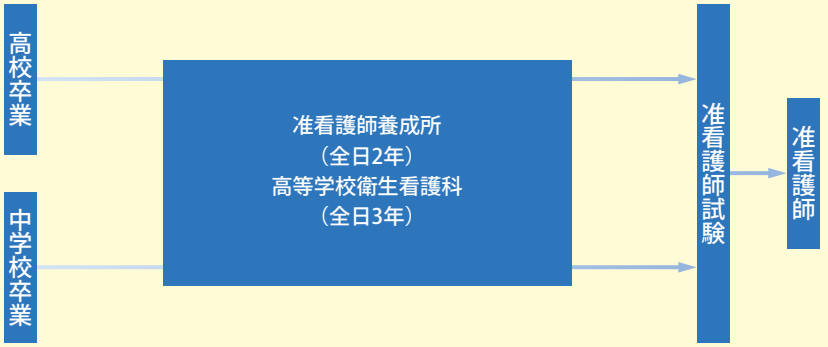


注：大学、短期大学、専門学校を卒業した人も受験資格はあります。

准看護師になるには中学校卒業後、准看護師の養成所に入る、または高校の衛生看護科に進学し、それぞれ指定科目を履修して受験資格を取得し、准看護師試験を受験します。

なお、准看護師試験は知事試験のため、受験日などが重ならなければ複数の都道府県での受験が可能です。

## 資格取得のポイント

例年、非常に高い合格率を示しています。このため、まじめに勉強していれば心配ありません。

なお、合格の判定基準は各合格者の得点がいずれも満点の60％を下回らないことになっています。

## 合格者状況

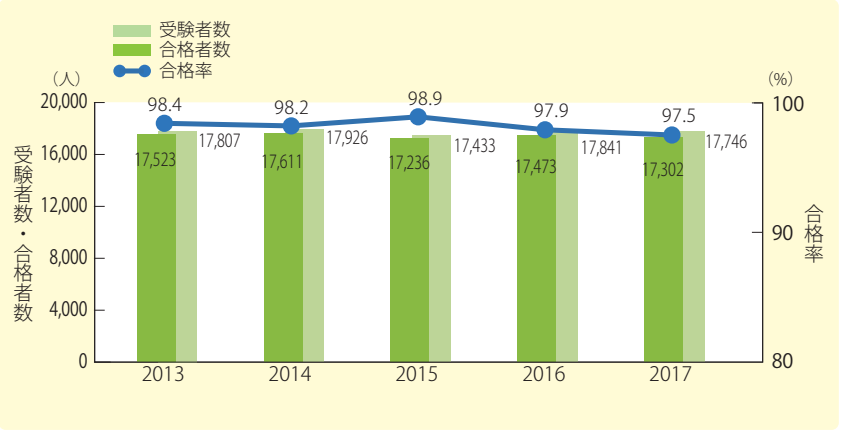


## 試験の概要

| | |
|---|---|
| 試験科目 | ①人体の仕組みと働き<br>②食生活と栄養<br>③薬物と看護<br>④疾病の成り立ち<br>⑤感染と予防<br>⑥看護と倫理<br>⑦患者の心理<br>⑧保健医療福祉の仕組み<br>⑨看護と法律<br>⑩基礎看護<br>⑪成人看護<br>⑫老年看護<br>⑬母子看護<br>⑭精神看護 |
| 試験日 | 例年2月中旬から下旬の都道府県知事の指定日。<br>試験地域のブロック単位で同一日となっています。 |
| 試験地 | ブロック①：北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島<br>ブロック②：栃木、群馬、埼玉、新潟、山梨、長野<br>ブロック③：千葉、富山、石川、福井、岐阜、静岡、愛知、三重、鳥取、奈良<br>ブロック④：茨城、東京、神奈川、滋賀、京都、大阪、兵庫、和歌山、徳島<br>ブロック⑤：島根、岡山、広島、山口、香川、愛媛、高知<br>ブロック⑥：福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄 |
| 申し込み期間 | 各都道府県の指定期間。おおむね数日間となっています。 |
| 受験手数料 | 6,900円 |

※2018年度。ブロックは年度によって変わることがあるため、事前に必ず確認のこと。

## 関連団体・組織

日本准看護師連絡協議会

http://www.junkankyo.com/nurse.php

日本看護協会

http://www.nurse.or.jp/

日本看護学校協議会

http://www.nihonkango.org/

資格・職種

# 理学療法士(PT)

リハビリテーションが必要な人たちにADL（日常生活動作）の回復に向け、運動・物理療法を行う

## しごとの内容

理学療法士はPT（Physical Therapist）とも呼ばれています。病気やけがや高齢、障害などによって運動機能が低下した状態にある人たちに対し、基本的な動作能力（座る、立つ、歩くなど）の回復や維持、および障害の悪化の予防のため、運動療法や物理療法（温熱、電気、牽引などの物理的手段を治療目的に利用するもの）などを用い、関節可動域の拡大や筋力の強化、マヒの回復、痛みの軽減など運動機能に直接働きかける治療から動作練習、歩行練習などの能力向上をめざす治療までを行い、自立した日常生活を送ることができるよう、支援する医学的リハビリテーションの専門職です。

また、障害者が社会生活を送るために必要な福祉用具の選定や住宅の改修、環境の調整、さらには地域社会のなかでの自立した生活ができるよう、福祉的な立場から地域リハビリテーション事業にも参画します。理学療法士のしごとは体力を必要とするイメージが強いのですが、“心のしごと”という面も強い職種で、障害などにより家で寝たきり、閉じこもりがちな人たちに対してはその人らしい生活を見つけるための支援を行い、障害のある子どもたちに対してはその成長のため、何をすべきかをともに考えるなど、メンタル的なサポートも付随しています。

なお、理学療法は医療行為（診療の補助）に位置づけられ、医師の指示にもとづいて行われます。

## 主な職場

一般病院、診療所、保健所・保健センター、リハビリテーションセンター、介護老人福祉施設（特別養護老人ホー

ム)、介護老人保健施設、老人デイサービスセンター、障害者支援施設、医療型児童発達支援センター、医療型障害児入所施設、特別支援学校、プロスポーツ団体

## 将来性

治療医学が進歩する一方、障害児・者や高齢者が増加しているため、リハビリテーションのニーズは高まっています。また、「介護保険法」上の介護予防事業でも活躍が期待されている割には有資格者が少なく、求人数は求職者数の約5倍ともいわれているため、就職率はほぼ100％といえる状況です。

## 従事者数

7万8,439人（2017年10月現在。病院のみの数値）

## 勤務形態

通常は日勤で、看護師や介護福祉士などとともに前日の療法の分析、当日の日程の確認後、来所者に対して理学療法を行います。午後も理学療法を続けたのち、この日のケースを記録し、申し送りをして帰宅するのが一般的ですが、施設によっては宿直もあります。

## 給与水準

公立の場合、公務員給与規定にもとづき、公務員の基本給に調整手当、特殊業務手当などが20～30%上乗せされます。民間の場合、企業・事業所によって異なりますが、月収は35万円程度です。

## 資格取得のルート

次の①～③のいずれかに該当する人は理学療法士国家試験の受験資格を得ることができ、この試験に合格し、厚生労働大臣の免許を得て理学療法士の資格を取得します。

①文部科学大臣指定の学校、または都道府県知事指定の養成施設で3年以上理学療法に関する知識と技能を習得した人

②作業療法士の資格所持者であって、文部科学大臣指定の学校、または都道府県知事指定の養成施設で2年以上理学療法に関する知識と技能を習得した人

③外国の理学療法に関する学校、または養成施設を卒業し、もしくは外国で理学

療法士の免許に相当する免許を受けた人で、①～②に掲げる人と同等以上の知識と技能を有するものと厚生労働大臣の認定を受けた人

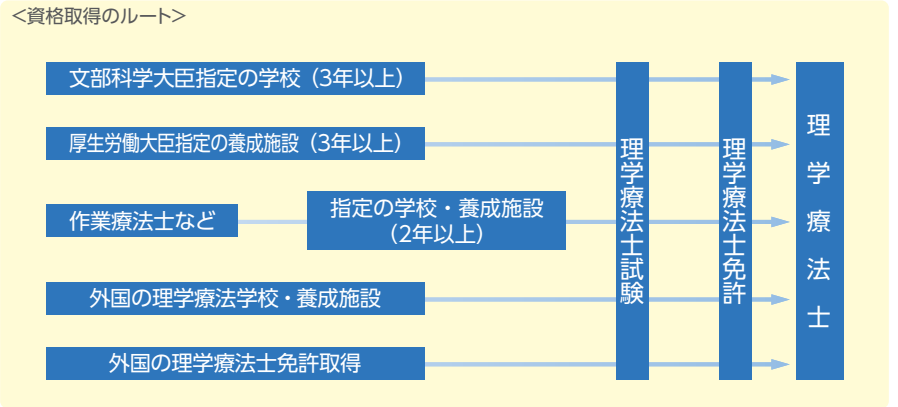


## 合格者状況

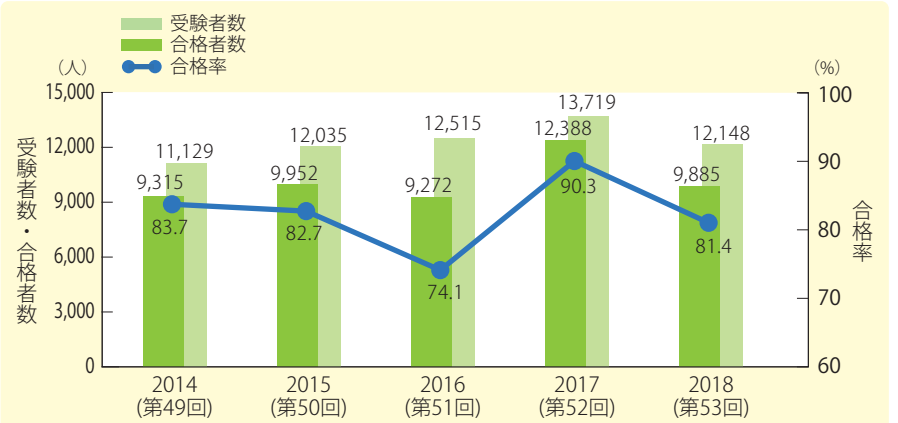

## 試験の概要

| | |
|---|---|
| 試験内容 | ＜筆記試験＞<br>一般問題　①解剖学、②生理学、③運動学、④病理学概論、⑤臨床心理学<br>⑥リハビリテーション医学（リハビリテーション概論を含む）<br>⑦臨床医学大要（人間発達学を含む）、⑧理学療法<br>実地問題　①運動学、②臨床心理学、③リハビリテーション医学<br>④臨床医学大要（人間発達学を含む）、⑤理学療法<br>＜口述・実技試験＞ |
| 試験日 | 年1回、2月下旬 |
| 試験地 | ＜筆記試験＞　北海道、宮城、東京、愛知、大阪、香川、福岡、沖縄<br>＜口述・実技試験＞　東京 |
| 申し込み期間 | 12月中旬～1月上旬 |
| 受験手数料 | 10,100円 |

## 資格取得のポイント

養成施設などに進学し、理学療法士の国家試験をめざすのが一番の早道ですが、理学療法は医学の一分野のため、理科系科目の学習も必要です。

## 関連団体・組織

日本理学療法士協会
http://www.japanpt.or.jp/
全国リハビリテーション学校協会
http://reha-school.jp/

資格・職種

# 作業療法士（OT）

さまざまな障害のある人たちに対し、絵画制作や園芸など各種の作業を通じて機能の回復を図る

## しごとの内容

作業療法士はOT（Occupational Therapist）とも呼ばれています。身体や精神に障害のある人を対象に、主としてその応用的動作能力、または社会的適応能力の回復を図るため、医師の指示のもと、手芸や工作、遊びなどを通じ、治療や指導、援助を行います。

具体的には、先天的な心身の障害や病気、事故などにより、治療後、何らかの障害が残った機能を最大限に回復させるため、日常生活動作（ADL）や絵画、陶芸、木工、金工、手工芸、園芸、織物、遊びなどを通じて手先の訓練や治療を行い、補装具や備品の改良、環境の改善についても指導します。

また、対人関係や作業活動を利用して心理的な接近を図り、社会生活に復帰させるための心理的な準備や職業前評価を通じ、労働力の評価や職業準備訓練、レクリエーション、遊戯活動、社会教育などを行います。地域活動に参加することもあります。

## 主な職場

一般病院、精神・神経科病院、保健所、リハビリテーションセンター、デイケアセンター、障害者支援施設、医療型児童発達支援センター、医療型障害児入所施設

## 将来性

慢性的な人手不足のほか、労働災害の増加などに伴い、求人数は多いです。また、医療機関はもとより、社会福祉施設

でも人材が不足しているため、多様化する利用者のニーズに対応する専門職として注目されています。

## 従事者数

4万5,164人（2017年10月現在。病院のみの数値）

## 勤務形態

通常は日勤で、前日の治療記録の整理や看護師などとの打ち合わせ、当日の日程の確認を行ったあと、来所者に作業療法を行います。夕方の療法の終了後も当日の治療記録の整理、勉強会などもあるのが一般的です。

## 給与水準

公立の場合、公務員給与規定にもとづき、基本給に諸手当が上乗せされます。民間の場合、企業・事業所によって異なりますが、月収は35万円程度です。

## 資格取得のルート

次の①～③のいずれかに該当する人は作業療法士国家試験の受験資格を得ることができ、この試験に合格し、厚生労働大臣の免許を得て作業療法士の資格を取得します。

① 文部科学大臣指定の学校、または都道府県知事指定の養成施設で3年以上作業療法に関する知識と技能を習得した人

② 理学療法士の資格所持者で、文部科学大臣指定の学校、または都道府県知事指定の養成施設で、2年以上作業療法に関する知識と技能を習得した人

③ 外国の作業療法に関する学校、または養成施設を卒業し、もしくは外国で作業療法士の免許に相当する免許を受けた人で、①～②に掲げるものと同等以上の知識と技能を有するものと厚生労働大臣の認定を受けた人

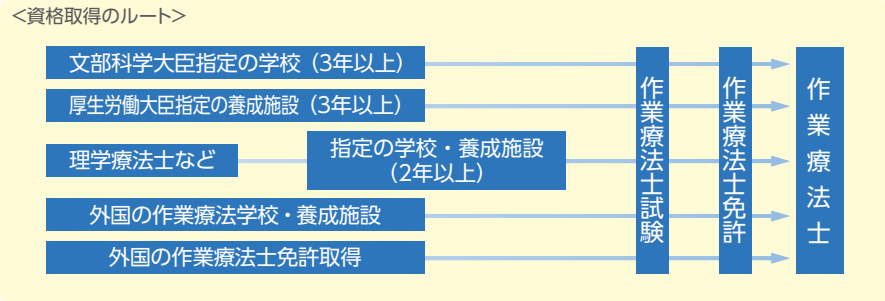


## 合格者状況

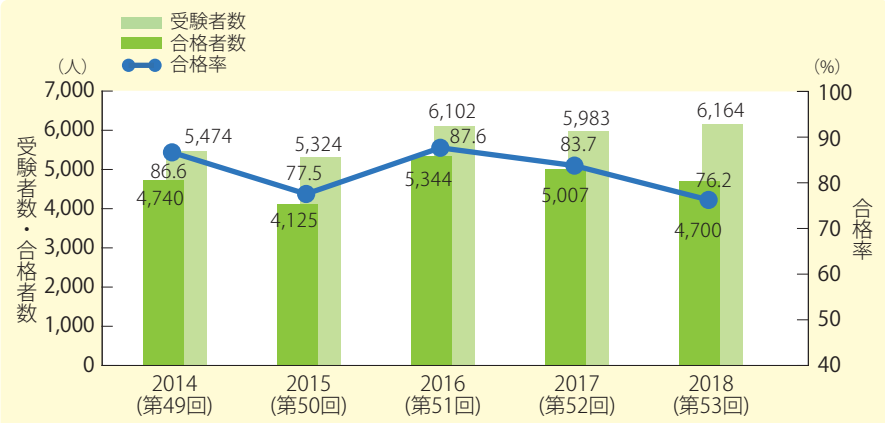


## 試験の概要

| | |
|---|---|
| 試験内容 | ＜筆記試験＞<br>一般問題　①解剖学、②生理学、③運動学、④病理学概論、⑤臨床心理学、⑥リハビリテーション医学（リハビリテーション概論を含む）、⑦臨床医学大要（人間発達学を含む）、⑧作業療法<br>実地問題　①運動学、②臨床心理学、③リハビリテーション医学、④臨床医学大要（人間発達学を含む）、⑤作業療法<br>＜口述・実技試験＞ |
| 試験日 | 年1回、2月下旬 |
| 試験地 | ＜筆記試験＞　北海道、宮城、東京、愛知、大阪、香川、福岡、沖縄<br>＜口述・実技試験＞　東京 |
| 申し込み期間 | 12月中旬～1月上旬 |
| 受験手数料 | 10,100円 |

## 資格取得のポイント

最も短期間に資格を取得するためには養成施設などに進学し、作業療法士試験の合格をめざすことです。

## 関連団体・組織

日本作業療法士協会
http://www.jaot.or.jp/
全国リハビリテーション学校協会
http://reha-school.jp/

資格・職種

# 言語聴覚士(ST)

言語や聴覚、摂食・嚥下などに障害のある人にさまざまな訓練や指導を行う

## しごとの内容

言語聴覚士はST（Speech-Language-Hearing Therapist）とも呼ばれています。音声機能や言語機能、または聴覚に障害がある人を対象にその機能の維持・向上を図るため、言語訓練、その他の訓練をはじめ、必要な検査や助言、指導などの援助を行います。

言語・聴覚障害の代表的なものには①聞こえの障害（自分の声や相手の言葉が聞き取れない）、②言語機能の障害（「言語発達障害：言葉が年齢相応に育たない」、「失語症：言葉が出てこないなど」、「高次脳機能障害：記憶や注意、認知などの機能の損傷」）、③話し言葉の障害（「声の障害：声のかすれや声が出ない」、「発音の障害：発音を誤ったり、ゆがんだり、ろれつが回らない」）、④「摂食・嚥下障害：食べたり、飲み込んだりできない」があります。これらは日常生活を送るうえで大きな障害となります。

言語聴覚士はこのような言葉によるコミュニケーションに問題がある人や摂食・嚥下の問題がある人に対し、言語療法を行い、よりよい生活を送ることができるよう、支援する専門職です。

## 主な職場

一般病院、診療所、障害者支援施設、児童福祉施設、介護老人保健施設、小・中学校、特別支援学校

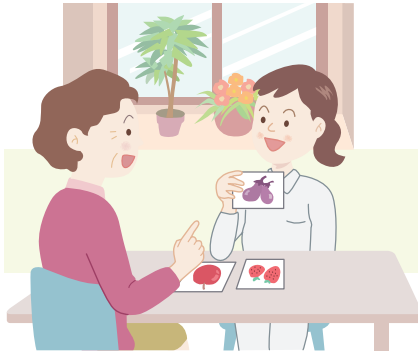

## 将来性

日本言語聴覚士協会の会員の構成から業務の分野を推測すると、医療機関73.8％、福祉機関15.9％、言語聴覚士

養成校1.8％、研究機関1.2％、教育機関（ことばの教室など）1.7％、その他5.6％です。医療分野の対象者に適正な訓練や検査を行うだけでも1万人の言語聴覚士（ST）を配置する必要があるといわれており、その数は年々増加する傾向にあります。

また、20年後には2万人が必要という予測もあるため、医療・福祉・保健施設などでの需要は急速に増加すると思われます。

## 従事者数

1万5,781人（2017年10月現在。病院のみの数値）

## 勤務形態

現状では日勤が一般的ですが、福祉施設の場合は宿直もあります。

## 給与水準

公立の場合、公務員給与規定にもとづき、公務員の基本給に特殊手当や調整手当などが付きます。民間の場合、それぞれの施設によって異なります。

## 資格取得のルート

次の①～⑥のいずれかに該当する人は言語聴覚士国家試験の受験資格を得ることができ、この試験に合格し、厚生労働大臣の免許を得て言語聴覚士の資格を取得します。

① 高校を卒業した人など大学に入学することができる人、その他これらの人に準じ、文部科学大臣指定の学校、または都道府県知事指定の言語聴覚士養成所で3年以上、言語聴覚士として必要な知識と技能を習得した人

② 大学、または高等専門学校、もしくは厚生労働省令で定める学校、文教研修施設、あるいは養成所で2年（高等専門学校にあっては5年）以上修業し、かつ厚生労働大臣が指定する科目を修めた人であって、文部科学大臣指定の学校、または都道府県知事指定の言語聴覚士養成所で1年以上、言語聴覚士として必要な知識と技能を習得した人

③ 大学、または高等専門学校、もしくは厚生労働省令で定める学校、文教研修施設、あるいは養成所で1年（高等専門学校にあっては4年）以上修業し、かつ厚生労働大臣が指定する科目を修めた人であって、文部科学大臣指定の学

校、または都道府県知事指定の言語聴覚士養成所で2年以上、言語聴覚士として必要な知識と技能を習得した人

④ 大学（短大を除く）などで厚生労働大臣の指定する科目を修めて卒業した人、その他これらの人に準ずる人

⑤ 大学（短大を除く）など卒業した人、その他これらの人に準ずる人で、文部科学大臣指定の学校、または都道府県知事指定の言語聴覚士養成所で2年以上言語聴覚士として必要な知識と技能を習得した人

⑥ 外国の言語聴覚の業務に関する学校、または養成所を卒業し、もしくは外国で言語聴覚士の免許に相当する免許を受けた人で、①～⑤に掲げる人と同等以上の知識と技能を有するものと厚生労働大臣の認定を受けた人

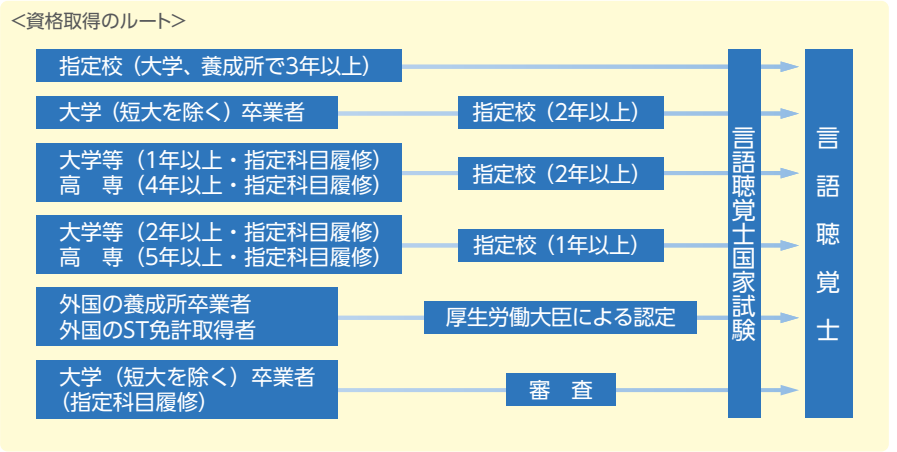


## 資格取得のポイント

高校卒業後に所管大臣が指定する学校、または養成所に進学し、言語聴覚士（ST）をめざすのが一番の早道です。4年制大学を卒業後、指定校（2年課程）に進めば受験資格が得られます。

## 合格者状況

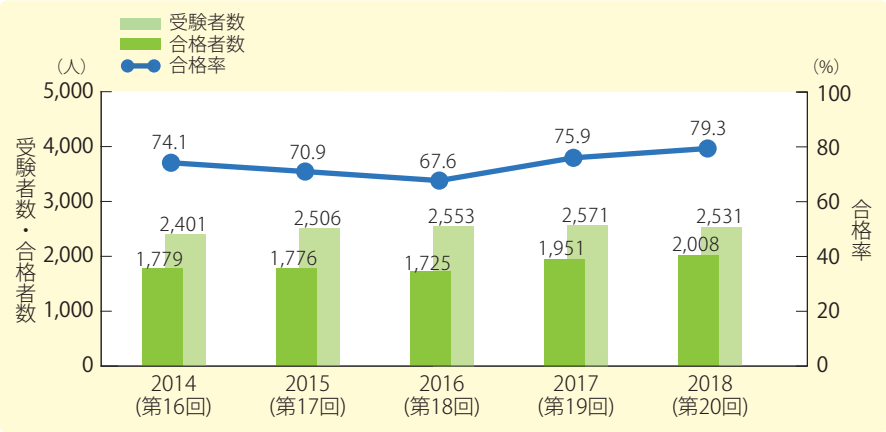


## 試験の概要

| | |
|---|---|
| 試験科目 | ①基礎医学<br>②臨床医学<br>③臨床歯科医学<br>④音声・言語・聴覚医学<br>⑤心理学<br>⑥音声・言語学<br>⑦社会福祉・教育<br>⑧言語聴覚障害学総論<br>⑨失語・高次脳機能障害学<br>⑩言語発達障害学<br>⑪発声発語・嚥下障害学<br>⑫聴覚障害学 |
| 試験日 | 年1回、2月中旬 |
| 試験地 | 北海道、東京、愛知、大阪、広島、福岡 |
| 申し込み期間 | 11月中旬～12月上旬 |
| 受験手数料 | 34,000円 |

## 関連団体・組織

日本言語聴覚士協会
　https://www.japanslht.or.jp/
医療研修推進財団
　http://www.pmet.or.jp/
全国リハビリテーション学校協会
　http://reha-school.jp/

資格・職種

# 医療ソーシャルワーカー（MSW）

保健医療機関で患者や家族に対し、経済的・心理的・社会的な相談に応じたり、関係機関との調整を図り、患者が自立した生活を送ることができるよう、支援する

## しごとの内容

疾病や心身の障害などに悩む患者やその家族が安心して医療を受けることができるよう、保健・医療上の経済的、心理的、社会的な問題に対して相談に応じたり、関係機関や職員との連絡・調整に努め、社会復帰の促進を図ったりします。MSW（Medical Social Worker）とも呼ばれています。

具体的には、患者のプライバシーを保護しつつ、治療費や生活費の負担をはじめ、医師の指示にもとづく受診や入院上の援助、在宅療養中の家事や育児、子どもの教育、職業、患者同士や職員、家族との人間関係の調整への援助、転院先の紹介、退院後の福祉施設の活用や住宅の確保、就職の指導、関係機関や職種による在宅療養などを通じ、社会復帰を図ります。とりわけ、転院の必要な患者や障害が残る患者などの場合、適切な転院先やリハビリテーション施設、在宅医療支援サービスなどの情報の整理、地域の医師会や福祉事務所、社協、社会福祉施設など関係機関との連絡・調整、ボランティアの育成など幅広いソーシャルワークの知識と技術が求められます。

ただし、今のところ国家資格ではないうえ、業務上の位置づけもはっきりしていないため、自分で業務を開拓していかなければならない厳しさがありますが、やりがいもあります。

## 主な職場

一般病院、精神科病院、診療所、保健所・保健センター、介護老人保健施設

## 将来性

人口の高齢化の進行に伴って慢性・難治性疾患が増加し、かつ精神医療や高齢者医療の問題が顕在化しつつあるため、その役割が重要視されています。また、病院では退院支援を行う医療福祉の専門職として位置づけられているだけに、今後も有望です。

## 従事者数

2万7,562人（医療施設で働く社会福祉士、精神保健福祉士、医療社会事業従事者の数。2017年10月現在）

## 勤務形態

基本的には日勤ですが、介護老人保健施設などの場合、遅番もあります。

## 給与水準

公立の場合、公務員給与規定にもとづきます。民間の場合もほぼ公務員並みか、若干高めです。

## 就職のルート

社会福祉士、または精神保健福祉士の有資格者に限定される傾向にあります。

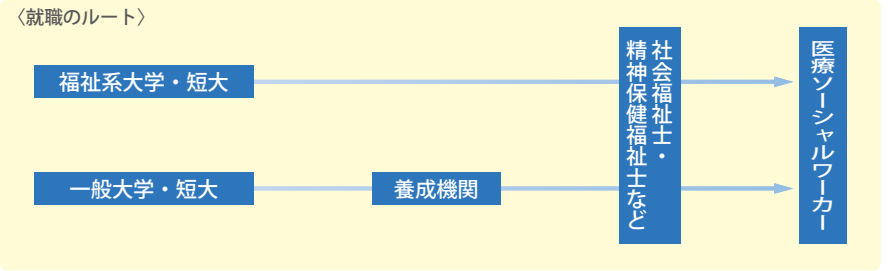


## 就職のポイント

福祉系大学、短大に進学し、社会福祉主事任用資格を取得する、または一般大学や短大を卒業後、養成施設で理論と実技を修得し、社会福祉士、もしくは精神保健福祉士の国家試験に合格すればより有利です。

## 関連団体・組織

日本医療社会福祉協会

http://www.jaswhs.or.jp/

資格・職種

# 栄養士・管理栄養士

栄養指導や食事の管理指導などを通じ、国民の健康の保持・増進、疾病の予防をサポートする

## しごとの内容

栄養士は、栄養学にもとづき、食生活に関する栄養指導や献立の作成、食材の発注、食事指導など集団の栄養・食事の管理指導を行います。

一方、管理栄養士は、より専門的な知識を必要とする栄養指導、集団の栄養・食事の管理指導を行います。

具体的には、傷病者に対する療養に必要な栄養指導、個人の身体状況や栄養状態などに応じた高度の専門的な知識と技術を要する健康の保持・増進のための栄養指導、特定多数の人たちに継続的に食事を供給する施設における利用者の身体状況や栄養状態、利用状況などに応じた特別の配慮を必要とする給食管理、およびこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導などを行います。

## 主な職場

病院、高齢者施設、各種福祉施設、企業・事業所、学校、行政機関

## 将来性

人生100年時代といわれるなか、だれもが健康の維持・増進、なかでも食への関心がひときわ高いため、将来性は十分です。

## 資格取得者数

| | |
|---|---|
| 栄養士 | 約 106 万人（2016 年度現在） |
| 管理栄養士 | 約 21 万人（2016 年 12 月現在） |

## 勤務形態

一般的には常勤ですが、施設や企業・事業所、学校など一部では非常勤の場合もあります。いずれにせよ、日勤が基本です。

## 給与水準

公務員の場合、公務員給与規定に準じます。民間の場合も公務員並みが多いようです。管理栄養士の場合、栄養士よりも高く、資格手当が増額される傾向にあります。

## 資格取得のルート

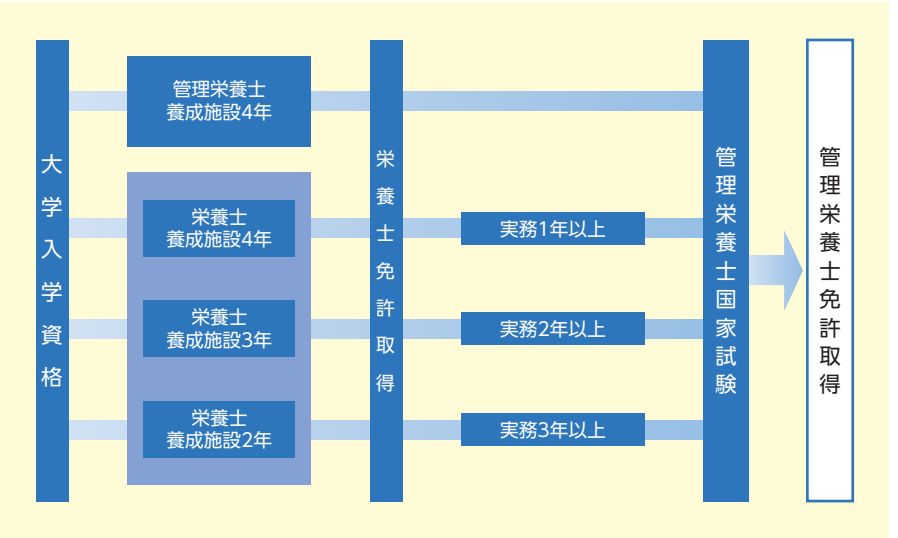


## 就職のポイント

企業・事業所や病院、福祉施設への就職が多くなっています。また、少子化の影響により学校などでの採用は減っているものの、高齢化の影響に伴い、今後は介護保険施設など高齢者施設での需要が増すと考えられます。

## 関連団体・組織

日本栄養士会
http://www.dietitian.or.jp/
全国栄養士養成施設協会
http://www.eiyo.or.jp/
全国栄養士養成専門学校協議会
http://www.eiyoushisenmon.com/

資格・職種

# 視能訓練士

医師の指示のもとで視能検査を行うとともに、斜視や弱視の訓練や治療に携わる

## しごとの内容

視力の機能に障害がある人を対象に、眼科医の指示のもとで目の検査や矯正のための訓練を行い、その機能を回復させます。

具体的には、医師が治療を行うため、必要な基礎となる調査を行う一方、その結果を踏まえ、医師と相談して訓練に必要なプログラムを作成し、各種の光学的な補装具を使って矯正のための訓練を行います。斜視や弱視などにあっては早期発見・早期治療が必要であるため、乳幼児に対する検査や診断に重点が置かれます。

## 主な職場

病院、診療所、医療研究機関

## 将来性

求人が都市部の医療機関に集中する傾向にあるものの、人口の高齢化に伴い、糖尿病や高血圧、脳血管障害、神経眼科などの領域でニーズが高まることが予測されるため、有望です。

## 従事者数

1万4,469人（2017年末現在の有資格者数）

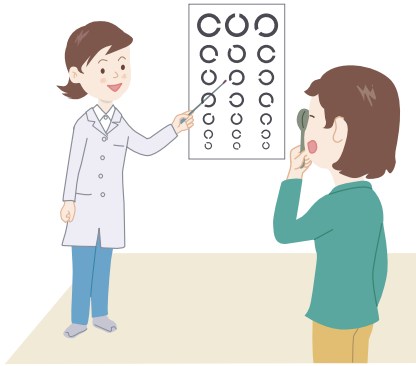

## 勤務形態

基本的には日勤で、病院の場合、午前中は外来の患者に対して各種視能検査を行います。午後は人間ドックの検査や予約されている斜視、弱視者の訓練を行います。

リハビリテーションセンターの場合、身体障害者手帳をもっている患者の診断や補装具の処方、適合判定などのほか、定期的な巡回相談を行います。

## 給与水準

国・公立の場合、公務員給与規定にもとづきます。私立の場合、これよりも若干高めです。

## 資格取得のルート

高校を卒業後、指定の養成施設で3年以上、専門的な知識と技術を習得します。または大学や短大、看護師学校などで2年以上学び、指定科目を履修後、養成施設で1年以上学ぶなどして国家試験に合格後、厚生労働大臣から免許を受け、資格を取得します。

試験は筆記だけで、近年の合格率は90％以上となっています。

## 合格者状況

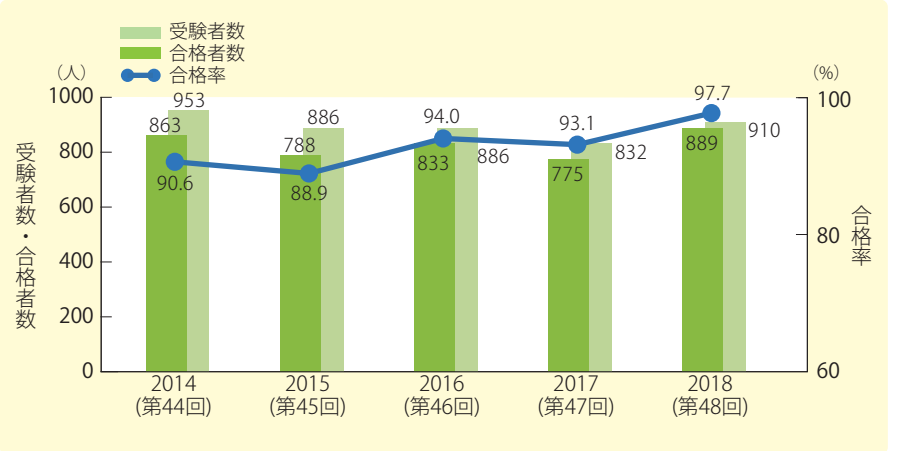

試験の概要

| | |
|---|---|
| 試験科目 | ①基礎医学大要<br>②基礎視能矯正学<br>③視能検査学<br>④視能障害学<br>⑤視能訓練学 |
| 試験日 | 年1回、2月中旬ごろ |
| 試験地 | 東京、大阪 |
| 申し込み期間 | 12月中旬～1月上旬 |
| 受験手数料 | 15,800円 |

## 関連団体・組織

日本視能訓練士協会

http://www.jaco.or.jp/

全国視能訓練士学校協会

http://omeme.jp/

資格・職種

# 盲導犬訓練士

視覚障害者とともに歩き、その移動と生活を助ける盲導犬を育てる

## しごとの内容

視覚障害者の目や足となって外出を介助する犬を盲導犬として訓練し、養成します。盲導犬訓練士として経験を2年以上積めば、視覚障害者に対し歩行の指導を行う盲導犬歩行指導員の道も開かれます。

## 主な職場

盲導犬訓練施設（全国11団体）

## 将来性

視覚障害者は現在、全国で約31万人いますが、このうち、適応があり、使用を希望している人の数は約3,000人といわれています。これに対し、実働している盲導犬は2018年3月末時点で929頭です。

2002年に「身体障害者補助犬法」が成立し、盲導犬の育成への取り組みが強化されており、将来性は十分といえます。全国で年間約140頭の盲導犬が育成されています。

## 従事者数

97人（2018年3月末現在）

## 勤務形態

日勤が一般的ですが、夜勤や宿直などもあります。

## 給与水準

団体によって差がありますが、月収は20万円前後が相場のようです。

## 資格取得のルート

主に2つのルートがあります。1つは国家公安委員会に盲導犬訓練施設として指定された法人に勤め、研修を約3年受けて認定を受けるルートです。

もう1つは2004年に設立された日本盲導犬協会付設盲導犬訓練士学校に入学するルートですが、入学の倍率は約20倍の“狭き門”です。学生の募集を行っていない年もあるため、問い合わせが必要です。

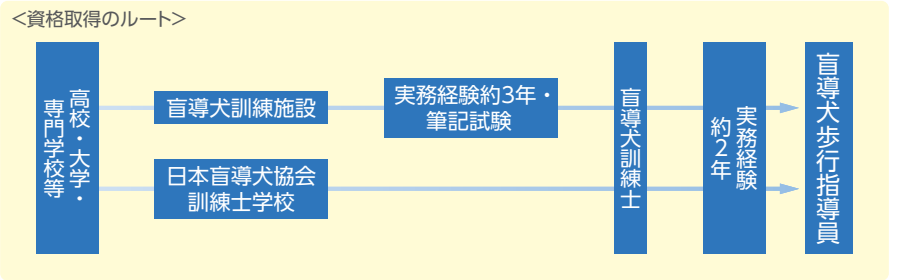


## 関連団体・組織

日本盲導犬協会

http://www.moudouken.net/

資格・職種

# 歩行訓練士（視覚障害生活訓練等指導者）

目の不自由な人への歩行訓練や日常生活に必要な動作・技能の指導を行う

## しごとの内容

目の不自由な人が杖を使って安全に歩行できるよう、歩行訓練を指導するほか、点字やパソコンを使って他人とコミュニケーションをとったり、調理・掃除・食事などの日常生活に必要な動作・技能の指導を行ったりする専門職です。

## 主な職場

視覚障害リハビリテーションセンター、視覚障害者入所・通所施設（各指導員）、在宅の視覚障害者宅（支援員）、地方自治体（職員）、専門学校（講師）など。

## 将来性

公的な資格ではありませんが、厚生労働省の認定資格のうえ、視覚障害者は約30万人ともいわれているため、将来性は十分あります。

## 登録者数

527人（2018年4月現在、日本ライトハウス視覚障害生活訓練等指導者養成課程修了者）。215人（2018年3月現在、国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科卒業者）

## 勤務形態

常勤、非常勤とばらつきがあります。

## 給与水準

常勤の場合、月収27万～28万円というところもあるようです。

## 資格取得のルート

4年制の大学を卒業、または視覚障害リハビリテーション関連施設で2年以上、実務経験を積み、厚生労働省委託の日本ライトハウスの視覚障害生活訓練等指導者養成課程を受講し、視覚障害生活訓練等指導者の資格を取得します。また、国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科を卒業し、視覚障害生活訓練専門職員の資格を取得します。

## 資格取得、または就職するためのポイント

どちらも2年間の養成課程ですが、日本ライトハウスの養成課程では原則として全日出席が修了の最低条件になっているなど、視覚障害者への理解や知識とともに強い意志も求められます。

## 関連団体・組織

日本ライトハウス
http://www.lighthouse.or.jp/
国立障害者リハビリテーションセンター学院
http://www.rehab.go.jp/
日本歩行訓練士会
http://nippokai.jp/wp/

資格・職種

# 生きがい情報士

中高年の健康の維持・増進、セカンドライフの生きがいづくりを支援する

## しごとの内容

中高年の依頼に応じ、健康や生きがいのために役立つ情報の提供、仲間づくりのための社会参加の支援などを行います。

具体的には、ICT（情報通信技術）を駆使した各種の情報を相手方の特性や状況に応じて紹介したり、個人的な悩みや希望について相談を受け、その自立と自己実現を図ったり、職域や地域で仲間づくりや組織づくりなどを支援したりします。

また、若いうちから自分の能力を発見したり、開発したりして個々の知識や技術のなかから生きがいを見出し、主体的な健康・生きがいづくりに導くほか、職域や地域でその必要性について啓発します。

## 主な職場

病院、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設

## 将来性

人生100年時代といわれるなか、だれもが「老後はいつまでも健康でありたい」と願っており、かつ年金や医療保険の知識が求められ、さらには退職前準備教育も必要となっているため、有望です。

## 資格認定者数

1万1,586人（2018年3月末現在）

## 合格者状況

認定審査試験の受験者は毎年増えており、8～9割の高い確率で合格しています。

## 勤務形態

日勤が一般的ですが、出張など変則的な勤務もあります。

## 給与水準

この資格だけで給与を得ることは困難で、基本給に資格手当などがプラスされることもあります。

## 資格取得のルート

大学、短期大学、高等専門学校、専門学校などで指定科目を履修したうえ、生きがい情報士の認定審査試験に合格し、登録して資格を取得します。

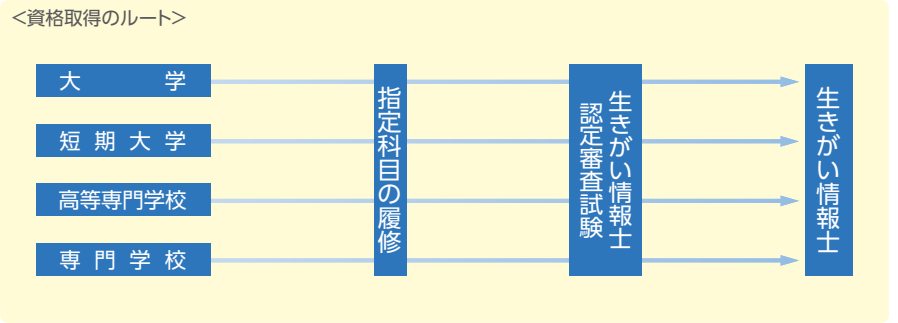


## 資格取得のポイント

指定養成校などで以下の指定科目を履修し、認定審査試験を受験します。①総論（健康・生きがいづくり総論）、②核カリキュラム（健康管理/余暇・趣味・生涯学習/社会参加/就労・起業/ライフプランと経済金融/福祉・生活支援/熟年期支援に必要な法律知識）、③技術（ライフプラン技術/仲間づくり援助技術/情報検索技術（ネットワーク技術Ⅰ）/広報技術（ネットワーク技術Ⅱ））、④見学・実習（ボランティア実習/就労斡旋施設見学/健康増進施設見学/余暇関連施設見学/福祉施設見学

## 関連団体・組織

健康・生きがい開発財団

http://ikigai-zaidan.or.jp/

資格・職種

# 福祉レクリエーション・ワーカー

## 高齢者や障害者などのレクリエーションや余暇活動を支援する

### しごとの内容

高齢者や障害者などを対象に、より快適な生活や余暇を楽しめるよう、レクリエーション活動を企画・運営します。

### 主な職場

病院、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、リハビリテーション施設、デイケアセンター

### 将来性

人生100年時代は“大型余暇時代”でもあり、だれもが老後も健康で生きがいをもって暮らしたいと願っているため、かなり有望です。もっとも、一般への普及はまだこれからのため、あくまでも補助的な資格というのが現状です。

### 資格取得者数

4,362人（2017年度現在）

### 勤務形態

就職先の雇用形態によって異なるので一概にいえませんが、一般的には日勤です。

### 給与水準

この資格による雇用はあまりありませんが、資格手当が付くこともあります。

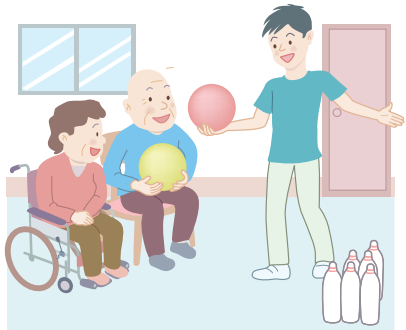

## 資格取得のルート

一般的には日本レクリエーション協会が実施している通信教育課程を修了し、資格認定審査（筆記・実技）に合格して資格を取得します。

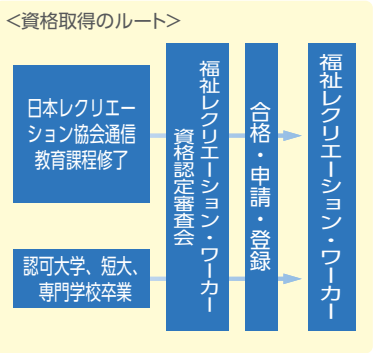


## 資格取得のポイント

公益財団法人日本レクリエーション協会の認可を受けた大学などはまだ少ないため、同協会が実施している通信教育課程（全201時間）を受け、資格認定審査を受けたほうが資格を取得しやすくなっています。

なお、福祉レクリエーション・ワーカーを取得するためには同協会の基礎資格（レクリエーション・インストラクター、スポーツ・レクリエーション指導者）を保有している必要があります。

## 関連団体・組織

日本レクリエーション協会

http://www.recreation.or.jp/

資格・職種

# 福祉用具専門相談員

高齢者や障害者などに対し、使い勝手のよい福祉用具の選び方や使い方などを助言する

## しごとの内容

利用者の心身の状況、希望や置かれている環境などをアセスメントし、専門的な知識にもとづく福祉用具の選定や使用についての支援、福祉用具の機能、安全性、衛生状態などについての点検・調整を行います。

また、利用者ごとに福祉用具サービス計画を作成し、介護支援専門員（ケアマネジャー）などと情報の共有を図ります。

## 主な職場

指定福祉用具貸与・販売事業所、福祉用具メーカー・販売などの福祉系企業・事業所

## 将来性

介護保険で福祉用具の貸与を行う場合、指定福祉用具貸与事業所には福祉用具専門相談員を2人以上必ず配置しなければならないため、将来性は十分です。

## 従事者数

2万7,356人（2015年10月現在）

## 勤務形態

日勤が一般的ですが、出張の場合、変則的な勤務も考えられます。

## 給与水準

時給が800円程度のところもあり、この資格だけで生計を維持していくことは困難なため、一般の社員として雇用され、資格手当などがプラスされるのが一般的です。

## 資格取得のルート

都道府県知事が指定した指定講習事業者が実施する福祉用具専門相談員指定講習を受けるのが唯一のルートとなっており、50時間のカリキュラムを修了する必要があります。講習の最後、習熟度を測るため、修了評価（筆記）が行われます。

なお、保健師や介護福祉士などの資格を取得している人は福祉用具専門相談員として、しごとに就くことが可能です。

## 関連団体・組織

全国福祉用具専門相談員協会
http://www.zfssk.com/
日本福祉用具供給協会
https://www.fukushiyogu.or.jp/

資格・職種

# 福祉住環境コーディネーター

高齢者や障害者が自立して生活できる住環境のあり方を提案する

## しごとの内容

高齢者や障害者などに配慮した住宅の改修や生活環境のあり方について提案したり、福祉用具についての情報を提供したりします。

具体的には、バリアフリー住宅の新築や建て替え、リフォームにおけるコーディネート、福祉用具や家具の選び方などを助言します。

認定資格で、3級は福祉と住環境の関連分野の基礎知識、2級は3級で得た知識を実務に活かすだけでなく、関係職種と連携し、具体的な解決策を提案できるだけの知識が求められます。1級は2～3級で得た知識をもとに、新築や住宅の改修のプランニングなどを行います。

なお、2級以上の合格者は介護支援専門員（ケアマネジャー）などと並び、介護保険の「住宅改修が必要な理由書」を作成することができます。

## 主な職場

建築設計事務所、都市計画事務所、住宅設備メーカー、福祉用具販売店、工務店、訪問看護事業所（訪問看護ステーション）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、老人（在宅）介護支援センター、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

## 将来性

今後は老朽化した住宅のバリアフリー化などの改修や改築も見込まれるため有望です。

## 勤務形態

日勤が一般的ですが、出張などがあれば変則的な勤務もあります。

## 給与水準

この資格だけで給与を得ることは困難なため、一般の社員として雇用され、資格手当などがプラスされるのが一般的です。

## 資格取得のルート

東京商工会議所検定センターが主催する検定試験に合格し、取得します。

## 合格者数

（2017年度）

| 級 | 受験者（人） | 実受験者（人） | 合格者（人） | 合格率（%） |
|---|---|---|---|---|
| 1級 | 567 | 473 | 28 | 5.9 |
| 2級 | 26,215 | 23,747 | 11,980 | 50.4 |
| 3級 | 11,906 | 10,839 | 4,483 | 41.4 |

## 資格取得のポイント

検定試験では、年齢や性別、学歴、国籍などは問われないため、だれでも受験することができます。試験は、いずれの級も福祉と住環境との連携や福祉住環境の整備に必要な理論と実践などの分野から出題され、マークシート方式で70%以上の正解率が求められます（1級はマークシート方式と記述式でそれぞれ70%以上で、かつ2級に合格していることが条件となります）。

検定試験は、2、3級は年2回、1級は年1回、全国の主要都市で実施されます。合格するためには、商工会議所などが実施する受験対策セミナーを受講したほうが効率的です。

## 関連団体・組織

東京商工会議所検定センター

https://www.kentei.org/fukushi/

資格・職種

# 音楽療法士

音楽のもつ力を活かし、心身の療養や機能回復を図る

## しごとの内容

音楽を通じて心身に障害のある人に働きかけ、言語や薄れかけた記憶、人間的な感情などを取り戻させ、その回復を図ります。このため、MT（Musical Therapist）とも呼ばれます。

具体的には、単に歌を歌ったり、音楽を聴かせたりするのではなく、音楽療法士が個々の利用者のニーズに合わせて音楽を提供し、その効果を分析しながら実施します。

## 主な職場

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、通所リハビリテーションセンター、障害者福祉施設、精神科病院、作業所、ホスピス病棟、保育所

## 将来性

日本音楽療法学会が国家資格化のための運動を展開しているほか、各方面からもその専門性が高く評価されています。このため、求人はこれから徐々に増えていくものと見込まれます。

## 合格者数

| | |
|---|---|
| 日本音楽療法学会<br>2017 年度現在 | 3,156人 |
| 全国音楽療法士養成協議会<br>2017 年度現在 | 1種（認定大学卒業者）：1,099人<br>2種（認定短大卒業者）：2,798人 |

## 勤務形態

通常、日勤です。

## 給与水準

資格そのものとしては一般に十分知られていないため、この資格だけで就職することは難しい状況です。それでも全国音楽療法士養成協議会の認定音楽療法士称号授与者のうち、1種、2種合わせて892人が音楽療法士として何らかのしごとに従事しています（2017年度現在）。

## 資格取得のルート

音楽療法士の認定は日本音楽療法学会と全国音楽療法士養成協議会の2つの団体が行っています。

日本音楽療法学会の認定資格を得るにはまず学会の認定校に入学し、音楽療法について体系的に学び、必要なカリキュラムを修了して学会認定音楽療法士（補）受験資格を得ることが必要です。

具体的には、（補）資格審査（筆記試験）に合格して（補）資格取得後、学会認定音楽療法士資格審査（面接試験）に合格すると資格が得られます。

また、指定校での履修が困難な人は学会が主催する（補）資格試験受験のための必修講習会を受講し、（補）資格試験の受験資格を得る方法もあります。この場合、①日本音楽療法学会の正会員である、②大学、短大、高等専門学校、専門学校（2年以上）を卒業している、③臨床経験が5年以上あることが要件になります。

全国音楽療法士養成協議会には音楽療法士養成課程をもつ全国の大学と短大が加盟しており、指定カリキュラムの履修により音楽療法士（1種、2種）の資格を得ることができます。

## 合格者状況

〈全国音楽療法士養成協議会認定音楽療法士称号授与者数〉

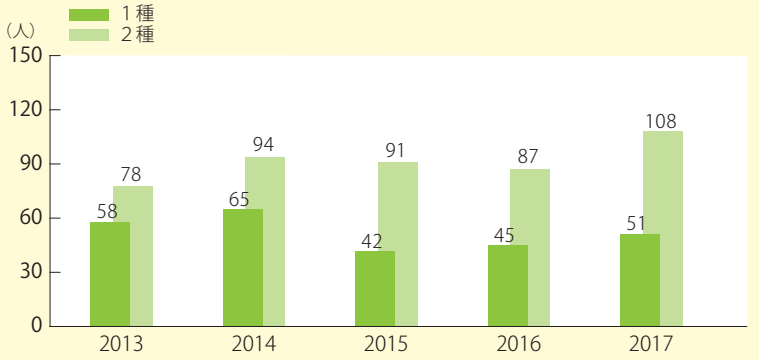


## 資格取得のポイント

最も短期間で資格を取得する場合、音楽療法コースを設けている音楽系大学などに進学し、音楽療法士試験の合格をめざすことになります。

## 関連団体・組織

日本音楽療法学会
http://www.jmta.jp/
全国音楽療法士養成協議会
http://jecmt.jp/

資格・職種

# 健康運動指導士

## 健康的な生活のための運動を指導する

### しごとの内容

国民の体力づくりや健康の増進のため、運動生理学や医学的な基礎知識にもとづき、一人ひとりの身体に合わせた運動プログラムを作成し、運動量やその方法を指導します。

近年の高齢化の進行や運動不足を原因とする糖尿病をはじめ、肥満や動脈硬化、高血圧、心臓病などの生活習慣病を予防し、健康を保持・増進するうえで注目されています。このため、老人福祉施設や病院、地域など、その活動の場は広がっていますが、運動が好きであるだけでなく、人とのコミュニケーション力が求められます。

### 主な職場

健康増進センター、スポーツクラブ、クアハウス、フィットネスクラブ、病院、介護保険施設

### 将来性

国によって「健康日本21」や「健康フロンティア戦略」、医療制度改革の中心的な課題として生活習慣病の予防と高齢者の介護予防が位置づけられているため、有望です。

### 登録者数

全国で1万8,031人（2019年2月現在）

### 勤務形態

原則として日勤です。

## 給与水準

公立の場合、公務員給与規定にもとづきます。私立の場合、公立の場合よりも若干高めです。

## 資格取得のルート

健康・体力づくり事業財団が行う健康運動指導士養成講習会を受講する、または健康運動指導士養成校の養成講座を修了して認定試験に合格し、登録されると取得できます。

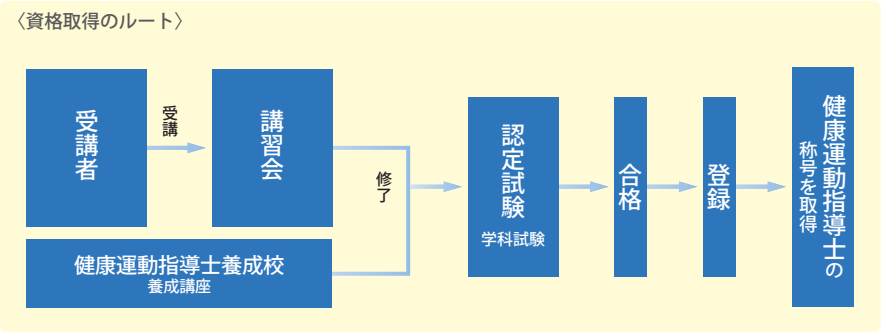


## 合格者状況

（2018年11月23日実施認定試験結果）

| | 受験者数 | 合格者数 | 合格率 |
|---|---|---|---|
| 養成講習会修了者 | 102 | 79 | 77.5 |
| 養成校修了者 | 212 | 173 | 81.6 |
| 再受験者 | 116 | 65 | 56.0 |
| 計 | 430 | 317 | 73.7 |

## 資格取得のポイント

4年制体育系大学などで健康運動指導士の養成校と認定されているのは、2018年4月現在83校ですが、この養成校の卒業生には無講習で受験資格が与えられるようになりました。講習会の受講には4年制大学卒業者で、かつ歯科医師、看護師、理学療法士、作業療法士などの国家資格を有していることが必要なため、講習会の

受講によって受験資格を取得するよりも養成校認定の体育系大学に進学し、資格の取得をめざすほうが効率的と思われます。

なお、講習会にあっては保健師・管理栄養士、4年制体育系大学卒業者には講習の一部の科目が免除されます。

## 関連団体・組織

日本健康運動指導士会
http://www.jafias.net/index.html

健康・体力づくり事業財団
http://www.health-net.or.jp/

日本健康スポーツ連盟
http://www.kenspo.or.jp/

健康運動指導士養成大学全国連絡会議
https://www.shiyouseiko.com/

資格・職種

# 公認心理師

心の問題を抱える人の相談にのり、助言や指導を行う国家資格

## しごとの内容

心の問題は複雑、かつ多様化しており、対応が急務となっています。他の関係者とも連携しながら心理に関する支援を行う制度として臨床心理士がありますが、民間資格であるため活躍の場が広がりにくく、複数の職場を兼務する人が多いため、雇用が不安定であるなどの問題が指摘され、国家資格が強く求められていました。このような状況を背景に、2015年9月に「公認心理師法」が成立、2017年9月に施行され、日本初の心理職の国家資格として「公認心理師」が誕生しました。

公認心理師が行う業務について、「公認心理師法」では次のように定めています。

1.「保健医療、福祉、教育その他の分野において、専門的知識及び技術をもって、心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること。
2.心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
3.心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
4.心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行うこと。

## 主な職場

病院、保健・医療施設、高齢者施設、児童施設、福祉事務所、学校、矯正施設、企業・事業所、自営業

## 将来性

新しい資格で臨床心理士と領域が重なるため、どのように運営されていくのかについては未知の部分が多く残されています。もっとも、心理職の雇用を安定させ、専門性を高める目的で創設された初の国家資格であることから、今後が期待されています。

## 試験の概要

2018年の第1回試験では5～6月の申し込み受付期間内に郵送で申し込みを行い、試験の実施は9月で、11月末に結果の発表が行われました。

また、試験地は北海道、宮城、東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫、岡山、福岡でした。このため、次年度以降もこれに準ずると見込まれます。

試験範囲と時間割

出題形式は五肢、または四肢を基本とする多肢選択形式です。

試験範囲：公認心理師として具有すべき知識および技能

＜時間割（2018年9月9日実施・第1回試験）＞

| 午前 | 時間 |
|---|---|
| 試験時間 | 10：00～12：00（120分） |
| 弱視等受験者（1.3倍） | 10：00～12：40（160分） |
| 点字等受験者（1.5倍） | 10：00～13：00（180分） |

| 午後 | 時間 |
|---|---|
| 試験時間 | 13：30～15：30（120分） |
| 弱視等受験者（1.3倍） | 13：50～16：30（160分） |
| 点字等受験者（1.5倍） | 13：50～16：50（180分） |

＜試験の項目と出題割合＞

| 到達目標（目安） | 出題割合 |
|---|---|
| ①公認心理士としての職責の自覚 | 約９％ |
| ②問題解決能力と生涯学習 | |
| ③多職種連携・地域連携 | |
| ④心理学・臨床心理学の全体像 | 約３％ |
| ⑤心理学における研究 | 約２％ |
| ⑥心理学に関する実験 | 約２％ |
| ⑦知覚及び認知 | 約２％ |
| ⑧学習及び言語 | 約２％ |
| ⑨感情及び人格 | 約２％ |
| ⑩脳・神経の働き | 約２％ |
| ⑪社会及び集団に関する心理学 | 約２％ |
| ⑫発達 | 約５％ |
| ⑬障害者（児）の心理学 | 約３％ |
| ⑭心理状態の観察及び結果の分析 | 約８％ |
| ⑮心理に関する支援（相談、助言、指導その他の援助） | 約６％ |
| ⑯健康・医療に関する心理学 | 約９％ |
| ⑰福祉に関する心理学 | 約９％ |
| ⑱教育に関する心理学 | 約９％ |
| ⑲司法・犯罪に関する心理学 | 約５％ |
| ⑳産業・組織に関する心理学 | 約５％ |
| ㉑人体の構造と機能及び疾病 | 約４％ |
| ㉒精神疾患とその治療 | 約５％ |
| ㉓公認心理師に関係する制度 | 約６％ |
| ㉔その他（心の健康教育に関する事項等） | 約２％ |

## 合格者数

2万7,876人（第1回試験〈2018年9月9日実施〉分）

## 資格取得のルート

公認心理師試験受験資格には以下の8つのルートがありますが、基本的には4年制大学で所定の科目を履修後、大学院を修了する、または実務経験を積むなどが必須となっています。また、2022年までの特例措置として、実務経験を5年以上積んでいる人については、定められた講習を受講することで受験資格を得ることができます。

なお、履修すべき科目や自分が実際にどの区分に該当するかは、日本心理研修センターのホームページで「受験の手引き」を参照してください。

〈資格取得のルート〉

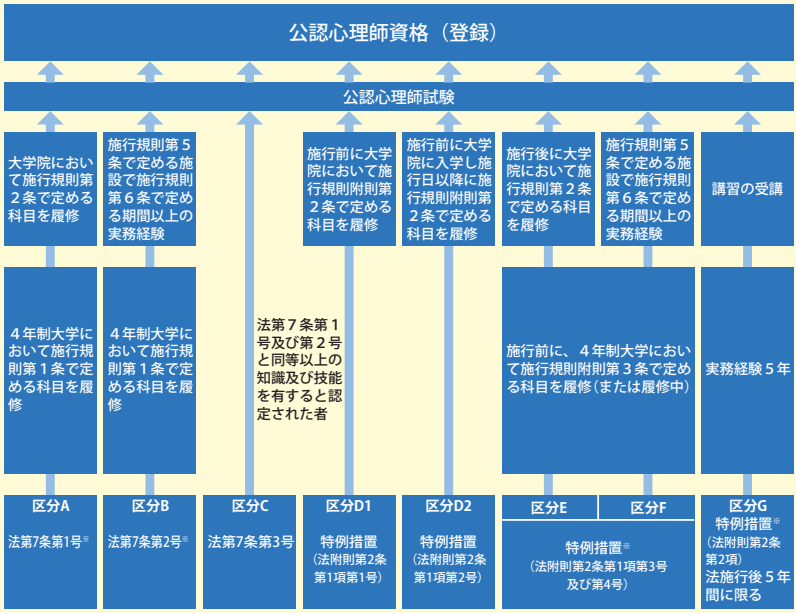


※該当条文に基づく受験資格取得者には、施行規則で定める「準ずるもの」を含む。
出典：日本心理研修センター。一部修正

## 資格取得のポイント

臨床心理士と同様、資格を得るには基本的には大学院まで進み、一定の科目を履修することが求められます。また、試験を実施している日本心理研修センターのホームページなどで情報を得てください。

## 関連団体・組織

一般財団法人日本心理研修センター
http://shinri-kenshu.jp/guide.html

資格・職種

# 臨床心理士

心の問題を抱える人に対し、臨床心理学などにもとづく専門的な援助を行う

## しごとの内容

心理学的な技法によって対象者を検査・診断し、さまざまな心理療法を行います。

具体的には、心の問題や悩みなどについて臨床的な心理学の技法を用いて解決を図ったり、相談に応じたりします。このため、業務にあたっては心理診断の能力や心理治療的援助、技法上の的確な処置能力、人的援助システムの管理能力などが求められます。

## 主な職場

病院、精神保健福祉センター、デイケアセンター、少年鑑別所、児童相談所、学生相談所、教育相談機関、企業内診療所、自営業

## 将来性

心理系の資格は2015年9月、「公認心理師法」が議員立法で成立し、「公認心理師」として国家資格化されました。臨床心理士は日本臨床心理士資格認定協会の認定資格ですが、とくに臨床心理学の専門職として今後も活躍が期待されています。

近年、不登校や校内暴力、いじめによる自殺や少年犯罪・非行などが社会問題となっており、すべての公立の小・中学校、高校にスクールカウンセラーを派遣することとされているため、将来性は十分です。

## 有資格者数

3万4,504人（2018年4月現在）

## 勤務形態

原則として日勤ですが、まだ非常勤の場合のほうが多いようです。

## 給与水準

公務員やこれに準じた関係機関の場合、公務員給与規定にもとづきます。病院など民間の場合、公務員給与規定に準じて資格手当が付くこともあります。

なお、開業者はまだ一部ですが、なかには年収500万～600万円と高収入を得ている人もいます。

## 資格取得のルート

臨床心理士を養成する指定大学院、または専門職大学院を修了し、所定の要件を満たして認定試験の受験資格を得る、もしくは諸外国で指定大学院と同等以上の教育歴を有する、あるいは医師免許取得者であって臨床経験を2年以上積むなどして認定試験の受験資格を得ます。そのうえで、日本臨床心理士資格認定協会が実施する臨床心理士試験に合格し、資格を取得します。

ただし、資格の取得後、5年ごとに資格の更新が義務づけられ、過去5年間、学会活動やワークショップへの参加、認定協会主催の研修会への参加などがポイントとして評価されます。更新時に最低15ポイントを取得していることが必要です。

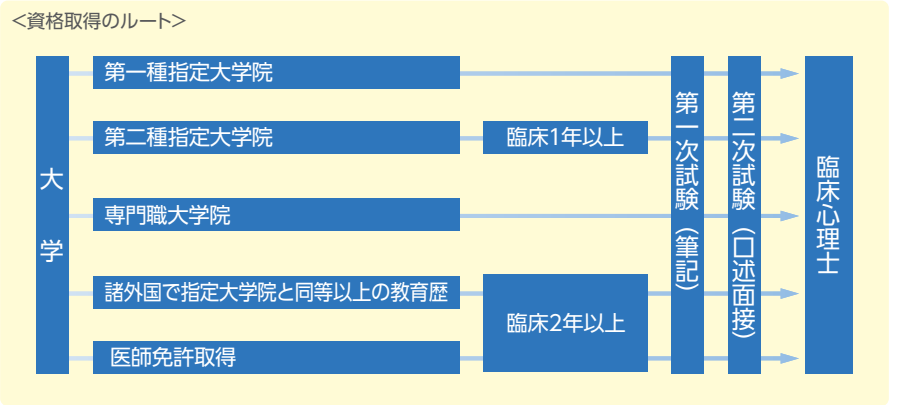

## 臨床心理士試験の概要

| | |
|---|---|
| 試験内容 | 〈筆記試験〉<br>設問=100題<br>①臨床心理査定<br>②臨床心理面接<br>③臨床心理的地域援助<br>④①～③の研究調査<br>⑤臨床心理士に関する倫理・法律等の基礎的知識及び技能<br>小論文=1001字以上1200字以内<br>〈口述面接〉 |
| 試験日 | 年1回、10～12月 |
| 試験場 | 東京 |
| 申し込み期間 | 7～8月ごろ |
| 受験手数料 | 資格審査料30,000円。認定料50,000円 |

## 合格者状況

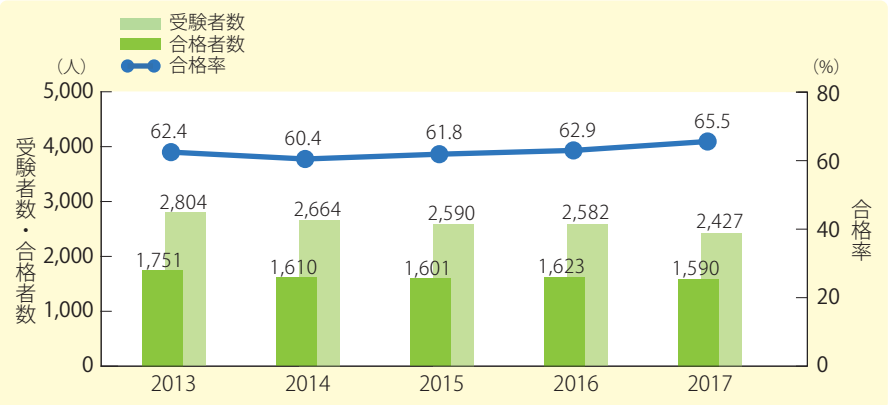


## 資格取得のポイント

試験科目は臨床心理査定や臨床心理面接、臨床心理的地域援助などのため、心理学系統の学問を学びます。

また、実務経験が必要な場合、学校を卒業後、教育相談機関や病院等の医療施設など、心理臨床の経験として認められる職場に就くことが大切です。

## 関連団体・組織

日本臨床心理士会
　https://www.jsccp.jp/
日本臨床心理士資格認定協会
　http://fjcbcp.or.jp/

資格・職種

# カウンセラー

人が抱えるさまざまな問題に対し、相談に応じて助言を与え、精神面での援助やメンタルケアを行う

## しごとの内容

個人のさまざまな問題について相談に応じ、必要な情報を提供したり、心理治療的な助言・指導をしたりしてその解決を図ります。なかでも注目されるのは産業カウンセラーで、日本産業カウンセラー協会は、産業カウンセラー、シニア産業カウンセラー、キャリア・コンサルタントの3つを認定しています。試験は毎年1回、日本産業カウンセラー協会が実施しています。

このしごとはケースワーカーと違い、具体的な援助が伴わないうえ、専門の資格なども問われないものの、相談者との信頼関係を保ちながら問題の解決を図っていくことが重要です。このため、心理学や社会学、教育学、精神医学、人間科学などの専門的な知識が求められます。

## 主な職場

心療内科、精神科病院や診療所、大学の学生相談室、企業・事業所、民間カウンセラーセンター、教育研究所、小・中学校

## 将来性

国家資格ではありませんが、しごとの内容自体は将来にわたって重要なものです。

また、「障害者総合支援法」のもとで障害者施策の整備・拡充が図られるほか、児童・生徒の不登校や暴力行為などの問題行動に対処すべく、小・中学校にスクールカウンセラーを配置する市町村も増えつつあるため、将来性

は十分です。もっとも、この場合、臨床心理士や公認心理師の有資格者が望まれます。

## 従事者数

職種や職名がさまざまなため、詳細は不明です。日本産業カウンセラー協会の会員数は3万1,830人（2018年2月末現在）です。

## 勤務形態

所属する企業・事業所などによります。

## 給与水準

所属する企業・事業所などによります。

## 就職のルート

福祉系大学や一般大学、大学院に進学し、心理学や社会学、教育学、精神医学、人間科学などの専門科目の単位を取得したり、看護系大学や短大、高校、養成機関などを卒業したりしてしごとに就きます。

## 採用状況

個々に採用試験を行っているため、詳細は不明です。

## 就職するためのポイント

福祉系大学や一般大学、大学院で心理学や社会学、教育学、精神医学、人間科学などの専門科目の単位を取得するだけでなく、臨床心理士・公認心理師の資格や教員免許を取得する、または看護師の資格を取得したほうが有利です。

なお、全国心理業連合会や日本教育カウンセラー協会ではそれぞれプロフェッショナル心理カウンセラー、教育カウンセラーの資格認定を行っています。

## 関連団体・組織

日本産業カウンセラー協会
http://www.counselor.or.jp/

全国心理業連合会

http://www.mhea.or.jp/index.html

日本教育カウンセラー協会

http://www.jeca.gr.jp/

資格・職種

# スクールソーシャルワーカー(SSW)

子どもに寄り添い、生活におけるさまざまな問題を解決すべく支援を行う

## しごとの内容

常に子どもに寄り添い、毎日の生活におけるさまざまな悩みやいじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などに対し、事態を解決すべく支援することはもとより、状況によっては子どもを教育する教員も支える専門職です。

日本では、いじめや仲間はずれ、無視など人権にかかわる問題があとを絶たず、このような問題に対処するスクールソーシャルワーカーの養成・確保も国際的に大きく遅れています。このため、文部科学省はこれまで補助金を増額してきたものの、法定義務とされていなかったため、自治体によって配置にばらつきがありました。

そこで、同省は2015年度から全国の公立小・中学、高校に教員とは別にスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、教員を支援し、複雑化する課題に「チーム学校」として対応するしくみづくりを検討しています。

## 主な職場

全国の公立小・中学、高校、教育委員会、教育事務所

## 将来性

全国の小・中学、高校や教育委員会等への配置も増えており、将来性の高い職種です。

## 従事者数

2,247人（2015年に全国の小・中学校に配置された人数）。2019年度の配

置目標人数は、全中学校区をカバーする1万47人。

## 勤務形態

当面、複数の学校を非常勤で勤務しますが、予算措置や人材の育成によっては常勤も期待できます。

## 給与水準

交通費別で、１時間当たり2,500～5,000円が相場のようです。

## 資格取得のルート

臨床心理士や公認心理師は資格を取得した後、指定された保健福祉系の大学院に進学・卒業する必要があります。社会福祉士、精神保健福祉士は、資格を取得したあと、日本ソーシャルワーク教育学校連盟が認定するスクールソーシャルワーク教育課程の教育課程を修了します。

## 試験の方法

スクールソーシャルワーカーという資格試験はありませんが、前記にあげた資格を得て、教育課程を修了し、就職先が行う書類審査や面談を経て採用になります。なお、公務員の場合は公務員採用試験に合格する必要があります。

## 資格取得のポイント

臨床心理士や公認心理師、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を取得することが必要です。

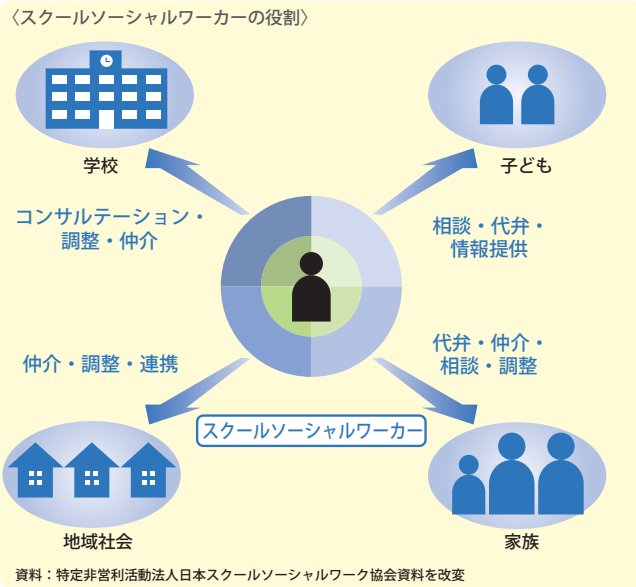

資料：特定非営利活動法人日本スクールソーシャルワーク協会資料を改変

## 関連団体・組織

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
　http://www.jascsw.jp/
特定非営利活動法人日本スクールソーシャルワーク協会
　http://sswaj.org/
日本学校ソーシャルワーク学会
　https://www.jssssw.jp/

資格・職種

# 司法ソーシャルワーカー

高齢者や障害者など、法の助けを求めている人の相談にのり、司法と福祉の双方から支援を行う

## しごとの内容

高齢者や障害者などで法律の知識がない、またはコミュニケーションが不自由である人が法律にかかわる問題で困っているとき、司法・行政・福祉が連携して直接働きかけ、課題解決への支援をすることを「司法ソーシャルワーク」といいます。その支援の仕組みのなかで、援助を必要としている人と実際にかかわり、必要な支援の方法を組み立てる役割を担うのが司法ソーシャルワーカーです。そのカギとなるのが「アウトリーチ型の対応」です。このため、司法ソーシャルワーカーの側から困っている人に働きかけていくことが求められます。

また、詐欺に遭うなど、要援助者が被害者となるケースだけでなく、刑事事件で起訴されるケースにも支援を行います。この場合、捜査・公判の段階からかかわり、地域で安心・安定して暮らしていくために必要な福祉的支援を行います。このような取り組みはとくに「入り口支援」と呼ばれています。

具体的には、弁護士との情報交換、拘留中の本人との接見、関係機関や福祉サービスの調整、更生支援計画書の作成、公判での情状にかかわる証言、地域へのつなぎとアプローチ、などです。

## 主な職場

矯正施設、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方検察庁、法律事務所、自営業

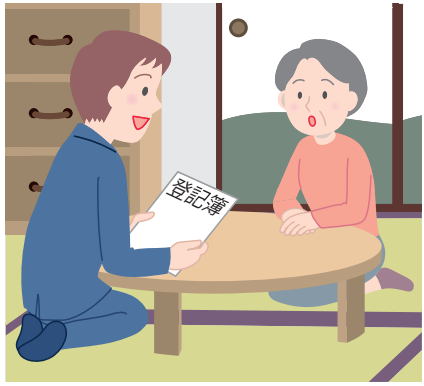


## 将来性

司法ソーシャルワークという支援の仕組みは新しく、まだ司法ソーシャル

ワーカーの役割や立場が一定していないほか、制度も整っていないのが現状です。しかし、超高齢社会のなかで法律の壁に阻まれて十分な支援が受けられていない人が増加しており、社会福祉と法律の双方の知識をもち、社会的弱者の立場から考えられる人材が一層求められると見込まれます。

## 勤務形態

勤務先により異なります。更生保護施設など公的施設に常勤の場合、8:00～18:00を中心とした日勤が一般的です。また、検察庁などに非常勤職員として勤務するケースもあります。

## 給与水準

勤務先や雇用形態によって幅があります。病院や施設で相談業務を行う社会福祉士の月収は20万円前後です。

## 資格取得のルート

司法ソーシャルワーカーという資格そのものはありませんが、社会福祉士の資格をもつ人が法律の知識を身につけ、働いている場合が多いようです。都道府県社会福祉士会などが司法ソーシャルワーカーの養成講座を開講している場合があります。また、弁護士の資格をもち、司法ソーシャルワークに取り組む人もいます。

＜刑事司法ソーシャルワーカー養成講座の内容例＞（東京社会福祉士会）

①司法福祉の最近の状況
②刑事事件の流れ（捜査・公判）：逮捕から起訴 (捜査)、起訴から判決(公判)、手続の各段階での福祉との連携
③少年事件の流れ：少年事件の手続・福祉との連携
④検察庁の入口支援
⑤刑事弁護に関わる社会福祉士の実践：刑事司法との連携における福祉の役割、事例報告
⑥検討事例：事前解説、事例検討（グループワーク）
⑦更生支援計画の作成（グループワーク）
⑨発表
⑩講評・ディスカッション

## 資格取得のポイント

司法ソーシャルワーカーの仕事は相談業務がメインとなります。その意味で、司法ソーシャルワーカーをめざすうえで社会福祉士の資格は必須といえるでしょう。

## 関連団体・組織

公益財団法人　日本社会福祉士会
　http://www.jacsw.or.jp/
公益財団法人　東京社会福祉士会
　http://www.tokyo-csw.org/
一般社団法人　東京精神保健福祉士協会
　http://www.tokyo-psw.com/
法テラス
　https://www.houterasu.or.jp

資格・職種

# 児童心理司

## 子どもや親の悩みに対して心理学的側面から援助する

### しごとの内容

児童やその保護者などの相談に応じ、診断面接や心理検査、観察などによって心理診断、また、必要な助言や指導を行います。

具体的には、その心理状況の把握や検査、施設利用の適否、援助計画の策定、レクリエーション、クラブ活動などの個別療法や集団療法などの理学的な技法を用い、援助を行います。

### 主な職場

児童相談所

なお、以下の職場では「心理判定員」と呼ばれています。身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、福祉事務所、障害者支援施設、障害児入所施設

### 将来性

子どもや親の心の問題にかかわる専門職として注目されています。厚生労働省の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（2018年）では、2022年までに現状よりも約800人増員し、2,150人とする目標が盛り込まれています。

### 従事者数

1,379人（2017年4月現在の児童相談所における配置数）

### 勤務形態

原則として日勤です。

### 給与水準

公務員の場合、公務員給与規定にもと

づきます。施設職員の場合でもおおむね公務員給与規定にもとづき、決められています。

## 就職のルート

大学で心理学などを専攻、卒業後に採用試験に合格し、しごとに就きます。

採用の形態は自治体により一般の公務員試験を通じて配属される場合もあれば、専門職として採用される場合もあります。

なお、施設の場合、独自に採用試験を行って採用しています。

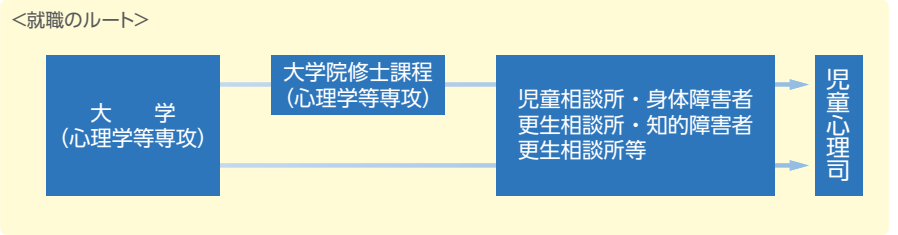


## 就職のポイント

国家資格ではありませんが、心理学系統の素養が求められるため、大学院の修士課程で心理学関係の研究科を修了すればより有利です。

## 関連団体・組織

自治体、児童相談所

資格・職種

# 職能判定員

身体障害者や知的障害者がその人の能力に応じた仕事を見つけ、職業生活に従事できるように支援する

## しごとの内容

身体障害者や知的障害者が就職できるよう、相談に応じたり、職業リハビリテーションや生活指導を行ったりします。このため、医師や児童心理司・心理判定員、生活支援員などと協力しながら作業標本テストや質問紙法の標準テスト、面接などを通じて職業能力を評価し、能力に応じた自立生活を送ることができるよう、判定を行います。

## 主な職場

障害者職業センター、障害者職業能力開発校、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、公共職業安定所（ハローワーク）、障害者支援施設

## 将来性

身体障害者更生相談所や公共職業安定所（ハローワーク）の援護担当の職員が兼務している場合が多いですが、就業者はまだ少ないため、今後、十分期待されます。

## 従事者数

67人（2017年10月現在。心理判定員も含む）

## 勤務形態

いずれも公務員のため、原則として日勤です。

## 給与水準

公務員給与規定にもとづきます。

## 就職のルート

大学で心理学などを専攻し、卒業後に公務員の試験に合格してしごとに就きます。

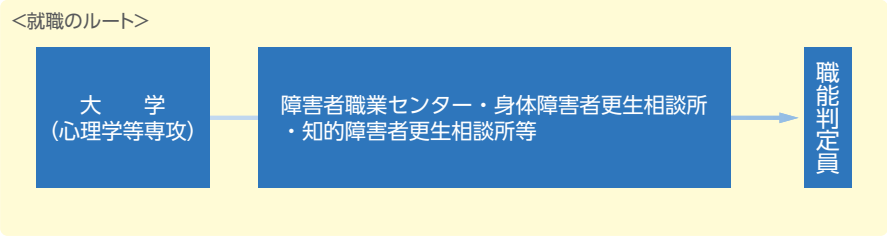


## 就職のポイント

心理学はもとより、社会福祉学なども履修しておくと有利です。

## 関連団体・組織

自治体

資格・職種

# 救急救命士

救急車内や事故、災害の現場で、けがや病気の人の救急救命処置を行う

## しごとの内容

事故・災害現場や救急車内などで、けがをしている人や病気の人に救急救命処置を施す医療専門職です。止血処置やバイタルの測定といった一般的な医療活動のほか、心臓や呼吸の止まっている人に対し、医師の指示を受けて点滴や気道の確保などの特定行為を行うこともあります。すみやかに傷病者のもとへ駆けつけ、救急救命処置によって人の命を救うという、やりがいのあるしごとといえるでしょう。

一方、本来、救急救命士は緊急度の高い重症の傷病者に対応する役割を担っていますが、実際に救急搬送された人の約半数は搬送先の医療機関で軽症と診断され、帰宅しているといわれています。また、一人暮らしの高齢者などがタクシー代わりに救急車を要請したり、終末期の高齢者で延命治療を望んでいなかったにもかかわらず、周囲の人があわてて救急車を要請してしまったりすることもあります。さらに、搬送先の医療機関がすぐに決まらず、救急車から何回も問い合わせをしなければならない、といったことも起きることがあります。

このように救急救命士の職務を含む救急医療にはさまざまな課題が指摘されており、救急医療の最前線で働く救急救命士にとって厳しい環境であるともいえます。長寿化が進み、高齢者を対象とする業務がさらに増えることが予想されますが、これからの救急救命士にはさまざまな課題に気概をもって取り組むことが期待されています。

〈年齢区分別搬送人員の割合〉

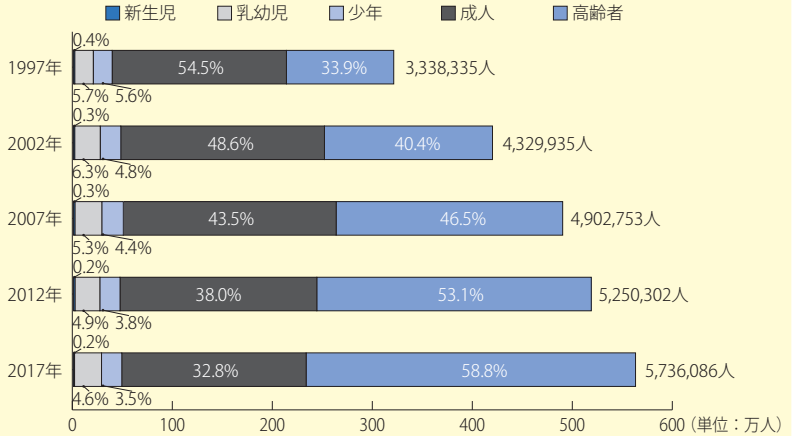


出典：総務省消防庁『救急・救助の現況』を一部修正

出典：総務省消防庁『救急・救助の現況』

〈傷病程度別の搬送人員数〉

表　傷病程度別の年齢区分別の搬送人員数（2016年）

| 全体 | 小児（18歳未満） | 成人（18歳～65歳） | 高齢者（65歳以上） | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| 死亡 | 784（0.1） | 12,558（0.7） | 62,637（1.9） | 75,979（1.4） |
| 重症（長期入院） | 9,830（20.2） | 107,958（5.6） | 352,369（11.0） | 470,157（8.4） |
| 中等症（入院診療） | 114,979（23.7） | 618,859（32.3） | 1,568,711（48.8） | 2,302,549（41.0） |
| 軽症（外来診療） | 360,041（74.0） | 1,177,850（61.4） | 1,231,310（38.3） | 2,769,201（49.3） |
| その他 | 309（0.06） | 1,229（0.1） | 1,794（0.1） | 3,332（0.1） |
| 合計 | 485,943（100） | 1,918,454（100） | 3,216,821（100） | 5,621,218（100） |

約10%

出典：総務省消防庁『救急・救助の現況』を一部修正

出典：総務省消防庁『救急・救助の現況』を一部修正

## 主な職場

消防機関、医療機関

## 将来性

急病や事故、災害のときに活動する救急救命士は社会においてなくてはならない存在です。救急救命士の勤務先はほとんどが消防機関であり、消防庁では3人1組の救急隊のうち、少なくとも1人は救急救命士の資格をもつよう、呼びかけています。また、最近では病院にも活躍の場が広がっています。救急隊との調整、医師や看護師の診療の補助、ドクターカーで現場に向かうなどが主な業務です。近年、東日本大震災や頻発する豪雨災害などを受け、現場での救急救命士の活動に注目が集まっています。本来、医師ではない救急救命士が命を救うために行う「特定行為」の範囲も順次拡大されてきており、重要性はさらに高まっていくものと考えられます。

## 試験の概要

救急救命士の国家試験は年1回、例年3月上～中旬の日曜日に行われます。合格発表は例年3月下旬。試験地は北海道、東京都、愛知県、大阪府、福岡県。試験科目は患者搬送などを含む基礎医学、臨床救急医学総論、臨床救急医学各論（一）～（三）。医学の基礎知識や救急分野に特化した問題も出題されます。マークシート式の筆記試験のみで合否が判定されます。

＜出題内容と出題割合＞

| | | |
|---|---|---|
| 専門基礎分野 | Ⅰ人体の構造と機能 | 約6％ |
| | Ⅱ疾患の成り立ちと回復の過程 | 約3％ |
| | Ⅲ健康と社会保障 | 約3％ |
| 専門分野 | Ⅰ救急医学概論 | 約28％ |
| | A病院前医療概論 | 約7％ |
| | B救急救命処置概論 | 約19％ |
| | C必要な医学知識 | 約2％ |
| | Ⅱ救急症候・病態生理学 | 約23％ |
| | A救急病態生理学 | 約9％ |
| | B救急症候学 | 約15％ |
| | Ⅲ疾病救急医学 | 約19％ |
| | Ⅳ外傷救急医学 | 約14％ |
| | Ⅴ環境障害・急性中毒学 | 約5％ |

## 合格者状況

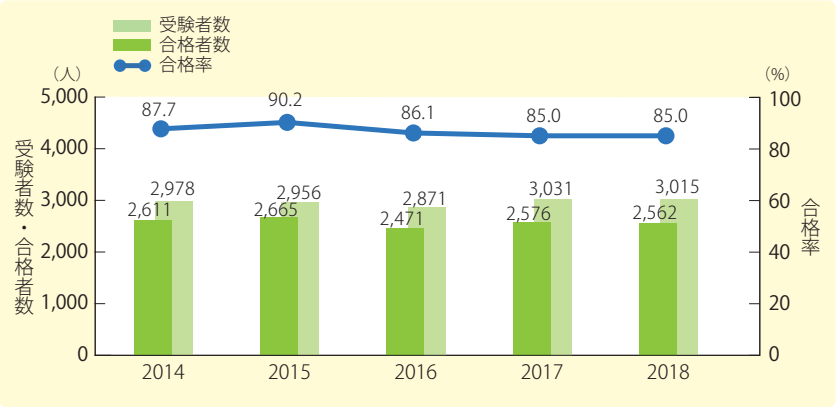


## 従事者数

5万1,369人（2015年12月末現在）

救急救命士の資格を有する消防職員　3万5,775人（2017年4月1日現在）

## 勤務形態

消防機関の規模や自治体によって勤務形態は異なりますが、勤務がある日は24時間体制で翌日が非番という場合が多いようです。勤務時間内に「待機」や「仮眠」の時間も含まれます。病院では24時間体制のほか、勤務時間が決められている場合もあります。

## 給与水準

消防機関に勤務する場合は地方公務員となり、自治体によって異なるものの、平均年齢38．6歳で月収約40万円に加え、出動手当なども支給されます。勤続年数に応じた昇級もあります。

## 資格取得のルート

資格取得のルートは大きく分けて2つあります。

①専門学校を卒業する

高校を卒業後、専門学校で学び、救急救命士国家試験を受験して合格します。

さらに、消防官採用試験を受けて合格すると救急救命士として消防署にて働くことができます。

②資格取得前に消防署へ勤務する

消防署の消防官採用試験を受けて合格し、消防署で消防隊員として勤務します。5年以上、または2000時間以上救急業務を経験し、6か月以上養成校で救急業務に関する講習を受けることで、救急救命士国家試験の受験資格を得られます。

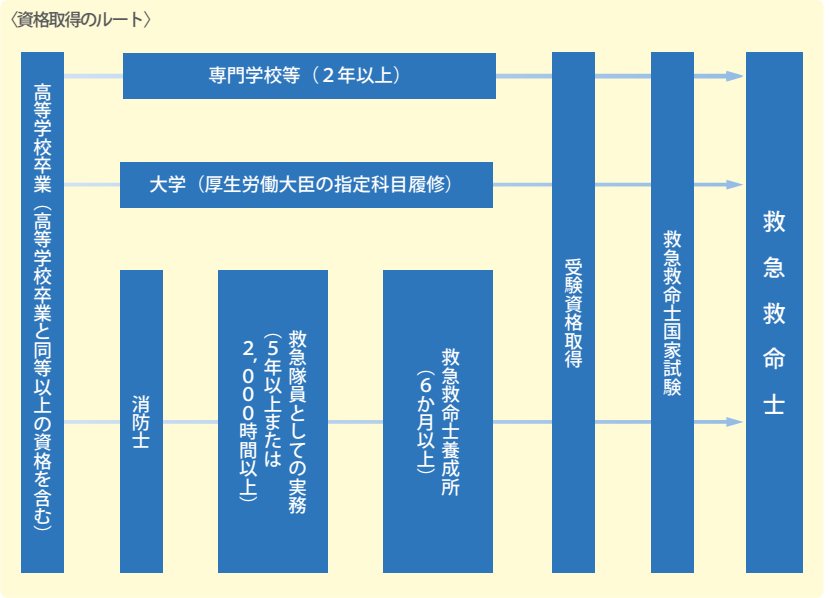


## 資格取得のポイント

救急救命士国家試験は高校を卒業後、専門学校で学ぶ、もしくは大学で指定科目を修了することで受験資格を得られます。消防機関に勤務後に資格取得をするルートもありますが、こちらは5年、または2000時間以上の救急隊員としての勤務、および救急業務研修の受講が必要となり、かなりの時間が必要です。救急救命士の資格取得者、あるいは取得見込み者を優先的に採用する自治体もあるため、まずは専門学校などで学び、試験に合格するのが救急救命士として働くうえでの早道といえるでしょう。

## 関連団体・組織

一般社団法人　日本救急救命士協会
https://www.paramedics.jp/

資格・職種

# 高等学校福祉科教諭

高齢者や障害者などの支援を志望する高校生に専門的な知識と技術を教育し、介護福祉士などの資格の取得につなげる

## 概要

高等学校教諭一種免許（福祉）の資格をもち、高校生に対して福祉に関する教育を行い、介護福祉士試験の受験資格を取得してもらい、高齢者や障害者などの支援に従事する人材の養成に努めます。

なお、このしごとに就く人は社会福祉の教育に関する専門的な知識と技術、資格を有していることはもとより、福祉科をもつ高校では高等学校福祉科教諭のうち、1人はすべての教科における教育課程の編成等の教務に関する主任者であるとともに、養成施設などの専任教員として3年以上の実務経験のある人を置くことになっています。それだけに、教育者として高いヒューマニティと資質が要求されます。

## 主な職場

福祉系高校

## 将来性

介護業務の労働条件の改善がまだ十分でない、また、カリキュラムが約1.5倍に増えたなどを背景に、福祉系高校は2008年度の220校をピークに、その後、減少に転じ、2017年度は97校になっています。しかし、長い目で見れば福祉教育を担う教員の養成・確保は今後も求められていくでしょう。

## 就業者数

公表されたものはありません。なお、全国の福祉科の生徒数は8,769人（2017年現在）です。

## 勤務形態

通常の教員の勤務形態となるため、公務員と同等の勤務形態になりますが、夜間に授業を行う定時制や通信教育課程の高校というケースもあります。

## 給与水準

公立の場合、公務員の給与規定による。私立の場合も公務員の給与規定に準ずることになっているため、公立の場合とほぼ同様の水準と思われます。

## 就職のルート

福祉系大学や一般の大学などで所定の科目を履修し、「福祉」に対応する教員の免許を取得することになります。免許には「一種免許状（福祉）」（大学卒業程度）、専修免許状（福祉）」（大学院修士課程卒業程度）があります。

なお、介護福祉基礎、コミュニケーション技術、生活支援技術、介護過程、介護総合演習、または介護実習を教授する教員のうち、1人は介護福祉士の資格を取得している人で、かつ資格の修得後、5年以上の経験がある人、または介護福祉士の資格を取得している人で、かつ文部科学大臣と厚生労働大臣が別に定める基準を満たす研修を修了した人、その他これらに準ずるものとして文部科学大臣が別に定める人を置くことになっています。

また、「こころとからだの理解」を教授する教員のうち、1人は医師や保健師、助産師、看護師の資格を有し、かつ資格の取得後5年以上の実務経験がある人、もしくはこれらの資格を有し、かつ文部科学大臣と厚生労働大臣が別に定める基準を満たす研修を修了した人、その他これらに準ずるものとして文部科学大臣が別に定める人を置くことになっています。

いずれにしても、実際に教諭として福祉を担当するには教員採用試験に合格してはじめて各学校に採用されることになります。

〈資格取得のルート〉

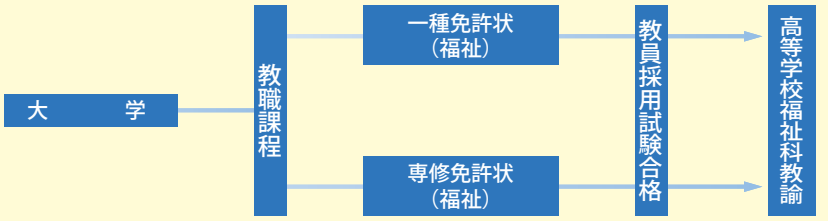


## 関連団体・組織

自治体